

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立特別支援教育総合研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	該当なし(不要と判断しているものはない。)
不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	該当なし(不要な施設と判断しているものはない。)
なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	自主的な見直しにより、資産貸付料収入の見直しや著作権の設定を行っている。
2. 事務所等の見直し	
国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、他法人と共に学術総合センターに集約化済みである。このことにより、平成24年度は賃貸借料等を1,856千円削減できた。
東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、他法人と共に学術総合センターに集約化済みである。このことにより、平成24年度は賃貸借料等を1,856千円削減できた。
海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 ----- このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし(海外事務所を有していない。)
職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし(平成23年度において、職員研修館を廃止し、防災用品備蓄倉庫として利用することとし、平成24年度からその使用を開始した。)
本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	該当なし(不要と判断したものはない。)

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施し、随意契約については真にやむを得ないものに限るとともに、一者応札・一者応募については入札参加要件の緩和(必要最小限の競争参加資格の等級とした。)、詳細な調達情報の提供(調達予定をあらかじめホームページに掲載、物品・役務について公告と同時に仕様書等(PDF版)をホームページに掲載)、十分な公告期間の確保等(一般競争入札の公告期間を14日から20日に変更)等の見直しを行った。</p> <p>平成22年度の状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等142,109千円(81.4%)、競争性のない随意契約20,316千円(11.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等25件(78.1%)、競争性のない随意契約5件(15.6%)</p> <p>平成23年度の状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等76,973千円(70.0%)、競争性のない随意契約31,912千円(29.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等16件(76.2%)、競争性のない随意契約4件(19.0%)</p> <p>平成24年度の状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等168,441千円(92.5%)、競争性のない随意契約12,644千円(6.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等12件(70.6%)、競争性のない随意契約4件(23.5%)</p> <p>平成25年度の状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等69,087千円(69.3%)、競争性のない随意契約10,974千円(11.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等15件(75.0%)、競争性のない随意契約3件(15.0%)</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立特別支援教育総合研究所と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし(関連法人を有していない。)
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	平成26年1月27日に4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置して具体的な検討を行い、平成26年7月25日にとりまとめを行った。共同調達に係るとりまとめの内容については以下のとおり。 (実施予定) 物品の共同調達【蛍光管(26年度)、封書運送業務(メール便)(27年度)、事務用品等(27年度)】 (実施に向け検討) 物品の共同調達(電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借) なお、4法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていき、更なる効果的・効率的な業務運営を図る。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	-
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	官民競争入札の先行事例を調査して検討を進めているが、検討に当たっては事業規模の小ささなどが課題となっている。 なお、平成28年度導入予定の電子計算機システム保守業務一式について、公共サービス改革基本方針に基づき民間競争入札を実施する予定である。さらに、本研究所の施設管理運営については、電気の一般競争入札を実施し、警備業務、自動ドア保守業務、エレベーター保守業務等についても一般競争入札による複数年契約を行っている。これらにより、引き続き経費の節減を図っている。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	公共サービス改革プログラム(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)の内容をもとに、対応について検討を進めている。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	

<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、役員の給与水準の公表を毎年行っている。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」に準拠しており、国家公務員と同等の基準としている。また、国と異なる諸手当等は設けていない。さらに、監事による監査及び評価委員会において報告しチェックを受けている。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国に準じた取扱いとなっている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の事業区分に基づき、所要額を原則として積み上げ方式で積算し、徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>監査・コンプライアンス室を設置し、内部監査業務を行っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>施設使用料について、不動産鑑定士による料金の鑑定ならびに受益者の負担を適正に行う観点から料金改定を行った。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>研究成果報告書のうち、ガイドブック等については著作権を設定して市販化を行っている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、専門的知識を有する者を委員とする外部評価部会を設置し、研究成果に係る評価を実施し、評価結果を分析し次年度計画等に反映させている。また、各種校長会長や大学等の外部有識者等で構成する運営委員会を設置し、毎年度の事業計画や業務実績報告に係る審議を行っている。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業は行っていない。)</p>

No	12	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
----	----	----	-------	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研究活動	研究課題の精選	23年度から実施	ナショナルセンターとして行うべき実際の・先導的研究課題を精選する。	2a	研究課題については、研究基本計画等に従い、特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえつつ、理事長による国の政策課題、教育現場の課題に対応した優先課題の選定を行うなど、一層精選、重点化して研究活動を展開している。 平成26年度においても引き続き、国の喫緊の課題であるインクルーシブ教育システムの構築や教育におけるICT（情報通信技術）活用に関する研究に予算の重点配分を行った。	今後もナショナルセンターとして行うべき実際の・先導的研究課題を精選する。
02 研修事業	特別支援教育研究研修員制度の効率化・合理化	23年度から実施	ナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。	2a	特別支援教育研究研修員制度については、各都道府県教育委員会等に対し意見照会を行い、派遣する教育委員会の偏りの解消、今後の受講者の増加を見込める余地があるかを検討したが、その可能性はきわめて低いと結論づけたことから、平成23年度限りで本制度自体を廃止した。 さらに各研究協議会についても見直しを行い、「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」については、各都道府県等において同じ目的の研修が実施されるようになったことから、平成24年度をもって廃止した。また、国の政策的課題に対応する「就学相談・支援担当者研究協議会」を平成25年度に新設し、平成26年度においても引き続き実施することとした。 なお、特別支援教育専門研修及び各研究協議会については、平成23年度から外部講師による講義を減らすなどの見直しを行っている。引き続き、研修の在り方を見直しを進める。 (予算) 平成22年度26,681千円、平成23年度22,420千円、平成24年度20,178千円、平成25年度18,160千円、平成26年度17,695千円	今後もナショナルセンターが行う研修としての在り方を見直し、経費を縮減する。
03 教育相談	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	教育相談年報について、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。	2a	平成23年度から、「教育相談年報」を「世界の特別支援教育」と統合し、インターネットを活用した提供を引き続き行っている(実績：平成22年度987千円 平成23年度31千円)。 第3期中期計画において、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進めることを明確に位置付け、本システムを効果的に運用できるようシステムの充実を図った。 「教育相談データベース」は、第3期中期計画において、実態をより適切に表すため、その名称を「教育相談情報提供システム」と改めた。	今後も統合した刊行物について、インターネットを活用した提供を行い、また、教育相談データベースの効果的運用の推進を図る。
04 情報普及	事業の効果的・効率的な実施	23年度から実施	国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。	2a	平成23年度において、国際交流に関する英文刊行物「Journal of Special Education on Asia Pacific」、「NISE Newsletter」及び「NISE Bulletin」を統合し(実績：平成22年度2,936千円 平成23年度886千円)、国際交流に関する和文刊行物「世界の特別支援教育」については「教育相談年報」と統合した(実績：【03の再掲】平成22年度987千円 平成23年度31千円)。このことと併せてそれぞれインターネットを活用した提供を引き続き行っている。	今後もインターネットを活用した提供を行う。
	研究所セミナーの統合	23年度から実施	毎年2回開催している研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。	1a	平成23年度から毎年2回開催していたセミナーを統合し、年1回で開催することとした。このことにより資料印刷費や会場借上費等の経費を縮減した(実績：平成22年度4,557千円 平成23年度2,926千円)。	
05 国際交流・国際貢献	国際セミナーの廃止	23年度から実施	毎年開催している国際セミナーを廃止する。	1a	毎年開催していた国際セミナーを平成22年度限りで廃止済みであり、このことにより会場借上費等の経費を9,280千円縮減した。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06 保有資産の見直し	職員研修館	22年度以降実施	職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。	1a	平成23年度において、職員研修館を廃止し、防災用品備蓄倉庫として利用することとし、平成24年度からその使用を開始した。	
07 事務所等の見直し	リエゾンオフィスの廃止	23年度中に実施	リエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	平成22年度限りでリエゾンオフィス（芝浦）を廃止し、平成23年度から、面積を縮減（45㎡ 20㎡）した上で、学術総合センターに集約化済みである(実績：平成22年度2,844千円 平成23年度862千円)。	

No.	12	所管	文部科学省	法人名	国立特別支援教育総合研究所
-----	----	----	-------	-----	---------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	研究事業評価システムの見直し 教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研究への重点化を図るため、研究課題の企画立案(事前)・実施時(中間)、研究成果(事後)を取りまとめる各段階において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研究評価システムを平成20年度から導入する。	1	研究評価システムについては、ホームページ上に構築し、平成20年度より運用開始し、現在も継続して実施している。	今後もホームページ上で研究評価システムを運用する。
2	事務及び事業の見直し	研究事業評価システムの見直し 上記評価結果を公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研究課題については廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研究の質の底上げを図る。	1	研究については、研究評価システムを通じて寄せられた意見等も参考にするとともに、研究所の評価委員会における評価結果を研究代表者等にフィードバックすることにより、研究の質の底上げを図ることとしている。	今後も寄せられた意見等も参考にするとともに、評価委員会の評価結果をフィードバックする。
3	事務及び事業の見直し	研修事業評価システムの見直し 教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研修への重点化を図るため、研修内容の企画立案(事前)・実施時(中間)、実施後(事後)において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研修評価システムを平成20年度から導入する。	1	研修評価システムについては、ホームページ上に構築し、平成20年度より運用開始し、現在も継続して実施している。	今後もホームページ上で研修評価システムを運用する。
4	事務及び事業の見直し	研修事業評価システムの見直し 平成19年度中に研修開始前に受講者及び任命権者に対し、研修内容を踏まえた教育現場への還元のための事前計画書について年間目標を具体的に設定させるとともに、受講者においては、国立特別支援教育総合研究所及び受講者の任命権者、任命権者においては、国立特別支援教育総合研究所へ提出させる。また、終了1年後に受講者及び受講者の任命権者に対してアンケート調査を実施することにより事後の研修内容の改善につなげる。	1	事前計画書の作成・提出については、平成20年度から実施し、現在も継続して実施している。 また、修了1年後のアンケート調査については、平成18年度修了研修分から実施し、現在も継続して実施している。	今後も事前計画書の作成・提出及び修了1年後のアンケート調査を実施する。
5	事務及び事業の見直し	研修事業評価システムの見直し 上記結果を公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研修については、廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研修の質の底上げを図る。	1	研修については、研修評価システムを通じて寄せられた意見等も参考に、研修内容等について見直しを行うことにより、研修の質の底上げを図ることとしている。	今後も寄せられた意見等も参考に、研修内容等の見直しを行う。
6	事務及び事業の見直し	研修事業 平成20年度より一部研修を廃止(13研修 10研修)する。	1	各都道府県等における研修の実態及び特別支援教育における喫緊の課題等の動向を探りながら研修内容等を見直し、平成25年度においては、特別支援教育専門研修の3研修、各種研究協議会の4研修を実施している。	今後も研修内容等の見直しを行う。
7	事務及び事業の見直し	個別教育相談業務 保護者等からの個別的教育相談については原則的に廃止し、都道府県等にゆだねるべき教育相談については、平成20年度中に引継ぎを完了する。	1	保護者等からの個別的教育相談については廃止している。なお、都道府県等が行う教育相談支援のため、発生頻度の低い障害等、各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談や、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談を実施している。	今後も個別的教育相談については、原則的に廃止する。
8	事務及び事業の見直し	個別教育相談業務 平成19年度中に「教育相談年報」及び「教育相談マニュアル」等の情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とする。	1	情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とした。	今後もHP上での公開・頒布を原則とする。
9	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大 競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入等のその他収入について、定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。	1	平成21年度の年度計画から定量的な目標を定めており、経営の効率化を図るとともに自己収入の増大に努めている。	今後も自己収入の増大に努める。

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	大学入試センター

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>利益剰余金については、第3期中期目標期間において必要となる高等学校学習指導要領改訂や不測の事態への対応に必要な経費等に充てることとしている。また、保有する施設については、外部の学識経験者の意見も聴き、規模・コスト・立地等を検証した結果、大学入試センター試験等業務を着実に実施するためには、現有地で現有建物を活用することが最善であると考えているが、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし(現時点では、不要資産が無いため。)</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>貸付資産はないが、その他保有資産については、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>該当なし(本部事務所のみであり、セキュリティーの関係上他の法人と共用化はできないため。)</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし(本部事務所のみであるため。)</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし(海外事務所は保有していないため。)</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>講師寄宿舎を有しており、部会開催時の宿泊や、大学等からの作題委員等の急な宿泊及び、不測の事態が発生した場合の宿泊施設に活用しているが、利用率や近隣の宿泊施設の充実の状況を踏まえ、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>外部の学識経験者の意見も聴き、規模・コスト・立地等を検証した結果、現有地で現有建物を活用することが最善であると考えているが、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>当該閣議決定に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施し、随意契約については真に止むを得ない理由によるもののみとなった。また、一般競争入札においては、より競争性が確保されるようホームページ上に入札参加条件及び仕様書を公開し、公告と同時に詳細な調達内容の情報提供を行っている。</p> <p><平成22年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 3,111,283千円(55.9%)、競争性のない随意契約 2,451,818千円(44.1%) ・一般競争等 38件(64.4%)、競争性のない随意契約 21件(35.6%) <p><平成23年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,658,745千円(51.3%)、競争性のない随意契約 2,526,723千円(48.7%) ・一般競争等 30件(63.8%)、競争性のない随意契約 17件(36.2%) <p><平成24年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,188,741千円(46.3%)、競争性のない随意契約 2,541,615千円(53.7%) ・一般競争等 25件(61.0%)、競争性のない随意契約 16件(39.0%) <p><平成25年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,507,446千円(52.3%)、競争性のない随意契約 2,289,301千円(47.7%) ・一般競争等 27件(65.9%)、競争性のない随意契約 14件(34.1%)
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>「現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。」</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、大学入試センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし(関連法人がないため。)</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>平成24年4月から独立行政法人日本学生支援機構とコピー用紙の共同調達を実施している。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし(入札等による調達を行う研究開発事業がないため。)</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成21年10月から平成24年4月末までの間、大学入試センターの実施する出願受付・成績開示業務について民間競争入札により実施し、内閣府に置かれている官民競争入札等監理委員会等において、公共サービスの質の維持や経費の削減等が達成されているとの評価を得た。この評価を踏まえ、引き続き民間競争入札を実施することが平成23年7月に閣議決定され、平成24年5月以降も実施している。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>現在実施している調達については、当センターに設置されている契約監視委員会においてその適切性に関する評価を実施するとともに、共同調達の実施や公告期間の延長等の改善・見直しを行っており、引き続き、調達の効率化等を図る。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化</p>	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>平成25年度の役員の報酬額については、平成26年7月7日にホームページで公表した。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事監査及び評価委員会で国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準拠して給与規則が改正されていることを厳格にチェックした。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等及び職員の諸手当については、国に準じた取扱いとなっている。</p>

<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>事業費等については、大学入試センター試験の志願者数について、高等学校卒業見込者数や過去の出願実績等から予測し、試験問題印刷費等の必要な経費を積算した。なお、第三期中期目標期間においては、運営費交付金に頼らないような構造での運営を目指すこととし、平成23年度から運営費交付金はゼロとしている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>内部監査については、会計内部監査を行うための監査員及び当センターの監査に資するための情報の収集・管理する監査・評価室を置いている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>受験生の負担増とならぬよう、大学入試センター試験の参加大学の拡大など積極的に多様な収入確保の方策を検討・実施するとともに、教育の機会均等に配慮した上で志願者の動向、交通の利便性等を考慮し試験場を集約するなど業務を一層効率的に実施することにより、引き続き適正な受益者負担を維持するよう努める。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>特許を1件保有しているが、当該特許権を他の企業等が取得し、センターでの利用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであり、自己収入の拡大につながるような知的財産は保有しない。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、大学入試センターの運営については、大学、高等学校関係者の外部有識者で構成する運営審議会を設置し、毎年度の事業計画や業務実績報告に係る審議を行い、大学入試センター試験の実施方法等の見直しを図っている。(実施済み) 更に、試験問題については、高等学校関係者及び大学教員等の外部有識者で構成する試験問題評価委員会において評価を受け、次年度以降の作題の参考としている。(実施済み)</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業がないため。)</p>

No	13	所管	文部科学省	法人名	大学入試センター
----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 大学入試センター試験の実施	独立採算への移行	23年度から実施	運営費交付金をゼロとし、運営費交付金に頼らない構造での運営とする。	1a	・前年度から引き続き平成24年度についても運営費交付金はゼロとした。	
02 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究	調査研究の重点化	23年度から実施	センター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化する。	1a	・平成23年度からセンター試験の実施及び入試の改善に関する調査研究に特化した。具体的には、法科大学院適性試験に関する調査研究等は廃止し、得点調整に関する研究や障害のある者に配慮した入試に関する研究等、センター試験の実施及び入試の改善に直接関係するものに特化した。 (調査研究の件数・経費) 平成22年度 31件、226,490千円 平成24年度 16件、177,151千円	
03 大学入学志望者の進路選択に資する大学情報の提供	事業の廃止	22年度中に実施	ガイダンスセミナーを廃止する。また、ハートシステム、ガイドブックを廃止する。	1a	・ガイダンスセミナー、ハートシステム及びガイドブックは、平成22年度限りで廃止した。	

No.	13	所管	文部科学省	法人名	大学入試センター
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	大学入試センター試験の実施事業 秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する。	1	<p>・随意契約等見直し計画を着実に実施し、随意契約については真に止むを得ない理由によるものみとなった。また、一般競争入札においては、より競争性が確保されるようホームページ上に入札参加条件及び仕様書を公開し、公告と同時に詳細な調達内容の情報提供を行っている。</p> <p><平成22年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 3,111,283千円(55.9%)、競争性のない随意契約 2,451,818千円(44.1%) ・一般競争等 38件(64.4%)、競争性のない随意契約 21件(35.6%) <p><平成23年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,658,745千円(51.3%)、競争性のない随意契約 1,788,433千円(48.7%) ・一般競争等 30件(63.8%)、競争性のない随意契約 17件(36.2%) <p><平成24年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,188,741千円(46.3%)、競争性のない随意契約2,541,615千円(53.7%) ・一般競争等 25件(61.0%)、競争性のない随意契約 16件(39.0%) <p>公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成21年10月から平成24年4月末までの間、大学入試センターの実施する出願受付・成績開示業務について外部委託により実施し、内閣府に置かれている官民競争入札等監理委員会等において、公共サービスの質の維持や経費の削減等が達成されているとの評価を得た。平成23年7月、引き続き民間競争入札を実施することが閣議決定され、平成24年5月以降も外部委託により実施している。</p>	
2	事務及び事業の見直し	大学入試センター試験の実施事業 調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な案を策定する。	1	<p>・中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の平成21年4月17日の報告「法科大学院の質の向上のための改善方策について(報告)」の中で、「適性試験の公平かつ安定的な実施を図るため、法科大学院関係者の主体的な参画のもとに、適性試験の統一化が図られる必要がある。」と提言された。新たな実施主体として平成22年に適性試験管理委員会が発足し、平成23年度より適性試験を実施することとなったことから、大学入試センターにおいて実施してきた法科大学院適性試験は、平成22年度をもって終了した。</p>	
3	事務及び事業の見直し	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業 平成20年度中に大学入試センター試験及び新たな教育制度に対応した入試の実施方法並びにそれらの改善策に関する調査研究テーマに特化する。	1	<p>・平成23年度からセンター試験の実施及び入試の改善に関する研究に特化した。具体的には、法科大学院適性試験に関する調査研究は廃止し、得点調整に関する研究や障害のある者に配慮した入試に関する研究等、センター試験の実施及び入試の改善に直接関係するものに特化した。</p>	
4	事務及び事業の見直し	大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業 「国公立大学ガイドブック」の作成、進路指導関係セミナーの各業務の在り方について、業務の効率化又は自己収入の増大の観点からの廃止又は有料化も含め、平成20年度中に検討し、結論を得る。	1	<p>・「国公立大学ガイドブック」、「進路指導関係セミナー(大学ガイダンスセミナー)」は平成22年度限りで廃止した。</p>	
5	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し 現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成22年度中に検討し、結論を得る。	1	<p>・平成22年に外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、規模・コスト・立地等を検証した結果、平成23年3月に、大学入試センター試験等業務を着実に実施するためには、所有地で現有建物を活用することが最善であるとの結論を得た。</p>	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立青少年教育振興機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>資産・運営の見直しについて</p> <p>1. 不要資産の国庫返納</p>	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>実物資産 国立中央青少年交流の家玉穂宿舍北側敷地、平成21年度末簿価123,311千円、金銭納付、国庫納付額105,316千円、平成23年3月28日納付済。 国立江田島青少年交流の家保有地の一部を平成26年3月10日に現物納付済(簿価48,720千円)。</p> <p>金融資産 子どもゆめ基金、平成21年度末簿価10,000,000千円、金銭納付、国庫納付額10,133,053千円、平成23年3月28日納付済</p> <p>金融資産 平成21年度の国立中央青少年交流の家玉穂宿舍北側敷地売却時に計上した固定資産売却損相当額、平成23年度末簿価17,995千円、金銭納付、国庫納付額17,995千円、平成24年10月30日納付済</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>実物資産 国立中央青少年交流の家玉穂宿舍北側敷地、平成21年度末簿価123,311千円、金銭納付、国庫納付額105,316千円、平成23年3月28日納付済。 国立江田島青少年交流の家保有地の一部を平成26年3月10日に現物納付済(簿価48,720千円)。</p> <p>金融資産 子どもゆめ基金、平成21年度末簿価10,000,000千円、金銭納付、国庫納付額10,133,053千円、平成23年3月28日納付済</p> <p>金融資産 平成21年度の国立中央青少年交流の家玉穂宿舍北側敷地売却時に計上した固定資産売却損相当額、平成23年度末簿価17,995千円、金銭納付、国庫納付額17,995千円、平成24年10月30日納付済</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>重要な資産に関して、不要資産はないものと認識している。その他資産については、使用状況や維持管理経費等を勘案のうえ、集約化及び処分等の可否を検討し、資産の適正な管理に努めるなど、自主的な見直しを行っている。</p> <p>具体的には、平成23年12月に「機構本部及び地方施設における自動車保有基準」を策定し、平成25年度末までに乗用車・トラック等11台の削減を行った。</p> <p>また、国立花山青少年自然の家南蔵王野営場の借地の一部(国有地分)の平成24年4月からの借上解消のほか、平成25年度から国立沖縄青少年交流の家及び国立立山青少年自然の家、平成26年度から国立諫早青少年自然の家の借地の一部について契約の見直しにより、借地面積を縮小した。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>文部科学省においては、自治体・民間への移管について、地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。</p> <p>また、平成25年度は、文部科学省委託事業「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」として、民間シンクタンクによる調査を行い、改めて、自治体・民間への移管の意向調査を行った。</p> <p>さらに、平成26年度は、自己収入増加方策及び民間事業者等を活用した施設の管理・運営の在り方等について、調査研究を行う予定である。</p> <p>国立青少年教育振興機構においては、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、新たな管理運営の導入に向けた試行実施や施設の効率的・効果的な管理運営等について調査研究を行い、平成24年3月に第一次報告として取りまとめた。また、民間から所長を公募により登用した2施設で、多様な主体(NPO、地元自治体、民間企業等)が参画した「新しい公共」型管理運営を平成23年9月より平成25年3月まで実施。平成25年1月からは新たに5施設で、より効果的・効率的な管理運営を行うための試行実施をしているところ。</p> <p>また、平成25年12月24日閣議決定「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」を受け、平成26年1月27日に4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置して具体的な検討を行い、平成26年7月25日にとりまとめを行った。</p> <p>とりまとめの内容については以下のとおり。</p> <p>(実施予定)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物品の共同調達(蛍光管(26年度)、封書運送業務(メール便)(27年度)、事務用品等(27年度)) 2. 間接事務の共同実施【会計事務(予定価格作成に係る積算)(26年度)、会計事務等の内部監査(27年度)、旅費計算事務(28年度)、給与事務(源泉徴収票等(外部者の謝金)の作成)(27年度)】 3. 職員研修の共同実施【新人研修、独立行政法人制度(法律、評価、会計)研修(26年度)、人事制度(労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理)研修(26年度)、評価階層別(管理職、中堅、初任)研修(26年度に一部実施済)、その他の研修会(4法人にとって有益な内容と思われるセミナー等)】 <p>新人研修は4月17日、人事制度研修は6月11日、評価階層別研修及びその他の研修として外部講師による特別講演を6月12日に実施した。</p> <p>(実施に向け検討)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物品の共同調達(電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借) 2. 間接事務の共同実施(源泉徴収票等(職員以外の給与(委員手当等))の作成) <p>なお、4法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていき、更なる効果的・効率的な業務運営を図る。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし(東京事務所を有していない)</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし(海外事務所を有していない)</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし(職員研修・宿泊施設を有していない)</p>

<p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>文部科学省においては、自治体・民間への移管については、地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。</p> <p>また、平成25年度は、文部科学省委託事業「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」として、民間シンクタンクによる調査を行い、改めて、自治体・民間への移管の意向調査を行った。</p> <p>さらに、平成26年度は、自己収入増加方策及び民間事業者等を活用した施設の管理・運営の在り方等について、調査研究を行う予定である。</p> <p>国立青少年教育振興機構においては、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、新たな管理運営の導入に向けた試行実施や施設の効率的・効果的な管理運営等について調査研究を行い、平成24年3月に第一次報告として取りまとめた。また、民間から所長を公募により登用した2施設で、多様な主体(NPO、地元自治体、民間企業等)が参画した「新しい公共」型管理運営を平成23年9月より平成25年3月まで実施。平成25年1月からは新たに5施設で、より効果的・効率的な管理運営を行うための試行実施をしているところ。</p>
<p>3.取引関係の見直し 随意契約の見直し等</p>	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>随意契約等見直し計画の実施については、平成25年度の契約状況について、監事と外部有識者で構成する契約監視委員会において契約内容の点検を行なった。</p> <p>随意契約は、土地の借料、光熱水料など契約の性質及び目的が競争に馴染まない等によるものであった。</p> <p>また、一者応札・一者応募の案件については、契約監視委員会等で示された具体的な意見を踏まえ、公告等期間の十分な確保(20日以上)、入札参加要件の緩和及びホームページによる契約情報の提供等に取り組むとともに、仕様の策定に当たっては、案件ごとに事前の市場調査や、事業担当部署との打合せを充分に行い、仕様内容を明確に示し、競争性・透明性の確保に努めている。</p> <p>—なお、平成25年度から、契約監視委員会の実施回数をこれまでの年1回から2回とし、外部有識者等による契約状況の点検を徹底することにより、更なる契約の適正化を推進することとした。</p>

	<p>(前項の続き) 【金額ベース(単位:千円)】 ・平成22年度契約状況 一般競争等9,468,170千円(95.2%)、競争性のない随意契約475,826千円(4.8%) ・平成23年度契約状況 一般競争等4,315,419千円(91.5%)、競争性のない随意契約399,354千円(8.5%) ・平成24年度契約状況 一般競争等1,197,017千円(65.9%)、競争性のない随意契約619,119千円(34.1%) ・平成25年度契約状況 一般競争等3,315,276千円(77.4%)、競争性のない随意契約970,033千円(22.6%)</p> <p>【件数ベース(単位:件)】 ・平成22年度契約状況 一般競争等308件(83.9%)、競争性のない随意契約59件(16.1%) ・平成23年度契約状況 一般競争等219件(77.9%)、競争性のない随意契約62件(22.1%) ・平成24年度契約状況 一般競争等 99件(59.6%)、競争性のない随意契約67件(40.4%) ・平成25年度契約状況 一般競争等210件(72.4%)、競争性のない随意契約80件(27.6%)</p> <p>各年度における金額及び件数は、複数年契約などにより、契約締結年度でないものについては、集計していない。 随意契約の見直しについては、随意契約事前確認公募の件数のカウント方法を見直し、公募の結果、競争性のない随意契約を締結したものは、随意契約でカウントすることに変更したことにより、随意契約の件数が増加する結果となった</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>記載不要</p>
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、「独立行政法人会計基準に基づき、「特定関連会社」「関連会社及び関連公益法人等」(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)に基づき、国立青少年教育振興機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしているが、公表の対象となる契約はない。関連法人との契約については一般競争入札により契約相手方を決定しており、公平性及び透明性の確保に努めている。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めると、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>

調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>機構本部及び地方教育施設においては、個別に調達していた事務用PCの購入やコピー機(複合機)の賃貸借について、共同調達を行ない、コストの縮減を図った。 石油製品の調達について全国3地区(6施設)において共同調達を実施した。 電力の調達について、全国9地区(26施設)において共同調達を実施した。 デジタル複合機の賃貸借・保守について、本部・国立オリンピック記念青少年総合センター及び23施設一括の共同調達を実施した。 平成26年1月27日に4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置して具体的な検討を行い、平成26年7月25日にとりまとめを行った。 共同調達に係るとりまとめの内容については以下のとおり。 (実施予定) 物品の共同調達【蛍光管(26年度)、封書運送業務(メール便)(27年度)、事務用品等(27年度)】 (実施に向け検討) 物品の共同調達(電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借) なお、4法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていき、更なる効果的・効率的な業務運営を図る。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし(研究開発を行っている法人ではない)</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>警備、清掃、設備保守等のビルメンテナンスに関する業務や窓口業務、シーツ賃貸借等の利用者サービスに関する役務業務等、外部委託によりサービスの質の維持・向上が見込める業務は、基本的に全て外部委託により実施しており、特に国立オリンピック記念青少年総合センターにおいては、これらの業務契約の包括化、複数年化を行った。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>機構本部及び地方教育施設においては、個別に調達していた事務用PCの購入やコピー機(複合機)の賃貸借について、共同調達を行ない、コストの縮減を図った。 石油製品の調達について、全国3地区(6施設)において共同調達を実施した。 電力の調達について、全国9地区(26施設)において共同調達を実施した。 デジタル複合機の賃貸借・保守について、本部・国立オリンピック記念青少年総合センター及び23施設一括の共同調達を実施した。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正」に準じて平成24年3月に就業規則を改正し、また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて平成24年4月に就業規則を改正し、平成25年度まで給与減額支給措置等を実施した。</p>

<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>役職員の給与については、一般職の国家公務員の給与に準じて取り扱っていることから、適切な給与水準を保っている(ラスパイレズ指数:97.5)。</p> <p>引き続き、一般職の国家公務員の給与に準じた取り扱いを行う。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>記載不要</p>
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について」(H15.9.9総務大臣決定)に基づき、毎年公表している。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても国家公務員の水準を超えることのないよう厳格なチェックを行っている。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>前中期目標期間中(平成18年度～平成22年度)は、平成17年度の予算額と比較して、一般管理費で15.0%、事業費で5.0%削減を目標とし取組を進めた。具体的には、地方施設における2課体制から次長制による単一組織への移行、契約の包括化、複数年化、職員・利用者への光熱水料の節減の啓発、省エネ設備の導入等の取組を推進した結果、削減目標以上の成果(一般管理費:22.1%、業務経費:9.5%)を達成した。</p> <p>今中期目標期間においても、平成22年度予算額と比較して、利用者の安全確保に配慮しつつ、一般管理費で15.0%以上、事業費で5.0%以上の削減を目標としている。</p>
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとしている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>事業等の実施にあたっては、原則競争入札による契約を行うほか、委託業務の包括化などにより合理化を図っている。また、監事及び外部有識者で構成するを中心とする契約監視委員会において個別の契約毎に内容を点検するなど、透明性の確保に努めている。今後、施設毎の財務状況等の分析を進めることにより、更なる合理化を推進することとしている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>内部監査を独立した立場で実施するため、監査室を設置して内部監査を実施し、組織のコンプライアンスの確保を推進している。内部監査の実施にあたっては、各地方施設等における内部統制の体制整備・運用状況を検証しつつ、必要な助言・改善の提案を行っている。平成25年度は、本部及び7施設において内部監査を実施し、諸業務に係る規定等の遵守状況、会計規程等の遵守状況等を重点とした会計監査を行った。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>国立青少年交流の家、自然の家が実施する研修支援事業の活動プログラムのうち、教材の購入や特別な技能を有する指導者の配置が必要な特定の活動プログラムの提供等については、平成22年4月から実費分を有償化した(受益者負担の導入)。</p> <p>また、地方施設の一般利用に係る施設使用料金については、平成24年7月から料金を改定(改定前:250円改定後:800円)し、国立オリンピック記念青少年総合センターの施設使用料については、平成23年10月、平成24年3月及び平成26年4月に料金改定を行った(平成23年10月:宿泊施設D棟(青少年利用)2,400円3,000円、平成24年3月:研修室使用料平均15%値上げ、平成26年4月:研修室使用料等10%~30%値上げ)。引き続き自己収入増加の方策について検討を行う。</p> <p>なお、さらなる受益者負担の適正化を図るため、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直しなどについて検討を行った。この検討プロジェクトチームの検討結果を受け、地方教育施設の講師等宿泊室について、平成25年4月より料金の徴収を開始した。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>企業等からの寄付金等の収入拡大に努めているところである。各教育施設においては、寄付金等を募り、教育事業等の参加者の安全安心な体験活動の実施、利用者が過ごしやすい生活の場を確保するための環境整備等に活用している。</p>
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし (本機構は、商標登録を行った知的財産を有しているが、自己収入を得ることを目的としたものではない)</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>90%以上の事業参加者及び80%以上の研修利用団体から「満足」「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。</p> <p>また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>90%以上の事業参加者及び80%以上の研修利用団体から「満足」「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。</p> <p>また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。</p>

No.	14	所管	文部科学省	法人名	国立青少年教育振興機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 青少年教育事業	国立青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等	22年度から実施	自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。	2a	文部科学省においては、自治体・民間への移管について地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。 また、平成25年度の調査研究として「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を行っており、平成26年度においても、引き続き調査研究を実施しているところである。 国立青少年教育振興機構においては、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、新たな管理運営導入に向けた試行的実施や施設の効率的・効果的な管理運営等について調査研究を行い、平成24年3月に第一次報告として取りまとめた。また、民間から所長を公募により登用した2施設で、多様な主体（NPO、地元自治体、民間企業等）が参画した「新しい公共」型管理運営を平成23年9月より平成25年3月まで実施。平成25年1月からは新たに5施設で、より効果的・効率的な管理運営を行うための試行実施をしているところ。	・文科省の平成26年度調査研究「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」の調査結果に基づく検討結果を踏まえ、対応していく。 ・機構が設置する「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」においては、効果的・効率的な管理運営が行われるよう、引き続き、調査研究を進める。
				2b	宿泊室稼働率が5割を下回るような稼働率の低い施設はないが、稼働率の低い施設の対応として、「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」において、①閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討する必要があること、また、閑散期を除く時期の利用者のニーズは高いことから、安全な施設運営及びサービスの質の維持・向上の観点から、一定期間、質の高いスタッフの確保をはじめとする具体的な対策が講じられることを期待すること、②今後、特段の事情なく宿泊室稼働率が5割を下回るような施設があった場合には、5割を下回った原因分析及び宿泊室稼働率向上対策の策定を行い、機構本部からの支援や対策の進捗状況の定期点検と同時に、地元自治体との協議も含め、季節開設、休止や統合・廃止等に向けた検討を開始することの提言を、平成24年3月に第一次報告として取りまとめた。 なお、平成23年度以降の宿泊室稼働率は全27施設で5割を上回っている。 平成25年4月からは、第一次報告で提言された内容を踏まえ、4施設において、期間限定の非常勤職員の確保及び活用に関する試行を実施している。	引き続き、効果的・効率的な教育施設の管理運営について調査研究を進める。
				2a	国立青少年交流の家、自然の家が実施する研修支援の活動プログラムのうち、教材の購入や特別な技能を有する指導者の配置が必要な特定の活動プログラムの提供等については、平成22年4月から実費分を有償化した（受益者負担の導入）。 また、地方施設の一般利用に係る施設使用料については、平成24年7月より料金を改定した。（改定前：250円→改定後：800円） なお、さらなる受益者負担の適正化を図るため、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直しなどについて検討を行った。その検討内容を踏まえ、平成25年4月より地方施設の講師等宿泊室で、料金の徴収を開始した。	引き続き、受益者負担の在り方について検討を行う。
	国立オリンピック記念青少年総合センターの在り方の見直し	22年度から実施	国立青少年交流の家、自然の家に関する上記の取組と合わせ、国立オリンピック記念青少年総合センターについて、更なる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。	2a	国立オリンピック記念青少年総合センターの利用状況については、宿泊室稼働率は約7割、研修室稼働率は約8割に達しているが、さらに、当センターの利用に関して、関係団体・機関へ積極的な働きかけ等を行うことによって周知を図り、施設の改修など環境を整備するとともに、東日本大震災の影響で中断していたプール利用を平成24年5月より再開し、さらなる利用の拡大を進めている。 また、平成23年4月にはオリンピックセンター運営部として機構本部に統合し、予算管理・執行備品・消耗品の管理等の管理業務や、契約・発注等の調達業務を管理部に一元化するなど、事務の効率化を図っている。 さらに、当センターの施設使用料については、平成23年10月、平成24年3月及び平成26年4月に料金改定を行った（平成23年10月：宿泊施設D棟（青少年利用）2,400円→3,000円、平成24年3月研修室使用料平均15%値上げ、平成26年4月：研修室使用料等10～30%値上げ）。	引き続き、受益者負担の在り方について検討を行う。
02 子どもゆめ基金事業	子どもゆめ基金の国庫返納	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。	1a	子どもゆめ基金に対する政府出資金100億円により取得した地方債について、その譲渡収入等101億3305万3千円を平成23年3月28日に国庫納付した。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
03 不要資産の国庫返納	子どもゆめ基金	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。	1a	子どもゆめ基金に対する政府出資金100億円により取得した地方債について、その譲渡収入等101億3305万3千円を平成23年3月28日に国庫納付した。

No.	14	所管	文部科学省	法人名	国立青少年教育振興機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	組織の見直し	組織体制の整備	各教育拠点の組織の見直し(2課体制から次長制(課長級1名体制)への移行)を実施し、平成22年度までに27施設で管理職ポストを削減。	1	平成19年度に3施設、平成20年度に12施設、平成21年度に7施設、平成22年度に5施設が次長制に移行した。	
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	国立オリンピック記念青少年総合センターについて、ネーミングライツの導入の可能性について検討を行い、平成20年度に結論を得る。	1	国立オリンピック記念青少年総合センターのネーミングライツの導入について、青少年教育団体や民間企業等へ調査を実施した。その結果は、約6割の青少年教育団体がネーミングライツの導入に反対。また、現時点において民間企業とネーミングライツ契約締結の可能性は、極めて厳しい状況であったため、速やかにネーミングライツを導入することは極めて困難であった。	
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	青少年交流の家及び青少年自然の家について、稼働率向上のための対策を策定することとし、平成20年度内に結論を得る。	1	平成20年12月に、教育的指導の充実、利用者サービスの徹底、利用対象者の拡大、特色あるプログラム開発の充実、閑散期の利用促進、広報活動の充実などを内容とした「稼働率向上(利用者増加)のための対策」を策定した。	
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	青少年交流の家及び青少年自然の家について、青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ、平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。 その際、原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする。	1	青少年交流の家及び青少年自然の家においては、教育的指導の充実や閑散期の利用促進などに取り組み、総利用者数や宿泊室稼働率が向上した。 (総利用者数：平成19年度 294万人 平成24年度 311万人、宿泊室稼働率：平成19年度 54.8% 平成24年度 57.6%) なお、平成23年度より、全27施設において宿泊室稼働率が5割を上回っている。	
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	平成20年度末において、外部資金の獲得や自己収入の増大に向けた取り組みを行い、次期中期目標・中期計画期間の最終年度となる平成27年度までには、平成19年度と比較し30%の増となる、1,540百万円の自己収入を確保する目標を策定した。 平成24年度決算における自己収入については、平成19年度予算(1,185百万円)と比べると目標を大きく上回る36.0%の増となる1,612百万円を確保している。	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立女性教育会館

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>平成23年度に借地の一部返還について埼玉県と合意し、面積を36,304㎡縮小し、経費を23,859千円削減した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>引き続き、管理部門経費の削減に努めている。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし(東京事務所は有しない。)</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし(海外事務所は有しない。)</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし(職員のための研修・宿泊施設は有しない。)</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>平成23年度に借地の一部返還について埼玉県と合意し、面積を36,304㎡縮小し、経費を23,859千円削減した。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>対象となる契約については、一般競争入札の導入を徹底し、平成22年度は水道料金、埼玉県から借り受けている土地借料の2件の随意契約以外は全て入札を実施。平成23年度は水道料金、土地借料、電気料金の3件の随意契約以外は全て入札を実施。平成24年度は水道料金、土地借料、電力料金、郵便料(信書)の4件以外は、全て入札を実施。平成25年度は水道料金、土地借料、郵便料金(信書)の3件以外は、全て入札を実施。</p> <p>落札結果についてもHP上で公開している。引き続き、十分な広告期間の確保や新規応札者にもわかりやすい仕様書の提示等により一者応札・応募の削減に努める。</p> <p><金額ベース> H22:一般競争193,347千円(79.6%)、競争性のない随意契約49,768千円(20.4%) H23:一般競争167,947千円(74.3%)、競争性のない随意契約58,017千円(25.7%) H24:一般競争179,991千円(73.2%)、競争性のない随意契約65,941千円(26.8%) H25:一般競争106,926千円(81.1%)、競争性のない随意契約24,949千円(18.9%)</p> <p><件数ベース> H22:一般競争23件(92.0%)、競争性のない随意契約2件(8.0%) H23:一般競争10件(76.9%)、競争性のない随意契約3件(23.1%) H24:一般競争14件(77.8%)、競争性のない随意契約4件(22.2%) H25:一般競争22件(88.0%)、競争性のない随意契約3件(12.0%)</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立女性教育会館と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし(関連法人を有しない。)</p>

調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>印刷業務、事務用品の購入等について一括調達を導入し、コストを削減している。 また、共同調達については、平成26年1月27日に4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置して具体的な検討を行い、平成26年7月25日にとりまとめを行った。 共同調達に係るとりまとめの内容については以下のとおり。 (実施予定) 物品の共同調達【蛍光管(26年度)、封書運送業務(メール便)(27年度)、事務用品等(27年度)】 (実施に向け検討) 物品の共同調達(電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借) なお、4法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていき、更なる効果的・効率的な業務運営を図る。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし(研究開発は実施していない)</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>窓口業務、施設業務、清掃業務等について、引き続き民間委託(競争入札)を実施し、サービスの質の維持向上と経費節減に努めている。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>競争入札の徹底、旅費事務処理の簡素化を実施し経費を削減。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	

各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	理事長及び理事(1名)については、個別の額を公表している。 (H25実績:理事長12,530千円、理事11,190千円)
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については、国家公務員に準じた額としており、さらに監事による監査及び評価委員会における事後評価を受けている。
管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張経費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については国家公務員に準じている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	公務員給与の改定にあわせて謝金単価の見直しを行うなど、必要経費を積算段階から精査する取組を実施済。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	「内部監査規定」を定め、内部監査を適切に実施している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	平成23年3月から、利用目的に応じた料金区分を整備し、一部は据え置き、一部は近隣の民間宿泊施設の料金等も調査の上、所要の値上げを実施済。更に、平成24年3月から、据え置いていた料金区分についても値上げを実施した。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	調査研究の成果物について出版しており、広報等により販売の促進を図る。 (H22実績:142千円、H23実績:124千円、H24実績:89千円、H25実績:103千円)
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	該当なし(複数の候補案件からの選択事業を実施していない)
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし(複数の候補案件からの選択事業を実施していない)

No	15	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 研修受入・交流事業	自己収入の拡大	22年度中に実施	宿泊施設の利用料の引上げにより自己収入を拡大する。	1a	平成23年3月から、利用目的に応じた料金区分を整備し、一部は据え置き、一部は近隣の民間宿泊施設の料金等も調査の上、所要の値上げを実施済。 更に、平成24年3月から、据え置いていた料金区分についても値上げを実施した。 なお、自己収入額は、74,256千円(平成22年度)から78,696千円(平成23年度)に増加した。	
	優先度の高い事業の重点化	23年度中に実施	研修効果を全国に効果的に還元するため、研修の対象者や課題等を厳選する。また、研修成果の普及状況を的確に把握し研修事業に反映する。	1a	平成23年度から、地方公共団体職員向けの研修対象者を「行政担当者」とされていたところ、「責任者」に限定し、より対象者を厳選した。また、課題についても、リーダーに求められるマネジメントに関する内容に焦点をあてるなど厳選している。 研修半年後に実施する研修成果の活用状況に関するフォローアップ調査について、平成22年度から研修プログラム中にフォローアップの重要性を説明する等、その趣旨の適切な理解を促し、回収率の向上を図った。(平成21年度69%、22年度75%、平成23年度79%) また、フォローアップアンケートから参加者のニーズを把握し、事業内容に反映させた。	
02 調査研究事業	事業の効率化	23年度から実施	引き続き事業の効率的実施を図る。	2a	科学研究費補助金等の外部資金の積極的な活用や複数の調査票の同時送付等事務上の工夫により、事業の効果的・効率的な実施を図っている。 (科学研究費補助金実績：平成23年度3件、10,300千円 平成24年度5件、21,400千円 平成25年度5件、8,826千円)	引き続き事業の効率的実施を図る。
03 情報事業	自己収入の拡大	23年度～27年度に実施	情報センターのデータベース利用に一部受益者負担を導入する。	2a	情報関係事業者へのヒアリングを行いながら、利用者の利便性向上と費用対効果を比較衡量しつつ、その実現の可能性について検討している。	引き続き検討していく。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04 事務所等の見直し	借地の一部返還	23年度以降実施	女性教育会館の借地の一部返還に関する埼玉県との交渉を通じて、借地料の引下げを図る。	1a	草原運動場とテニスコート(3面)を含む約36,000㎡を返却済。これにより、土地借料は41,946千円から18,086千円に削減された(削減額：23,859千円)	

No.	15	所管	文部科学省	法人名	国立女性教育会館
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	女性教育課員系事業	女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究及びカンボジア女性教育研修につき、平成19年度で廃止する。	1	平成19年度限りで事業を廃止した。	
2	組織の見直し	組織体制の見直し	法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な執行体制を整備することとし、その具体的在り方について平成20年度内に結論を得る。	1	研修及び調査研究に係る企画実施機能の強化及び業務の効率化を図るため、平成20年6月にチーム制を導入した。具体的にはプログラム研究会を設置し、業務を横断的に執行するための体制整備を行った。	
3	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	館内に設置した外部資金の導入推進チーム及び利用促進本部により、外部資金の活用及び自己収入の増大に向けた検討を行い、定量的な目標を平成21年3月に策定した。	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立科学博物館

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>筑波地区への移転については23年度に完了し、新宿分館地区の不動産については平成25年3月29日に国庫納付した。 霞ヶ浦地区については、平成23年8月10日に納付済である。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>筑波地区への移転については23年度に完了し、新宿分館地区の不動産については平成25年3月29日に国庫納付した。 霞ヶ浦地区については、平成23年8月10日に納付済である。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>上記以外の保有資産についても、引き続きその活用状況等を検証し、その保有の必要性について不断に見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>新宿分館と産業技術史資料情報センターの機能を23年度に筑波地区へ移転し、該当地区の事務部門(研究推進課と筑波地区事務部)を統合した。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし(当該施設がないため)</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし(当該施設がないため)</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし(当該施設がないため)</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>新宿分館及び産業技術史資料情報センターの機能を23年度に筑波地区へ集約し、その他の資産についても、引き続きその規模・コスト・立地等を検証し、効率化・合理化に向け不断に見直しを行う。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>随意契約によらざるを得ないもの(電気・ガス・水道、標本購入等)を除き、一般競争入札及び公募へ移行した。また、一者応札・応募に係る改善方策については、全ての一般競争入札、企画競争、公募において、法で定められた公告期間以上を確保する等改善を図った。</p> <p>平成22年度の契約状況 一般競争等 2,004,528千円(89.0%)、競争性のない随意契約 248,464千円(11.0%) 一般競争等 86件(77.5%)、競争性のない随意契約 25件(22.5%)</p> <p>平成23年度の契約状況 一般競争等 1,690,305千円(87.0%)、競争性のない随意契約 252,349千円(13.0%) 一般競争等 64件(80.0%)、競争性のない随意契約 16件(20.0%)</p> <p>平成24年度の契約状況 一般競争等 1,885,008千円(86.8%)、競争性のない随意契約 287,522千円(13.2%) 一般競争等 73件(84.9%)、競争性のない随意契約 13件(15.1%) 競争性のない随意契約の金額が前年度よりも上がった原因は、大型骨格標本の購入、自然教育園での自然災害(雪害)に伴う緊急復旧作業が生じたことが原因と考えられる。</p> <p>平成25年度の契約状況 一般競争等 2,725,764千円(87.9%)、競争性のない随意契約 376,546千円(12.1%) 一般競争等 62件(81.6%)、競争性のない随意契約 14件(18.4%)</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>記載不要</p>
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立科学博物館と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし(関連法人がないため)
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	コピー用紙やトイレットペーパーの調達、廃棄物処理業務、古紙売り払い業務について、当館を含めた上野地区4機関(他は東京国立博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学)で共同調達することにより経費節減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	ア)及びウ) 調達業務において、実施している。 イ)事務用電子計算機システムなどでリース方式を採用している。また、機器等の他の研究機関との共同利用等については、実績がないが、今後可能性を検討する。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	施設管理・運營業務について民間競争入札を導入し、実施要項等に基づき適切に運営している。また、事務用電子計算機システム賃貸借・保守業務について民間競争入札を導入し、現在契約手続き中である。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	随意契約見直し計画や契約監視委員会等の取組を通じて調達の在り方について見直しを行ってきたところであり、引き続き見直しを図る。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、引き続き公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	監事による監査においては、役職員給与と規程の改正及び総人件費の状況等についてチェックが行なわれている。評価委員会においては、給与水準公表を踏まえてチェックが行われている。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、インフルエンザ予防接種、永年勤続などについて国と同程度の経費を支出している。給与振込経費については、国と同様の対応を行っている。海外出張旅費の支給基準については国と同じであり、職員の諸手当は国に準じたものとなっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	中期計画に定められた運営費交付金算定ルールに則り、透明化、合理化を図っている。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	部長会議(月2回)や事務連絡会議(週1回)において、各部、各課の業務実施状況を共通に把握し、コンプライアンスの確保を図っている。また、会計監査業務を専門とする担当を設置し、内部監査の強化を図った。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし(特定の者が負担して実施する事業は行っていない。)
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	著作権収入等による自己収入の拡大に引き続き取り組む。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	平成23年度から外部評価委員会を設置し、研究全般にかかわるテーマの選定、進行管理、結果の評価を行う外部評価制度を導入した。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	平成23年5月に第一回の外部評価委員会を開催し、第3期中期目標期間中の総合研究のテーマ選定等について事前評価を行い、評価結果を踏まえ研究計画の修正を行った。また評価結果をホームページ上で公表した。

No	16	所管	文部科学省	法人名	国立科学博物館
----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 調査研究、資料収集・保管、展示・学習支援活動	自己収入の拡大	22年度から実施	事業の拡充と協賛・寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を図る。特に、YS-11については定期的な公開を行うとともに、公開に関する協賛等を得て、自己収入の拡大を図る。あわせて、YS-11の保管経費の縮減と公開の在り方について検討を行う。	2a	<p>来館者数の増加を通じた自己収入の拡大を図るため、自然史・科学技術史における国民の関心の高い分野及び現代的課題を分析した上で、関連する特別展・企画展の企画実施に努めるとともに、常設展の展示内容についても更新を進めている。</p> <p>また、協賛・寄付の拡大については、賛助会員の拡大に努めるとともに、特別展・企画展や夏休みに実施する親子向けのイベント「サイエンススクエア」などの特別なイベント等の実施に際しても企業等からの協賛や外部資金を活用している。</p> <p>YS-11の公開については、外部の資金や寄付を活用して、平成23年度は「空の日フェスティバル」及び「学生紙飛行機世界大会国内最終予選」の機会に、平成24年度は「空の日フェスティバル」「青少年ものづくりフェスタ2013 紙飛行機を飛ばそう!!!」等の機会に、平成25年度は「空の日フェスティバル」「全日本学生室内飛行ロボットコンテスト」「青少年ものづくりフェスタ2014 紙飛行機を飛ばそう!!!」等の機会に公開を実施した。さらに、平成22年度の特別展「空と宇宙展」会場内及びイベントにおける公開時に募金箱を設置したほか、特別展終了後は常設展示の「航空技術の発展」コーナーにおいて引き続き募金箱を設置して協賛・寄付の拡大を図っている。</p> <p>YS-11の保管経費に関しては、平成24年3月に保管先を変更したところであるが、保管料については従前より低額に抑えたところである。今後の保存・公開の在り方については平成24年3月に中間的な論点整理をまとめた。</p>	引き続き、来館者数の増加を通じた自己収入の拡大を図るとともに、企業等からの協賛や外部資金の活用を図る。 YS-11については、引き続き公開を行う。平成26年度も羽田空港における「空の日フェスティバル」等において同様の協賛等を得て一般公開を実施する予定である。なお、保存・公開の在り方については、羽田空港旧整備場地区の再開発計画等を注視しながら検討を進めることとしている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
02 不要資産の国庫返納	24年度中に実施	新宿分館の機能を筑波に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。	1a	筑波地区への移転については、平成23年度に完了し、新宿分館地区の不動産については平成25年3月29日に国庫納付した。	
03	22年度中に実施	霞ヶ浦地区を現物納付する。	1b	東日本大震災により被災地である茨城県内の関係機関や業者との調整に影響が生じ、22年度中の国庫納付が実施できなかったが、平成23年8月10日に納付済である。	
04 取引関係の見直し	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借の入札方式について、企画競争を導入する。	1a	施設内店舗用地の賃借については、平成22年度に、平成23年度からの店舗運営事業者選定の企画競争を複数者の応募を得て実施した。	
05 組織体制の整備	23年度から実施	経常研究に関する外部評価の導入	1a	平成23年2月に外部有識者を加えた研究評価委員会を開催し、第3期中期目標期間中の基盤研究のテーマ設定について評価を行った。また、平成23年度から外部評価委員会を設置し、研究全般にかかわるテーマの選定、進行管理、結果の評価を行う外部評価制度を導入した。	
06 制度の見直し	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成25年12月閣議決定)を踏まえ、自己収入の増加、法人間又は周辺の他機関等との共同調達や広報活動等の連携など法人の機能強化を図り、国の負担を増やさない形での事業充実に向けて、改善を図りつつ、検討を進めているところ。	引き続き、事業の充実にも努める。

No.	16	所管	文部科学省	法人名	国立科学博物館
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	資料収集・保管, 展示・学習支援活動	学習支援活動として実施してきたティチャーズセンターについて, 国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し, より先導的・モデル的事业に重点化する。	1	平成20年3月末をもってティチャーズセンターを終了した。なお, 学校の授業等で活用可能な科学的体験学習プログラムを国内の科学系博物館と協働して開発・普及するとともに, 学校教員が博物館に親しみ、博物館の学習資源を知ってもらうことを目的とした事業「教員のための博物館の日」をモデル的に実施し, 普及を図っているところである。	
2	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	国立科学博物館の施設管理・運営業務(展示業務の企画等を除く。)について, 民間競争入札を実施することとし, 対象業務の範囲, 実施予定時期等について検討を行い, 平成20年度末までに結論を得る。	1	館内に検討チームを設置し, 対象業務の範囲, 実施要諦時期について検討を行い, 平成21年3月に結論を得た。実施要項については, 内閣府官民競争入札等監理委員会の議を経て, 平成21年11月に入札公告を行い, 平成22年4月から落札者による業務を開始した。	
3	組織の見直し	組織体制の整備	限られた資源の中, 調査研究と資料収集・保管, 展示・学習支援活動を一体的に実施し, さらなる成果を上げるため, 部課等の再編を含めた組織の見直しを図り, 人件費削減と的確な職務の遂行, 組織全体及び職員の潜在力を引き出す効果的な組織の在り方について検討し, 平成20年度内に結論を得る。	1	効果的に事業を推進するための組織の在り方について検討を行い, 平成21年3月に結論を得た。その結果に基づき, 平成21年4月に広報・サービス部と展示学習部を統合して事業推進部とするなど, 部課の再編を含めた組織の見直しを行った。	
4	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	特に大学等の研究では十分な対応が困難な, 標本資料に基づく実証的研究, 生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を, 効率的, 効果的及び確実に遂行するため, 外部評価を導入することとし, 平成20年度内に, その具体的在り方について結論を得る。	1	研究活動に関する外部評価を実施し, 平成21年3月に評価結果を得た。その結果を受けて, 平成21年4月に研究支援体制の充実を図った。また, 平成22年度に総合研究の外部評価を実施したとともに, 平成23年度からは基盤研究及び総合研究について開始前, 中間, 終了時評価を導入したところである。	
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用を引き続き図るとともに, 入場料収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	入場料収入の増大に向けた目標の在り方について検討を行い, 平成21年3月に結論を得た。平成20年度に比して, 平成21, 22年度の平均入場料収入について1.76%の増となるよう, 入場者の確保に努めた。(平成21, 22年度の平均入場料収入は, 特別展の入場者数も増加し, 平成20年度に比して13.6%増であった。)	
6	運営の効率化及び自律化	霞ヶ浦地区	霞ヶ浦地区について, 処分及び有効活用等, 多様な観点に基づき, 資産の見直しの検討を行う。	1	霞ヶ浦地区については, 収蔵庫として有効活用を図ることが困難なため, 処分を決定した。平成23年8月に国庫納付した。	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	物質・材料研究機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。また、不動産の国庫納付については、関東財務局からの追加要請に基づき、事務所内の不要設備の撤去等を行い、引き続き、国庫納付手続きを実施中。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。また、不動産の国庫納付については、関東財務局からの追加要請に基づき、事務所内の不要設備の撤去等を行い、引き続き、国庫納付手続きを実施中。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>知的財産権については、機構内に設置されている知的財産権委員会において、企業による実施に至っていない、もしくは企業連携に結びついていない国内特許権(有料化:平成16年4月以降の出願案件)及び外国特許権の権利維持の必要性等、定期的な見直しを実施しており、平成25年度には国内6件、外国33件の特許を放棄した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減した上で(136㎡ 20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成25年度は平成22年度に比べて22,499千円削減した。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減した上で(136㎡ 20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成25年度は平成22年度に比べて22,499千円削減した。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし(海外事務所を保有していない)</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし(職員研修・宿泊施設を保有していない)</p>

<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>平成23年度より第3期中期計画が開始し、グリーンイノベーション等国の戦略を遂行するための研究業務が増大している。限られた研究棟等の資産を最大限効率的に活用するため、使用する研究スペースの面積に応じて機構内の研究者に課金し、優先順位の低いスペースの使用を抑制することで建物利用の徹底的な合理化を実施中。</p>
<p>3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等</p>	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>機構において策定した「随意契約等見直し計画(平成22年4月)」に基づき、競争性のない随意契約は真にやむを得ないもののみに限っている。H25年度においては、件数及び金額ともに当初の目標を達成している。 なお、平成22年度以降、国の少額随意契約基準額以上の随意契約案件は、全て事前に契約審査委員会で審査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性の無い随意契約の見直し目標 [件数] 85件 [金額] 566,258千円 ・平成25年度実績 [件数] 一般競争入札: 837件 / 競争性の無い随意契約: 66件 [金額] 一般競争入札: 16,418,849千円 / 競争性の無い随意契約: 431,553千円 ・平成24年度実績 [件数] 一般競争入札: 662件 / 競争性の無い随意契約: 64件 [金額] 一般競争入札: 4,605,521千円 / 競争性の無い随意契約: 416,385千円 ・平成23年度実績 [件数] 一般競争入札: 692件 / 競争性の無い随意契約: 69件 [金額] 一般競争入札: 5,838,165千円 / 競争性の無い随意契約: 658,755千円 (東日本大震災からの復旧に係るもの事業を除くと: 436,249千円) ・平成22年度実績 [件数] 一般競争入札: 693件 / 競争性の無い随意契約: 82件 [金額] 一般競争入札: 13,434,851千円 / 競争性の無い随意契約: 479,292千円

	<p>(前項の続き)</p> <p>1者応札・1者応募に係る改善方策として、以下の取り組みを行っている。</p> <p>公告方法を従来の官報、公式HP及び機構内掲示板に加え、他の文部科学省所管研究開発独法(7機関)HPの調達情報で相互リンクするとともに、平成22年11月以降は(株)つくば研究支援センター及びつくば市商工会HPの研究機関等調達情報へリンクを加えるなど、調達情報と競争参加者の拡大に努めている。</p> <p>平成23年3月に電子入札システムを導入し、機構への来訪無く応札できるよう整備した。また入札公告や仕様書等の電子ファイルを機構HPからダウンロード可能とし、業者が案件毎に機構に出向く負担を軽減しつつ、詳細な調達情報を容易に入手できるようにすることで、応札者の拡大に努めている。</p> <p>平成21年7月以降、1,000万円以上の調達案件は仕様審査アドバイザーによる要求仕様の過度な性能、発注規模、納期の適正性等を審査し、応札者を制限することがないよう取り組んできた。さらに平成22年度より3,000万円以上の調達案件は契約審査委員会による仕様審査体制とし、加えて平成23年度からは仕様審査アドバイザーの審査対象基準を800万円以上に引き下げた。</p> <p>従来から、応札の辞退理由把握のため辞退書の徴取に努めているが、より詳細な辞退理由が把握できるよう、平成23年度及び平成25年度に辞退書の様式を改訂し、一者応札の要因把握に努めている。</p> <p>調達情報をより広く周知するため、平成24年8月より調達情報メールマガジンの配信を開始し、応札者の拡大に努めている。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>契約に係る情報の公開</p>	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、物質・材料研究機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし(関連法人が無い)</p>

調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>文部科学省所管の8研究開発型独立行政法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、納入実績に係るデータベースの運用を開始した。また、近隣の国立大学法人等が実施している共同調達に係る協議会へ平成25年4月よりオブザーバーとして参画し、平成25年10月より協議会員として参加した。同協議会の検討内容を踏まえ、平成26年度より共同調達を実施する予定。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>文部科学省所管の8研究開発型独立行政法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を行っている。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。 当機構では、ア)～ウ)の各課題について、以下の取組を行っている。 ア) 調達見込額に応じて、契約審査委員会、仕様審査アドバイザー、契約課において、要求仕様が限定的・排他的な内容となっていないか、また、履行期限が応札者を限定する期間設定となっていないか等について、契約監視委員会の指摘事項等も踏まえ、仕様要件の見直しに取り組んでいる。 イ) 調達する設備等の使途や使用期間等の諸条件を勘案し、トータルのコストが割安な場合には、リースによる調達を行うこととしている。また、施設及び設備の共用(外部利用)について、利用料の算定方式を確立するとともに、共用設備の利用約款等を見直し、共用設備を指定するなどして、研究機関や大学、企業の利用を可能としている。 ウ) 従来から応札予定業者の同一品、類似品に係る納入実績の把握に努めていたが、平成23年4月より「納入実績調書」として様式を規定し、官公庁や公的機関への納入実績に係る契約先、品名、契約日、契約金額及び定価、通常値引率を記載した資料の提出要請を行い、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>機構における研究開発にかかわる業務については、物質・材料研究を専門とする我が国唯一の研究機関である機構の研究ポテンシャル、知的基盤等を活用して実施するものであり、「各機関共通で一般的に実施している」ものではないため、官民競争入札の対象ではないと考えているが、研究開発にかかわる業務以外の、給与計算や施設の維持・管理等、専門業者の活用により効率的な実施が見込める業務については外部委託とする等、経費削減を図っている。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>公共サービス改革プログラム(平成23年4月28日行政刷新会議公表)の掲記事項に係る当機構の取組は以下のとおり。 競争性の確保:「3.取引関係の見直し 随意契約の見直し等」に記載のとおり、随意契約・一者応札の見直しと改善に努めている。 調達・契約手法の多様化:総合評価落札方式による競争入札は実施している。また、競争的交渉方式及び競り下げ方式は、国等の試行状況や結果を注視している。 調達事務の効率化:カード決済は一部導入済み(平成19年度より試行開始、平成20年度本格導入)。 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめるとともに、納入実績に係るデータベースの運用を開始している。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	理事長、理事及び監事の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準は、監事監査により国家公務員との比較、給与規程の精査を行い、適切さについて厳格なチェックを行っており、さらに評価委員会からも評価基準の1つとしてチェックを受けているところである。
管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	<p>法定外福利厚生費は、主に健康診断、メンタルヘルスカウンセリング・仮眠室等の医療費用等であり、職員の健康増進や保持を目的として必要最小限のものについて支出している。</p> <p>給与振込経費については、手数料のかからない場合に限り給与振込口座を複数利用できることを認めているが、国家公務員の振込口座の見直しを踏まえ、平成23年度以降新規による2口座振込の受付を行っていない。</p> <p>海外出張旅費についても、国家公務員に準じた取扱いにより合理的な縮減を行っており、マイレージポイントの公用出張に限定した利用、役員ファーストクラス利用自粛など、旅費の抑制を図っている。</p>
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	前年度の人件費や事業費等の支出実績を踏まえて必要経費を精査し、予算要求に反映している。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	組織のコンプライアンスを確保するため、コンプライアンスポリシーを制定した。職員のコンプライアンス意識向上のため、コンプライアンスハンドブックの作成・配布、機構内メールマガジンの配信、セミナーの開催、e-learning研修を行っている。これらの取り組みをより一層推進するため、平成23年4月にコンプライアンス室を設置済みである。また、コンプライアンス関係の内部監査については、別途設置されている、監査室が実施することとしている。

5. 自己収入の拡大	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>施設及び設備の共用について、受益者から適正な利用料を徴収するための算定方式を確立するとともに、共用設備の利用約款等を見直し、共用設備を指定するなどして、既に利用料金の徴収を始めている。</p> <p>共同研究や業務実施(技術指導などのプレ共同研究)などでは、NIMSが所持しているノウハウ、専門的設備の価値等を考慮した適正な算定ルールを整備している。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>同じ室内で特許出願から企業への技術移転まで全て行うとともに、企業出身者(事業部等の経験者)を採用し、その経験を生かし、企業との連携・技術移転に関するマネジメントや契約交渉を行っている。また企業との共有特許を第三者実施可能(原則)としたことにより、NIMS単独特許を基本としたパッケージ化された特許群を広く実施できるようにした。さらにグローバル市場を想定しつつ、必要に応じて外国出願を行っている。これらによって広く産業界への知的財産権の展開を図り、実施料収入の拡大が実現されている。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>原則、機構で行われる研究開発課題全てを対象として評価を実施している。</p> <p>研究プロジェクトについては、独立行政法人評価委員会による評価のほか、「独立行政法人物質・材料研究機構における研究開発課題評価実施要領」(平成14年12月制定、直近では平成24年4月に改定)に沿って、1グループあたり3～4名の外部有識者より構成される外部評価委員会を設置し、プロジェクトの研究分野を考慮して、1グループで複数のプロジェクト研究を評価する方式で独自に評価を実施している。評価の時期としては、原則、事前・中間・事後の各段階において、評価の継続性を確保できるような委員の選定(氏名等はHPに公開)に配慮するとともに、研究分野の近い研究プロジェクトを集約して評価を受けることで、研究プロジェクトの個別評価にとどまらず、研究分野全体を俯瞰するような助言もいただけるよう工夫している。また毎年理事長ヒアリングを実施し、資源配分へ反映している。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>前述の「研究開発課題評価実施要領」に基づき研究プロジェクト等の事前・中間・事後評価を実施するとともに、評価結果を活用して課題のブラッシュアップや重点化の取組を実施している。平成25年度は、平成23年度から開始した19プロジェクトについて、外部評価委員会による中間評価を実施した。プロジェクトはいずれも10点満点の8点以上とSまたはAに相当する評価を得ており、プロジェクトの廃止といった大きな変化はなかったが、サブテーマ間の連携の強化や企業との提携の重要性などマネジメントの部分での指摘があり、各プロジェクト責任者に今後の改善すべき方向として伝えられた。評価結果については、評価委員の氏名と共に詳細をホームページで公表しており、定量的なデータの表示、評価項目の統一と反映基準の明確化に努め、国民により理解しやすいものに改善している。</p>

No.	17	所管	文部科学省	法人名	物質・材料研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 ナノテクノロジーを活用する新物質・新材料の創成のための研究の推進事業	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、ナノテクノロジー関連研究については、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。	2a	研究プロジェクトについては、平成23年度より開始した第3期中期計画に於いて、「材料研究を牽引し共通的に必要となる技術」、「ナノスケール特有の現象・機能を探索する挑戦的な研究」、「環境・エネルギー・資源等の地球規模の重要課題解決を目指す研究」に重点化し、6領域30プロジェクトから3領域19プロジェクトへと整理統合した。なお、東日本大震災を踏まえ、平成24年度より社会インフラの復旧、再生に係る1プロジェクトを追加（運営費交付金プロジェクト研究開発費は、平成22年度5,251,163千円に対して平成26年度は4,071,721千円）。また、平成22年9月に、理化学研究所との間で、ナノテクノロジー関連研究について、効果的・合理的な研究推進の在り方等を検討するため、従来の研究者レベルの交流に加えて理事レベルの連絡会を設置。同連絡会を通じて研究テーマ、進捗状況等に関する情報共有等を行い、より緊密な連携体制を構築している。	研究プロジェクトの重点化については、措置済み。引き続き、理化学研究所との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。
02 社会的ニーズに応える材料の高度化のための研究開発の推進				2a		
03 研究成果の普及とその活用の促進、及び物質・材料研究の中核機関としての活動	事業の効率化	23年度から実施	事業の効率的な遂行を図り、一般管理費を削減する。	2a	一般管理費については機構全体として削減を図ることとし、第3期中期目標・中期計画期間中（平成23～27年度）の5年間で15.0%以上の効率化目標を設定し、現在、その実行に努めている。平成25年度は基準年度に比べて79,027千円の経費を削減した。	第3期中期目標・中期計画期間中（平成23～27年度）の5年間で一般管理費については15.0%以上の効率化目標を設定し、現在、効率化に努めている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 不要資産の国庫返納	24年度中に実施	目黒地区事務所の機能をつくば市に移転するとともに、移転後の不動産を国庫納付する。	2b	目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。 また、不動産の国庫納付については、関東財務局からの追加要請に基づき、事務所内の不要設備の撤去等を行い、引き続き、国庫納付手続きを実施中。	H26年6月に現地調査を行った際に関東財務局より追加要請があったため、当該要請に対して対応中。
05 事務所等の見直し	23年度中に実施	東京会議室を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターへ集約化する。	1a	東京会議室（虎ノ門）については廃止し、借上面積を削減した上で（136㎡→20㎡）、平成23年4月より、他機関（教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成23年度は平成22年度に比べて22,029千円削減した。	
06 取引関係の見直し	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕事について、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
07 組織体制の整備	23年度から実施	管理部門の組織の見直し及び一般管理費の削減を図るとともに、その他の部門についても統合等の組織の再編による効率化を図る。	2a	平成23年度より第3期中期計画が開始したことによって、管理関係部署を総務部門に一元化することで業務の効率化を図っている。また、一般管理費について平成25年度は基準年度に比べて79,027千円の経費を削減した。 加えて研究部署については、平成22年度までは理事長の下に20の部署が直属で設置されていたが、平成23年度よりこれら研究部署を3部門・1センター体制に統合・再編した。また、共用装置の運用業務については、外部ユーザーへの支援等を一括管理する中核機能部門に集約化することで、業務を効率化した。	第3期中期目標・中期計画期間中（平成23～27年度）の5年間で一般管理費については15.0%以上、事業費については5.0%以上の効率化目標を設定し、現在、効率化に努めている。

No.	17	所管	文部科学省	法人名	物質・材料研究機構
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	1	「科学技術基本計画」等を踏まえ、研究の重点化を図ると共に、他の独立行政法人や大学、民間との役割分担を整理した上で研究開発課題の立案を行っている。
2	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。	1	平成20年度に「ナノテクノロジーを活用した人工臓器・人工感覚器の開発」を廃止した。
3	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。	1	「ナノマイクロ組織制御による構造材料の高性能化技術の構築」の一部について、運営費交付金を財源とする研究運営から、外部資金を財源とする研究運営への移行を図り計画的な縮小を行った。
4	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。	1	平成20年度にヘリウム回収装置を導入し、これまで空气中に放散していたヘリウムガスを回収・圧縮・液化し、各地区にて再利用する体制を整えた。
5	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する（民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等）。	1	「ナノテクノロジー融合支援センター」内に、企業から専属オペレーターの派遣及び装置の保守管理業務の協力を得て運営される「NIMS-Leicaバイオイメージングラボ」を設置した。また、ナノスケールでの計測・解析評価が可能な機器を揃え、民間企業との共用化を促進している。
6	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。	1	民間企業との共同研究や連携模索、パートナーシップの構築の場として、「NIMS材料研究プラットフォーム」を活用し、材料・技術の実用化を促進している。本制度により、「NIMS-トヨタ次世代自動車材料研究センター」を設置し、次世代自動車に不可欠な車載用二次電池の開発、高強度車体材料の開発、高安全性を確保する駆動系部品材料の開発等を行っている。
7	事務及び事業の見直し	研究開発事業評価システムの見直し	平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえらるとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。	1	研究開発課題評価実施要領を定め、それに基づき研究プロジェクト等の事前・中間・事後評価を実施するとともに、評価結果を活用して課題のブラッシュアップや重点化の取組を実施している。評価結果については、ホームページで公表しているが、平成20年度より、①定量的なデータの表示、②評価項目の統一と反映基準の明確化を行い、国民に理解しやすいものに改善している。
8	事務及び事業の見直し	民間委託の推進等	平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。	1	平成20年度4月よりESCO事業を導入し、CO2削減及び省エネルギー化を図った。外国人研究者の支援事業については、平成20年度から一般競争入札を導入することにより、民間活力の活用を図った。
9	事務及び事業の見直し	民間委託の推進等	平成19年度から少額契約案件において、インターネットを活用した購買システムに登録されている業者から発注等を行うことによる調達業務の合理化を進める。	1	平成19年度にインターネットを活用した購買システムを導入し、調達業務の合理化を図った。
10	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に集約し、跡地の売却に取り組むべく検討し、平成20年度中に結論を得る。	1	中期計画を変更し、目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に移転・集約し、跡地の適切な処分に向けて取り組むこととした。また、必要な経費については平成21年度補正予算において措置された。
11	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	平成19年度中にナノテク総合支援プロジェクトセンター（東京）の見直しを図り、ナノテクノロジー・ネットワークの中核的な運営機関とし、つくば地区への運営機能の集約を促進する。	1	平成19年度でナノテク総合支援プロジェクトセンターの賃貸借をとりやめ、NIMSナノテク拠点をつくば地区に設置し、運営機能の集約化を図った。
12	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	民間企業との連携強化や国の競争的資金等による外部資金の獲得増加、共用設備の利用に際しての課金制度の導入などを通じて、自己収入の増加を図るとともに、知的財産に関する特許出願・権利化の精査により特許経費の削減を進めるため定量的な目標を平成20年度中に策定する。	1	企業との連携センター設置などを通じた大型資金の導入や、全研究者の科研費の申請など、自己収入の増加に向けて積極的に取り組んでいる。また、平成19年度から実施している機構内における国内特許の申請書の作成を継続するとともに、外国特許の出願等を厳選することで特許経費削減に取り組んでいる（平成20年度は対19年度3,000万円減という目標を達成）。課金制度については、「NIMSナノテクノロジー拠点」における設備の共用化事業にて、試験的に運用を行っている。
13	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	既に導入している上長が行う業績評価に基づき、各職員の業績評価を勤勉手当に反映させる人事処遇制度について平成20年度中に必要な見直しを行った上で推進する。	1	業績評価の結果をより適正に処遇等に反映させるために必要な見直しとして、客観評価のうちの論文におけるIF値（インパクトファクター）の比重の軽減を行った。また、民間からの外部資金獲得にインセンティブを与えるため、民間からの資金においては評価の比重を高めた。
14	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	招へい経費の節減等により、一層の経費の節減を図るため、平成20年度中に新たな措置を講ずる。	1	招へい経費については、効率的な運用ができるよう見直しを行い、関係経費の削減を行った。また、運営体制の整備、業務の効率化・合理化を図るため、旅費申請システム、文書決裁システム、少額契約に関するインターネット購買システムを導入した。さらに、平成20年度においては給与関連業務の民間委託を検討し、平成21年度より運用を開始した。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	防災科学技術研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 不要資産が無いため、該当なし。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 不要資産が無いため、該当なし。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)の記載に従い、保有財産については、本来業務に支障のない範囲内での有効利用の可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性等の観点から、その保有の必要性について見直しを行っている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 平成25年3月31日に雪氷防災研究センター新庄支所を廃止した。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとなっている。(7,501千円の削減)</p> <p>○ 神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化した。(平成23年3月31日に廃止、58,000千円の削減)</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 東京事務所が無いため、該当なし。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>● 海外事務所が無いため、該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 職員研修・宿泊施設が無いため、該当なし。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 平成25年3月31日に雪氷防災研究センター新庄支所を廃止した。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとなっている。(7,501千円の削減)</p> <p>○ 神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化した。(平成23年3月31日に廃止、58,000千円の削減)</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 監事の他、公認会計士及び弁護士を委員とした契約監視委員会において、契約状況について随意契約事由の妥当性、随意契約から一般競争入札等への移行、一者応札・応募の改善方策の検証等の点検・見直しを実施し、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定・公表するなど、その適正化に努めているところである。平成22年度からは、入札公告に「概要」を記載、調達予定情報をホームページに公表、その他、仕様書の内容の見直し等の取り組みを実施した。また、平成24年度においては、メールマガジンによる調達情報の配信の拡大、複数年契約の拡大等の取組を実施した。さらに、平成26年5月に、茨城県内の国立大学法人等7機関との間で、物品等の共同調達に関する協定書を締結した。</p> <p>※平成22年度実績 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等9,011,529千円(93.4%)、競争性のない随意契約631,669千円(6.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等412件(96.9%)、競争性のない随意契約13件(3.1%)</p> <p>※平成23年度実績 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等12,973,619千円(98.1%)、競争性のない随意契約253,288千円(1.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等314件(95.2%)、競争性のない随意契約16件(4.8%)</p> <p>※平成24年度実績 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等17,568,476千円(99.9%)、競争性のない随意契約11,422千円(0.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等289件(98.0%)、競争性のない随意契約6件(2.0%)</p> <p>※平成25年度実績 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等23,068,684千円(99.9%)、競争性のない随意契約27,369千円(0.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等332件(97.6%)、競争性のない随意契約8件(2.4%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、防災科学技術研究所と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めするなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 平成26年5月に、茨城県内の国立大学法人等7機関で、物品等の共同調達に関する協定書を締結し、共同調達の実施に向けて検討を進めている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を実施している。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p> <p>● ア)については、契約監視委員会の指摘事項等も踏まえて見直しに取り組むとともに、1つの契約内で異なる業務を含んでいる契約について、明らかに当該調達に支障を及ぼさないものは別契約とするなどの仕様要件の見直しを実施しており、イ)については、コスト圧縮と業務効率化が図られる場合には、複数年度に渡る期間を前提にしているリース契約及びレンタル契約を行うこととしており、ウ)については、同一又は類似のものの契約金額等を情報収集し、適正価格の把握に努めている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 国の基本方針の下、自然災害全般に関する研究開発を総合的に実施する国内唯一の機関であり、他の研究機関が保有しない特殊な施設、設備等を所有し、中核的な業務で使用されている。そのため、その管理・運営は、研究者が自らの研究計画に従って行う必要があることに十分に配慮し、施設、設備等の管理・運營業務全般ではなく、それらの業務のうち、内容が比較的定型化・単純化した施設、設備の運用の支援業務等について、業務の効率化を図る観点から、可能な限りアウトソーシングを図っているところであり、今後も必要に応じ進めていく。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を実施している。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 理事長、理事及び監事の報酬については、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について(ガイドライン)」に基づき、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事による監査を毎年実施し、国家公務員との比較や規程の精査など厳格なチェックを実施している。また、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会防災科学技術研究所部会においては、役員報酬規程及び役員退職手当規程の変更の都度、独立行政法人通則法第62条の準用規定に基づきそれぞれ変更について支給の基準が社会一般の情勢への適合性の評価が行われており、法令に基づき適切に実施している。</p>

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)において、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行うと記載するとともに、平成23年4月19日の文部科学省独立行政法人評価委員会における諸手当の規定状況の資料にて、法人独自の手当がないことを示している。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 国の方針を踏まえるとともに、市場調査を行うなど、今後とも適切に実施。また、新年度の実行計画の策定にあたり、役員が業務の実施状況を踏まえた今後の計画及び必要な経費についてヒアリングを実施。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 既設の内部監査基準に従い、今後とも監査・コンプライアンス室において業務を的確に実施。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● E-ディフェンスなどの大型実験施設の共用施設利用料については、施設維持費、実験使用料、一般管理費の受益者負担の考え方を示しており、実績を踏まえた利用料に適宜見直しをするとともに、共用施設の使用料の算定における考え方を統一するため、平成23年度に共用施設貸与規程及び受託研究費等算定基準を改正。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 登録された特許等の知的財産についての活用を図るために、「開放特許データベース」(独立行政法人工業所有権情報・研修館)へ、所有している特許情報を登録し、その情報も含めて、研究所のホームページでも表示できるようにするなど、知的財産の活用に向けた取組を行っている。また、外部からの特許権の利用相談に対応するとともに、保有特許の実施許諾を推進し、特許収入の拡大に努めている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 評価委員会規程を平成23年4月に改正し、今後のプロジェクト研究開発の芽となり得る独創的な基礎的研究についても新たに外部評価の対象とした。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 研究プロジェクトにおける事前・中間・事後の外部評価の結果については、研究開発に係る業務の実施に適切に反映するとともに、ホームページにおいて評価終了後に適宜公表。また、毎年の研究計画において中間評価の指摘を確認している。

No.	18	所管	文部科学省	法人名	防災科学技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 地震災害による被害の軽減に関する研究開発及び災害に強い社会の形成に役立つ研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に更に緊密な連携を進める。	1a	研究プロジェクトについては、地震観測と火山観測業務を統合、地震防災フロンティア研究の廃止等を行い、第3期中期目標及び中期計画（平成23年度～平成27年度）にて、「災害予測による防災への貢献」、「地震に強い社会基盤づくりへの貢献」及び「効果的な社会防災システムの実現への貢献」など政策課題ごとの3研究領域への重点化を実施した（運営費交付金：237百万円の削減）。また、地震研究については、海洋研究開発機構との間での統合を念頭に、地震・津波観測監視システムに係る観測データ等の相互交換に関する協定書を平成23年3月1日に締結し、平成23年度より同協定に基づき両者の地震観測に係る伝送システムを統合して地震観測データについてリアルタイムで共有している。なお、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の対応としては、地震観測網によって得られた情報の詳細を政府の地震調査委員会等へ適宜提供、3月23日に「ALL311:東日本大震災協働情報プラットフォーム」を開設して各種地図・地理空間情報の配信や土砂災害等の災害情報等を配信、4月17日に東日本大震災に関する研究活動、取り組みなどの緊急報告会を実施するなど重点的に取り組んでいる。なお当研究所は独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）により、平成26年4月に新たな法人制度及び組織に移行することを目指して、文部科学省所管の他の4法人（物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、科学技術振興機構、理化学研究所）と統合するなど措置を講じることとなっている。	措置済み
02 火山災害による被害の軽減に関する研究開発事業						
03 気象災害・土砂災害・雪氷災害等による被害軽減に関する研究開発事業	自己収入の拡大	23年度中に実施	Eディフェンスの余剰スペースの貸出しを行うことにより、自己収入の拡大を図る。	1a	第3期中期目標及び中期計画（平成23年度～平成27年度）において、E-ディフェンスで震動実験をする際の相乗り実験を可能にするなど外部利用メニューを充実させることを記載。平成23年度は、E-ディフェンスの余剰空間や余剰スペースを貸出し、4件の利用があり、4,495千円の施設貸与収入が得られた。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 事務所等の見直し	24年度中に実施	雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。	1a	平成25年3月31日に雪氷防災研究センター新庄支所を廃止。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用することとしている。	措置済み
05 事務所等の見直し	23年度中に実施	神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化する。	1a	平成23年3月31日に廃止（運営費交付金の内数：58,000千円の削減）。	措置済み
06 取引関係の見直し	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕事について、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	措置済み

No.	18	所管	文部科学省	法人名	防災科学技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	科学技術政策において防災科学技術研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、類似業務を行う他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	1	防災科学技術研究所は、「防災に関する研究開発の推進方策について」（科学技術・学術審議会 研究計画・評価分科会 平成18年7月改訂）をはじめとする国の方針の下、防災に関する一貫した総合的研究を実施する国内唯一の機関として、災害から人命を守り、災害の教訓を生かして発展を続ける災害に強い社会の実現を目指すことを基本目標に研究開発を推進している。 中期目標等においても、防災科学技術研究所が担うべき研究の一層の重点化及び他機関との役割分担の明確化を図った。	
2	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	平成20年度から特に萌芽的な基礎研究について社会の研究ニーズを反映することとし、真に求められる研究分野に特化し推進する。	1	中期計画、年度計画において、個々の研究開発について、社会のニーズに対応した明確な目標を設定して研究開発を行う旨定めており、萌芽的な基礎研究においても、社会的なニーズを踏まえ、所内の委員会において厳正に評価・審議を行い、その推進を図ることとしており、平成20年度からは、整理合理化計画の内容を踏まえて、社会のニーズの反映をより厳格化することとした。具体的には、最近の地震、風水害の激化、多様化を踏まえ、地震を起因として発生する建物の崩壊崩落、複合的な要因（地震と降雨）による土砂災害、及び気象の突発的な変化にともない発生する突風・集中豪雨による災害についての防止・監視・予測技術の研究開発課題を行うこととした。	
3	事務及び事業の見直し	研究開発事業評価システムの見直し	各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、質の底上げを図る。	1	・研究開発課題（プロジェクト研究）については、従前より外部有識者による事前・中間・事後評価を行っており、評価結果は分かりやすい形でホームページにて公開し、国民への説明責任にこたえよう努めている。 ・平成20年1月からは、目標等の達成度合いを数値化して示し、評価の基準がより客観的かつ明確なものとなるよう見直しを図り、従来のABC3段階評価区分に替えてSABCFの5段階評価区分に改善した。評価結果の内容については、業務運営の改善その他に適切に活用することとしており、F評価のものについては廃止も含め抜本的な見直しを行うこととしている。	
4	事務及び事業の見直し	波浪等観測事業	平成19年度中に廃止する。	1	平成19年度末をもって事業を廃止した。	
5	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	平成19年度中に平塚実験場を廃止する。	1	平成19年度末をもって実験場を廃止した。	
6	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	平成19年度中につくば本所内地表面乱流実験施設を廃止する。	1	平成19年度末をもって施設を廃止した。	
7	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度中に策定する。	1	・「独立行政法人防災科学技術研究所における外部資金の活用、自己収入に関する目標について」を平成21年3月に策定した。その内容は、以下のとおりである。 競争的資金等外部からの資金導入による研究開発の推進 競争的資金等の採択数については、過去5年間で年平均7.6件であり、中期計画の目標の年7件を上回っている。このため、今後5年間で40件以上の採択に向けて努力する。 研究交流による研究開発の推進 共同研究の実施件数については、過去5年間で年平均82.6件であり、中期計画の目標の件数60件を上回っている。このため、今後5年間で480件以上の実施に向けて努力する。 施設貸与 研究所の大型研究施設・設備における施設貸与について、過去5年間の実績を踏まえ、今後5年間でその平均を上回る数値目標を以下のとおり定め、この目標の実現に向けて努力する。 実大三次元震動破壊実験施設（三木）については、12件/5年以上。 大型耐震実験施設（つくば）については、12件/5年以上。 大型降雨実験施設（つくば）については、10件/5年以上。 雪氷防災実験施設（新庄）については、22件/5年以上。 その他 ・今後とも防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発に係る特許・実用新案等の知的財産権の取得及び活用を進め、3件/年以上の特許申請を行う。また、取得したものについて、ホームページにおいて積極的に公開し、その活用の推進に努める。 ・ホームページ、広報誌などを通じて、広く寄附金を募集し、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等に活用する。 なお、本目標は、今後の実績、経済情勢及び施設の状況等を踏まえ、適宜見直しを図っていくこととする。	
8	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	平成19年度から施設・設備等の利活用を一層促進する	1	・施設・設備等の利活用を一層促進するため、積極的な広報活動を行っている。 ・平成20年度の自己収入については、平成19年度に比べ約10%増加した。主な増加要因は、実大三次元震動破壊実験施設の施設貸与契約額が増加したためであった。 ・防災科学技術研究所の施設・設備共用等については、中期計画で目標としている利用件数を上回る稼働率での運用を達成し、今後も引き続き、施設の利活用を積極的に行い、高稼働率での運用に努めていく。	

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	放射線医学総合研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 該当なし (不要資産がないため。なお、「独立行政法人放射線医学総合研究所固定資産管理細則」に基づく実査および「独法会計基準に定めのある「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」に基づく調査により、保有する固定資産について経済的便益が著しく減少した資産はない。)
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 該当なし (不要な施設等がないため。ただし、不要な施設等を国に納付する場合には、所管省庁からの指示に従い、速やかに適切な納付手続きを行うこととしている。)
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 改正特許法により、平成16年4月1日以降の出願特許については、登録後維持費が掛かる。維持費(年金)については、登録後7年目からそれまでに比べ増額となるので、その前年迄に維持するか否かの判断を行い、実施見込みの無い場合には早期に放棄、譲渡等措置を取ることとしている。これらについては、「特許出願等ガイドラインの運用要領」を平成24年3月に策定して推進している。なお、実務ベースでは、運用要領で定めた登録6年目を待たずに維持又は放棄の検討を積極的に行い、不要な権利の放棄を進めている。 ● 「独立行政法人放射線医学総合研究所固定資産管理細則」に基づく実査および独法会計基準に定めのある「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」に基づく調査を実施しており、今後も継続的に見直しを行う。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 平成22年度に那珂湊支所を廃止した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 該当なし(東京事務所を有していないため。)
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	● 該当なし(海外事務所を有していないため。)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 該当なし(職員研修・宿泊施設を有していないため。)

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 研究所は第2期中期目標(H18～H23)に基づき研究施設等整備利用長期計画(平成19年5月)を策定した。厳しい財政状況の下、経費の削減等を図る観点から、整備利用委員会及び整備利用部会において平成23年度以降の施設整備状況等の変化による見直し検討を行い、再構築した長期計画(案)の詳細検討を実施し、平成24年度に改訂した。</p> <p>○ 平成22年度に那珂湊支所を廃止した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、以下の改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告については、規定上10日間のところ、20日間設けることにより、応札者が十分な準備期間を確保できるようにした。 ・規模の大きな契約案件については、調達に関する予定情報を研究所ホームページに掲載し、応札者を広く募るよう努めた。 ・入札参加者を増やすために、予定価格による競争参加資格の等級指定を弾力的に運用した。 ・応札者が入札件名を手がかりに入札情報の収集にあたることを考慮し、わかりやすい件名にするようにした。 ・仕様書作成マニュアルを作成し、それに基づく仕様書チェックリストによるチェックを行い、競争性の確保に取り組んだ。 ・調達手続き開始前に理事等による仕様書のチェックの対象の見直しを行った。 ・一者応札・応募の契約については、外部有識者を含めた契約監視委員会により点検を受けている。

	<p>(前項の続き) 【平成25年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等12,736,288千円(98.4%)、競争性のない随意契約206,210千円(1.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等485件(96.6%)、競争性のない随意契約17件(3.4%) 【平成24年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等8,669,117千円(94.5%)、競争性のない随意契約501,554千円(5.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等461件(96.2%)、競争性のない随意契約18件(3.8%) 【平成23年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等6,928,032千円(96.0%)、競争性のない随意契約290,993千円(4.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等385件(93.7%)、競争性のない随意契約26件(6.3%) 【平成22年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等9,910,864千円(96.2%)、競争性のない随意契約390,250千円(3.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等582件(96.5%)、競争性のない随意契約21件(3.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、放射線医学総合研究所と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめ、納入実績に係るデータベースの運用を行っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の実施を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめ、納入実績に係るデータベースの運用を行っている。 ● 上記の研究開発調達検討会合での検討結果を踏まえ、平成24年度より参加者確認公募を実施している。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 当研究所の事業は、高度な研究開発事業であり、定型化が難しいため、本法律の対象となる各機関共通で一般的に実施されている横断的業務にはあらず、官民競争入札等にはなじまない。なお、施設・設備の維持管理業務のうち定型的な業務など、アウトソーシング可能な業務については、経費効率化の観点から既に一般競争入札を行っている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめ、納入実績に係るデータベースの運用を行っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 理事長等役員の報酬は、総務省が実施している「給与水準の公表」に伴い公表しているところであり、今後も継続して公表していく予定である。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 従来と同様の監査、評価委員会の事後評価を受け、厳格なチェックに努める。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費については、「労安法に基づく健康診断」、「メンタルヘルス等の相談」、「医薬品等の購入」、「健康相談(産業医の派遣)」に限っており、互助組織に対する支出やレクリエーション等費用などの法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る振込手数料等の経費は発生していない。また、職員の諸手当に関しては、国家公務員に準じた諸手当になっている。なお、航空券の選択については、原則としてバック商品や割引航空券を利用するように指導している。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 事業費に要する予算額については、研究所内でのヒアリングにおいて諸費用を精査し要求している。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 内部監査業務のコンプライアンスの観点からの充実を図るため、平成23年度より監査室と倫理・コンプライアンス統括室を統合し、監査・コンプライアンス室を設置した。研究不正問題に関する監査など、引き続き内部監査の対象を広げる取り組みを行うとともに、職員のコンプライアンス意識の認識及び所全体のコンプライアンス向上を目的としたアンケート調査の結果を踏まえた対応として、平成25年度に職員全員へ「コンプライアンスの手引き」を小冊子として配布するとともに、平成26年度にはeラーニングによるコンプライアンス研修を実施する予定。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	● 受益者負担を適正なものとする観点から、外部からの施設・設備利用に対する経費を見直して施設・設備利用料を適正なものとするとともに、委託検査の検査料の徴収についても算定根拠を明らかにした上で徴収するなど、毎年度初頭に見直しを行っている。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 企業との特許実施契約締結の機会を増やすため、研究成果展示会において、研究開発状況や特許及びノウハウ情報等の紹介に努めている。また、出願公開特許について、当所の外部向けホームページ他、科学技術振興機構(JST)のJ-STORE、特許情報機構(Japio)の開放特許情報データベース、文部科学省のリサーチツール特許データベースへの掲載やプレス発表などを通じて所外周知に努めている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 評価業務の負荷軽減方策をとるよう独法評価委員会の指摘を受け、研究開発業務の内部評価では、研究の実施および成果のとりまとめの期間としては比較的短い1年という間隔での評価は実施せず、中期計画3年目及び5年目に外部委員による中間、事後評価を行い、その他の年度では、内部評価委員会(所内委員)による評価を行うことで、効率的な評価体制を構築した。一方、業務運営部門については、外部からの視点を重視した評価体制を整備し、毎年度外部委員による実績評価を実施している。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 内部評価の結果は、予算策定時に反映している。また、独法評価結果については、各評価コメントを経営陣及び職員へフィードバックしている。
また、今中期計画より評価調査票を一新し、中期計画、年度計画及び年度成果の比較が容易となる様式とした。更に、各課題の評価結果に加えて評価調査票の評価時点の進捗状況についても所外向けホームページ上に公開しており、内部評価の透明性を高めている。

No	19	所管	文部科学省	法人名	放射線医学総合研究所
----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 放射線安全・緊急被ばく医療研究事業	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、理化学研究所との間で整理統合の検討を進める。	1a	<p>研究プロジェクトの重点化については、平成23年度より開始した第3期中期計画への移行に際し、基礎的研究として一定の成果を得た「放射線治療に資する生体影響研究」を廃止し、226,394千円を削減。一方で、臨床応用を指向した「重粒子線を用いたがん治療研究」への重点化を行った。</p> <p>分子イメージング研究については、理研との整理・統合に向け平成22年12月以降、有識者、文科省、放医研及び理研の関係者にて検討を進めてきたところ、放医研においては、平成25年度以降、疾患状態を把握するために不可欠な画像診断技術開発に特化することとした。これに先行して、平成23年度より開始した第3期中期計画において、画像診断技術の開発・実用化に向けた研究体制を構築し、既に36,694千円を削減したところ。さらに、平成23年度限りで、理研が優位性を有する一部の研究領域（化合物合成反応に関する基礎研究）は廃止し、10,000千円程度を削減。</p> <p>なお、東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、放射線の影響を低減化するための実証研究や緊急被ばく医療の充実にに向けた研究体制整備等について重点化を検討し、平成24年度より東電福島第一原発周辺住民における長期被ばくの影響とその低減化に関する研究や原発事故に伴う復旧作業員等の健康影響に関する追跡調査等を実施しているところ。</p>	
02 放射線に関するライフサイエンス研究事業						
03 放射線基盤技術と研究環境の整備・管理						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04 事務所等の見直し	22年度中に実施	那珂湊支所を廃止し、その機能を本所（千葉市）に集約する。	1a	平成22年度をもって、那珂湊支所については廃止、その機能を本所に集約した。	
05 取引関係の見直し	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕事について、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	<p>平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>	

No.	19	所管	文部科学省	法人名	放射線医学総合研究所
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	研究開発事業の重点化・役割の明確化	1	科学技術政策において放射線医学総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。	
2	事務及び事業の見直し	研究開発事業評価システムの見直し	1	各研究課題について客観的・具体的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえるとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより質の底上げを図る。	
3	事務及び事業の見直し	研修事業計画の見直し	1	研修コースへの参加状況や社会ニーズを適切に分析し、参加率が低いなどニーズの低いコースについては、随時研修内容の改善や研修コース自体の廃止を含めて平成20年度中に見直しを行う。	
4	事務及び事業の見直し	民間委託の推進等	1	定型業務の民間委託を引き続き実施するとともに、外部委託が可能な業務について継続的に検討し積極的に民間委託を実施する。 具体的には、 ・給与計算業務を平成20年度当初に民間に委託する。 ・実験動物の所内生産供給のうち定型的な実験動物の所内生産供給を平成19年度以降、順次外部委託し現行中期目標計画中に完了する。	
5	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	平成19年度中にプルトニウム内部被ばく研究の廃止に伴い、プルトニウム吸入ばく露施設設備を廃止する。	
6	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	H19年度に措置された予算により、プルトニウム吸入ばく露設備の廃止を行った。	
7	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	1	重粒子線がん治療の更なる推進、知的財産の活用や企業等との共同研究を積極的に推進することにより自己収入の増大を図るため定量的な目標を平成20年度中に策定する。 具体的には以下の方法により、自己収入の拡大を検討する。 ・治療計画や照射ビーム制御手法の改良による治療の効率化とともに、現在検討中の治療エリアの増築により、治療患者数の増加を図り、臨床医学収入の拡大を図る。 ・特許取得及び知的財産の管理を戦略的に進め、技術移転機関等のサポートを得ることにより特許収入やノウハウ提供等の技術移転を増し、自己収入の増加を図る。 ・企業等との共同開発が期待できる研究開発に関しては、積極的に企業等との共同研究を企画・推進し、共同研究資金の調達など外部資金の確保を図る。	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立美術館

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>主な実物資産は建物9施設、土地、美術作品、収蔵品、建物に付随する構築物及び機械装置等である。遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上することとされており、中期計画の最終年度に、国庫に返納することになっている。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。不要施設等はない。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)に「保有する美術館施設等の資産については、利用実態を把握し、保有する目的・必要性に鑑み、一層の有効利用に資するための方策を検討・実施する。」ことを明記した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>事務所については、国立美術館が設置する各美術館に必要最小限の設置としている。なお、法人本部については、東京国立近代美術館の事務を兼ねている。管理部門経費については、テレビ会議システムの活用等、事務の効率化を図り、経費の削減を行っているところである。また、第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)で「中期目標の期間中、一般管理費については、15%以上の効率化を図る。」こととなっている。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。法人内各美術館に事務所が設置されており、東京事務所は存在しない。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。海外事務所はない。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。職員研修・宿泊施設はない。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>本部事務所は、東京国立近代美術館に設置されている。また、本部事務局職員と東京国立近代美術館運営管理部職員は兼務となっており、効率化、合理化を図っている。</p>

3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成21年11月24日付け、21文科会第228号、文部科学大臣通知)」に基づき、平成22年度に随意契約等見直し計画を策定した。</p> <p>また、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会において、契約の点検見直しを行っている。</p> <p>平成25年度も契約の見直しを行い、入札公告の掲載日を早めるとともに、前回一者応札となった案件については公告期間を20日以上に設定する等の措置を取っている。</p> <p>平成22年度の契約状況(単位:件、千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約 111件(42.2%)、4,869,896千円(36.4%) ・競争性のない随意契約 152件(57.8%)、8,493,787千円(63.6%) <p>平成23年度の契約状況(単位:件、千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約 78件(35.3%)、1,245,354千円(12.9%) ・競争性のない随意契約 143件(64.7%)、8,374,646千円(87.1%) <p>平成24年度の契約状況(単位:件、千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約 100件(50.5%)、3,153,694千円(27.5%) ・競争性のない随意契約 98件(49.5%)、8,329,813千円(72.5%) <p>平成25年度の契約状況(単位:件、千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある契約 65件(47.1%)、2,862,040千円(28.7%) ・競争性のない随意契約 73件(52.9%)、7,093,441千円(71.3%) <p>うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの契約(美術作品購入、土地購入等 46件、6,624,617千円)(平成25年4月～12月分)</p> <p>平成26年1月～3月分の契約は平成26年度契約監視委員会において審査する予定。</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立美術館と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	該当なし。関連法人はない。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	国立西洋美術館では、近隣施設(東京国立博物館及び東京藝術大学等)と連携して、物品の共同調達及び廃棄物処理業務の共同委託を実施している。東京国立近代美術館、京都国立近代美術館及び国立新美術館では、それぞれ管理・運営業務を包括的に業務委託し、コストの縮減を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	該当なし。研究開発事業は行っていない。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務については、平成21年度より民間競争入札による業務を実施している。他館への導入等については、第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)で「既に実施している東京国立近代美術館での検証結果等を踏まえ、当該館における対象範囲の拡大や他施設への導入に取り組む。」こととしており、平成24年度から東京国立近代美術館フィルムセンター、平成25年度から国立新美術館と対象施設を拡大している。 (平成25年度実施した業務の概要) 東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営・警備業務 東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務 国立新美術館の管理・運営業務
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	国立西洋美術館では、近隣施設(東京国立博物館及び東京藝術大学等)と連携して、物品の共同調達及び廃棄物処理業務の共同委託を実施している。東京国立近代美術館、京都国立近代美術館及び国立新美術館では、管理・運営業務を包括的に業務委託し、コストの縮減を図っている。これらについて引き続き実施していく。
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	

<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>役員の報酬額については、毎年度、総務省の実施している「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)、平成15年9月9日策定」において、個別の額を公表しており、また、法人HP上においても掲載している。今後も引き続き公表することとしている。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、毎年度、監事監査および評価委員会の事後評価において、チェックをおこなっており、今後も引き続きおこなうこととしている。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利費は、職員健康診断、産業医委嘱及び永年勤続表彰経費のみで、必要最小限としている。給与振込経費は、銀行との契約により、一般の振込手数料より少額(税抜きで同行他支店宛て1件50円、他行宛て1件180円)となっている。海外出張旅費は、国の支給基準に準じた規程を定めており、航空券についても格安航空券やパックを利用して出張するなど経費の削減に努めているところである。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>事業費等については、各館・各事業毎に所要額を原則として積み上げ方式で見積もり、徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>平成23年度より内部監査実施規則を制定し、引き続き、内部監査業務を的確に実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。特定の者が負担して実施する事業は行っていない。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>現在保有している特許権等の知的財産はない。著作権使用料は、共催展を除く自主展のカタログ作成に係るものについて設定し、自己収入の拡大を図っている。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、毎事業年度における業務の実績について自己点検評価を行った上で、外部有識者からなる外部評価委員会において、国立美術館が実施した業務の実績に関し、客観性を持った質の高い評価を得るとともに、評価を踏まえた今後の事業活動の充実・あり方に資する提言を得て、各事業の改善を図っているほか、例えば美術作品の購入において、外部有識者により構成される委員会を設置し、購入の適正性、価格の適正性について評価を実施している。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし。複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。</p>

No	20	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
----	----	----	-------	-----	-------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 収集・保管・展示・調査研究事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を引き続き行う。具体的には、企業からの支援（協賛金等）の獲得、募金箱の設置のほか、「キャンパスメンバーズ」等への加入者の増大などに取り組む。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度においては、当該年度の各種自主事業の実施に際し寄附金を得ている（平成25年度実績9,000千円、平成24年度実績16,656千円、平成23年度実績28,440千円、平成22年度実績12,749千円。平成23年度及び平成24年度の実績には東京国立近代美術館60年記念事業に係る分を含む）。 キャンパスメンバーズのメンバー校については平成23年度末の70校から増加し、平成26年7月現在で78校となっている。 	引き続き自己収入の拡大に努める。
02 教育普及事業	キュレーター（学芸担当員）研修の見直し	23年度中に実施	ナショナルセンターとして、参加実績が低調であることにかんがみ、キュレーター研修の在り方を見直す。	1a	<ul style="list-style-type: none"> キュレーター研修については、対象となる美術館のニーズや実態等を十分に踏まえるとともに、これまでの実施方法等を含め、平成23年度中に見直しのための幅広い検討を行い、その結果に基づき、平成24年度から実施している（第三期中期計画（平成23年度～平成27年度）に明記）。 平成23年7月から9月までの間に各都道府県教育委員会及び美術館等約400件に対してキュレーター研修に関するアンケート調査（回答約50%）を実施した。その結果、当該研修の受入方法及び内容等については、今後も維持すべきとの評価を得たが、派遣元の「人員（研究員）不足」「旅費等の予算不足」、また、「公募時期」や「受入館の情報不足」等が当該研修への参加を困難にしている主な要因であることが判明した。 アンケート調査の結果を踏まえ、当該研修への参加者を増員すべく、参加環境を整備するために、国立美術館として対応が可能な「受入館の情報提供」及び「公募時期の適正化」等について検討を行った。 平成24年度の公募に際して、各国立美術館の基本情報、展示情報及び研修の受入分野等の受入館の情報提供を行った結果、本研修が始まった平成18年度以降平成23年度までの研修参加希望申込者数の平均は4.7人、受入人数の平均は3.8人であったのに対し、平成24年度は、過去最も多い16名の申込みがあり、5名（1名辞退）を受け入れた。 平成25年度は、平成24年度の参加環境の改善に加えて、「公募時期の適正化」を行い、公募時期を現在の12月初旬から9月初旬へ変更した。また、案内の送付先リストに大学附属の美術館を追加した。 平成26年度は8名の受け入れを予定している。 	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 取引関係の見直し	施設内店舗に係る競争的な入札制度の導入等	24年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 東京国立近代美術館（ミュージアムショップ）については、平成26年度以降の企画競争の実施に向け、現行の賃借人と引き続き交渉中である。 京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館及び国立新美術館については、競争的な入札制度の導入により業者を決定済みである。 	東京国立近代美術館（ミュージアムショップ）については、引き続き現行の賃借人との交渉を行う。
04 制度の見直し	制度の在り方を検討	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、法人の自己収入を増加し、機能強化を図るなど、国の負担を増やさない形での事業充実に向けて、改善を図りつつ、検討を進めているところ。	引き続き、事業の充実を努める。

No.	20	所管	文部科学省	法人名	国立美術館
-----	----	----	-------	-----	-------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	東京国立近代美術館等の管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。	1	東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務については、平成21年度より民間競争入札による業務を実施している。他館への導入等については、第三期中期計画（平成23年度～平成27年度）で「既の実施している東京国立近代美術館での検証結果等を踏まえ、当該館における対象範囲の拡大や他施設への導入に取り組む。」こととしており、平成24年度から東京国立近代美術館フィルムセンター、平成25年度から国立新美術館と対象施設を拡大している。 （平成24年度から実施した業務の概要） 東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営・警備業務 東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務 （ は対象範囲を拡大、 は新規） （平成24年度に入札を実施した業務） 国立新美術館の管理・運営業務（新規、平成25年度から実施）	
2	業務運営体制の整備	業務運営体制の整備	平成20年度から、各館において個別に行っている出版物の編集・発行業務について、可能なものから本部において一元的に実施する。	1	各館で作成していた年報を法人全体で編集・発行している。	
3	業務運営体制の整備	業務運営体制の整備	企画機能強化のため、以下の取組を行う。 ・5館共同の展覧会の開催を調整・実施する。 ・各館における展覧会企画等について連絡・調整を行う。 ・各館の企画・連携の在り方を検討し、平成20年度内に結論を得る	1	1. 国立美術館5館の横断的・総合的事業プロジェクトである企画展については、平成24年度に「記憶と想起 コレクションとリコレクション（仮称）」を企画案として採択し、担当者を決定した。平成27年度の開催に向けて、平成25年度においても準備を進める。 2. 各館の連携による展覧会等を開催した（開催予定）。 （平成24年度） ・「NFC所蔵作品選集 MoMAK Films@home 2012」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び京都国立近代美術館による連携） ・「日本の映画ポスター芸術」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び京都国立近代美術館による連携） ・「第5回中之島映像劇場」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び国立国際美術館による連携） （平成25年度） ・「あなたの肖像 - 工藤哲巳回顧展」（東京国立近代美術館及び国立国際美術館による連携） ・「チェコの映画ポスター」（東京国立近代美術館フィルムセンター及び京都国立近代美術館による連携） ・「フランス国立クリュニー中世美術館所蔵《貴婦人と一角獣》展」（国立国際美術館及び国立新美術館による連携） ・「アンドレアス・グルスキー展」（国立国際美術館及び国立新美術館による連携）	
4	業務運営体制の整備	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	・平成24年度においては、当該年度の各種自主事業の実施に際し寄附金を得ている（平成24年度実績16,656千円、平成23年度実績28,440千円、平成22年度実績12,749千円。平成23年度及び平成24年度の実績には東京国立近代美術館60年記念事業に係る分を含む）。 ・キャンパスメンバーズのメンバー校については平成23年度末の70校から増加し、平成25年7月現在で77校となっている。	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立文化財機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>主な実物資産は建物6施設、土地、収蔵品、建物に附随する構築物及び機械装置等である。遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上しており、平成22年度が中期目標の最終年度となることから、決算において額を確定した利益剰余金1,304,300千円のうち次期中期目標期間繰越積立金相当額653,432千円を控除した650,868千円を、国庫に返納した。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし(不要施設等はない)</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>平成23年度からの中期計画において、保有資産については、その必要性や規模の適切性についての検証を適切に行うこととした。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>事務所については、国立文化財機構が設置する各博物館、各文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センターに必要最小限の設置としている。なお、法人本部については、既設の東京国立博物館内に設置され、一部の事務は東京国立博物館の事務と兼務している。アジア太平洋無形文化遺産研究センターは大阪府堺市との協力により、建物は堺市博物館の一部を無償貸与を受けて使用している。</p> <p>管理部門経費については、外部委託できる業務を計画的にアウトソーシングするなど、事務の効率化を図り、経費の削減を行っているところである。第3期中期目標期間(平成23年度から平成27年度まで)については、一般管理費15%及び事業費5%を削減する目標を掲げているところである。一般管理費(物件費)について、平成23年度は前年度比 4.8%(特殊要因を除く)、平成24年度は前年度比 6.4%(特殊要因を除く)、平成25年度は前年度比 10.88%削減した。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし(当法人に東京事務所はない)</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>奈良文化財研究所の国際協力事業で、東南アジア地域における文化財保存修復協力事業及び調査研究として、カンボジア・アンコール遺跡群(西トップ寺院遺跡及びタ・ネイ遺跡等)において現地との協力により調査を実施している。研究期間が長期に亘るため、現地修復事務所を今中期目標期間(平成23~27年度)設置する。</p> <p>当該修復事務所の年間使用料:3,600US \$ / 年</p>

<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし(職員研修、宿泊施設はない)</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>本部事務所については既設の東京国立博物館内に設置されている。 なお、機構の6施設(各国立博物館及び各文化財研究所)は、国における文化政策上の必要性から、その目的・名称・機能・施設・設置場所・運用形態を国が自ら検討、法人へ現物出資されたものであり、法人の目的を達成するためにそれぞれその内容に即した事業を行っている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等</p>	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>契約監視委員会により随意契約として特に認められた文化財購入契約・文化財修理契約等を除き、原則として一般競争へ移行している。また、一者応札・応募についてより競争性を確保するための自主的措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、22年度より原則として20日以上公告等の期間を確保することとしている。</p> <p><平成22年度実績> (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等2,206,323千円(50.5%)、競争性のない随意契約2,165,608千円(49.5%) うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約金額(文化財購入契約・文化財修理契約等)2,093,997千円(96.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等222件(65.7%)、競争性のない随意契約116件(34.3%) うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約件数(文化財購入契約・文化財修理契約等)98件(84.5%)</p> <p><平成23年度実績> (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等3,680,257千円(78.9%)、競争性のない随意契約983,703千円(21.1%) 競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み (件数ベース(単位:件)) 一般競争等171件(71.3%)、競争性のない随意契約69件(28.8%) 競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み</p> <p><平成24年度実績> (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等5,372,293千円(81.9%)、競争性のない随意契約1,190,924千円(18.1%) 競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み (件数ベース(単位:件)) 一般競争等170件(68.0%)、競争性のない随意契約80件(32.0%) 競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み</p> <p><平成25年度実績> (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等4,544,214千円(81.2%)、競争性のない随意契約1,051,603千円(18.8%) 競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み (件数ベース(単位:件)) 一般競争等202件(76.2%)、競争性のない随意契約63件(23.8%) 競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み</p>

<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>契約に係る情報の公開</p>	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立文化財機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし(関連法人はない)</p>
<p>調達の見直し</p>	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>上野地域に施設がある5機関(東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大学、国立科学博物館、国立西洋美術館)で、廃棄物処理・再生PPC紙・トイレトーパー・古紙回収について、共同調達を実施している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし(研究開発事業は行っていない)</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運營業務については、平成21年度から、「東京国立博物館」の展示場における来館者対応等業務については、平成22年度から民間競争入札を導入している。平成26年度についても引き続き当該民間競争入札を実施している(契約期間3年間)。なお、平成26年6月17日の官民競争入札等監視委員会において、当該2件の終了プロセスへの移行が了承され、7月の公共サービス改革基本方針の間議決定を経て、次期契約から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外されることとなった</p>

<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>上野地域に施設がある5機関(東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大学、国立科学博物館、国立西洋美術館)で廃棄物処理・再生PPC紙・トイレトーパー・古紙回収について、引き続き共同調達を実施していく予定である。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化</p>	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>役員の報酬額については、毎年度、総務省の実施している「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)、平成15年9月9日策定」において、個別の額を公表しており、また、法人HP上においても掲載している。今後も引き続き公表することとしている。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、毎年度、監事監査および評価委員会の事後評価において、チェックをおこなっており、今後も引き続きおこなうこととしている。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利費は、職員健康診断、産業医委嘱及び永年勤続表彰経費など必要最小限としている。また給与振込経費は、銀行と交渉し無料としている。さらに海外出張旅費は、国の支給基準に準じた規程としており、航空券についても格安航空券やバックを利用するなど経費の削減に努めている。なお、職員の諸手当については、国と異なるものはない。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>事業費等については、各事業毎に所要額を原則としてゼロベースとして積み上げ方式で徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>内部監査要項に基づき、毎年度において内部監査を実施し、監査報告を行っている。 なお、機構の競争的資金等を適正に管理及び運営するためコンプライアンス室を設置している。</p>

5. 自己収入の拡大	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし(特定の者が負担して実施する事業は行っていない)</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>機構が保有する特許(3件)については、自己収入の拡大を目的としない研究手法の防衛を目的とした取得である。出版物の著作権等については出版の申し出があった者と著作権設定契約を結び、出版料を徴し、自己収入の確保に努めている。</p>
6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、毎事業年度及び中期目標期間における業務の実績について自己点検評価を行った上で、外部有識者からなる外部評価委員会において、機構が実施した業務の実績に関し、客観性を持った質の高い評価を得るとともに、評価を踏まえた今後の事業活動の充実・あり方に資する提言を得て、各事業の改善を図っているほか、例えば文化財の買取手続きにおいて、外部有識者により構成される委員会を設置し、買取の適正性、価格の適正性について別々の委員会での評価を実施している。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない)</p>

No	21	所管	文部科学省	法人名	国立文化財機構
----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針																																				
01 展覧事業	自己収入の拡大	22年度から実施	寄付の拡大等を通じ、自己収入の拡大を行う。具体的には寄付や賛助会員等への加入者の増加、募金箱の設置、映画等のロケーションのための建物等の貸与や会議・セミナーのための会議室の貸与等により引き続き取り組む。	2a	<p>寄附金の実績は、平成21年度139,434千円、平成22年度143,228千円、平成23年度240,624千円、平成24年度199,376千円、平成25年度172,318千円となっている。寄附金の拡大に向けては、以下の通り各施設に募金箱を設置するとともに、東京国立博物館において寄附金のクレジット決済を平成23年度から導入したが、手数料等の関係から平成24年9月より一時休止していたが、平成26年4月から再開した。</p> <p>【募金箱設置実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館：平成23年1月設置 ・京都国立博物館：平成23年4月設置 ・奈良国立博物館：平成23年3月設置 ・九州国立博物館：平成23年3月設置 ・奈良文化財研究所（平城宮跡資料館）：平成22年9月設置 <p>また、賛助会員等の加入者の増加については、ホームページ・広報誌等での紹介・募集や企業等への勧誘を実施し、賛助会員の掲示も行っている。これらの取り組みにより賛助会員数は以下の通り、平成25年度は前年度に比べ32件増加している。</p> <p>【賛助会員数実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>・東京国立博物館</td> <td>379件</td> <td>(332件)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・京都国立博物館</td> <td>336件</td> <td>(353件)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・奈良国立博物館</td> <td>70件</td> <td>(68件)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>785件</td> <td>(753件)</td> <td>()内は平成24年度実績</td> </tr> </table> <p>さらに、建物等の貸与については、ホームページでの紹介、案内パンフレット（お茶室利用案内、建物撮影利用案内）等による募集を実施しており、施設利用件数も以下の通り、平成25年度は前年度に比べ36件増加している。</p> <p>【施設利用件数実績】</p> <table border="1"> <tr> <td>・東京国立博物館</td> <td>676件</td> <td>(637件)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・京都国立博物館</td> <td>28件</td> <td>(59件)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・奈良国立博物館</td> <td>144件</td> <td>(139件)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・九州国立博物館</td> <td>269件</td> <td>(246件)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,117件</td> <td>(1,081件)</td> <td>()内は平成24年度実績</td> </tr> </table>	・東京国立博物館	379件	(332件)		・京都国立博物館	336件	(353件)		・奈良国立博物館	70件	(68件)		計	785件	(753件)	()内は平成24年度実績	・東京国立博物館	676件	(637件)		・京都国立博物館	28件	(59件)		・奈良国立博物館	144件	(139件)		・九州国立博物館	269件	(246件)		計	1,117件	(1,081件)	()内は平成24年度実績	引き続き、自己収入の拡大に努める。
・東京国立博物館						379件	(332件)																																			
・京都国立博物館						336件	(353件)																																			
・奈良国立博物館						70件	(68件)																																			
計						785件	(753件)	()内は平成24年度実績																																		
・東京国立博物館						676件	(637件)																																			
・京都国立博物館						28件	(59件)																																			
・奈良国立博物館	144件	(139件)																																								
・九州国立博物館	269件	(246件)																																								
計	1,117件	(1,081件)	()内は平成24年度実績																																							
02 教育普及事業																																										
03 調査研究事業																																										
04 展示出版事業																																										
05 情報公開事業																																										
06 国際研究協力事業																																										
07 研修事業																																										

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08 取引関係の見直し	23年度から実施	施設内店舗用地の賃借について、より一層の鑑賞環境の向上と効率化のため、企画競争を導入するなど競争性と透明性を確保した契約方式とする。	2a	<p>東京国立博物館（レストラン）については平成22年11月に、東京国立博物館黒田記念館（ミュージアムショップ）については平成23年3月に、奈良国立博物館（レストラン、ミュージアムショップ）については平成22年12月にそれぞれ企画競争を複数社の参加を得て実施し、平成23年4月から競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。</p> <p>東京国立博物館本館（ミュージアムショップ）については、平成24年11月に企画競争を複数社の参加を得て実施し、平成25年4月から競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。</p> <p>京都国立博物館（ミュージアムショップ）については、平成26年6月に企画競争を複数社の参加を得て実施し、平成26年7月中に競争性と透明性を確保した契約方式に移行予定である。京都国立博物館（レストラン）については、平成24年1月に企画競争を実施し、平成24年4月から競争性と透明性を確保した契約方式に移行した。</p>	引き続き、競争性と透明性を確保した契約に努める。
09 制度の見直し	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、法人の自己収入を増加し、機能強化を図るなど、国の負担を増やさない形での事業充実に向けて、改善を図りつつ、検討を進めているところ。	引き続き、事業の充実を努める。

No.	21	所管	文部科学省	法人名	国立文化財機構
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	民間競争入札の適用	東京国立博物館等の施設管理・運営業務（展示事業の企画等を除く。）について、民間競争入札を実施する。	1	東京国立博物館及び東京文化財研究所の施設管理・運営業務（展示等の企画運営を除く）について、平成21年5月に民間競争入札を実施し、平成21年10月から民間委託を開始した。また、「東京国立博物館」の展示場における来館者対応等業務について、平成21年10月に民間競争入札を実施し、平成22年4月から民間委託を開始した。	
2	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。	1	国立博物館各館における展覧会企画機能の強化のために「研究・学芸系職員連絡協議会」を設置し定期的に連絡・調整を行うこととした。平成21年度は2館以上巡回する展覧会として「妙心寺展」、「国宝阿修羅展」などを計画し、また平成21年度年度計画に以下のように記載した。 国立博物館各館における翌年度の展覧会企画等について「研究・学芸系職員連絡協議会」において連絡・調整を行い、企画機能強化を図る。	
3	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	平成20年度に定量的な目標を策定し、平成21年度年度計画に以下のように記載した。 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）の方針に基づき、外部資金の活用及び自己収入の増大に向けて、以下の定量的な目標の達成を目指す。 1)機構全体において、入場料収入（共催展を除く）及びその他収入について、1.16%の増加を目指す 2)機構全体において、寄附金226件及び科学研究費補助金76件の確保を目指す	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	教員研修センター

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>利益剰余金については、積立金として計上し、平成22年度が中期目標の最終年度となることから、額を確定した上で、国庫返納を行った。また、保有する土地・建物等については、効率的な活用を図るとともに、保有の必要性についての不断の見直しを行うこととしている。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。(現在のところ、不要と判断している施設等はない。)</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>中期目標・中期計画において、保有する土地・建物等については、効率的な活用を図るとともに、保有の必要性についての不断の見直しを行うこととしている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>センターにおける事務所等は、つくば本部及び東京事務所の2カ所のみである。なお、東京都港区虎ノ門に所在する東京事務所は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で、平成23年4月に他法人施設(学術総合センター)への集約化を図った。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>東京事務所(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減(312㎡→153㎡)した上で、平成23年4月より、他機関(国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、施設の年間維持管理にかかる経費を年間約24百万円削減した。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。(海外事務所は保有していない。)</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。(職員研修・宿泊施設は保有していない。)</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>センターの保有する研修施設については、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進することにより、土地・建物等の効率的な活用を図るとともに、保有の必要性について不断の見直しを行うこととしている。</p> <p>つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了したことから、今後、国庫納付等を検討する。</p>

**3. 取引関係の見直し
随意契約の見直し等**

各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

随意契約見直し計画に沿って、一般競争入札の範囲拡大等の契約方法の見直しを着実に実施し随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は平成22年度に全て一般競争契約等への移行を完了した。なお、平成22年度～25年度の契約の状況は以下のとおりである。また、一般競争契約等の実施に当たっては、公告期間の延長(従前の原則10日以上から20日以上を確保)、競争参加資格要件の緩和及び契約の包括化等の改善を図った。

平成22年度
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等:542,375千円(65.9%)、競争性のない随意契約:280,993千円(34.1%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等:68件(93.2%)、競争性のない随意契約:5件(6.8%)

平成23年度
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等:488,132千円(67.4%)、競争性のない随意契約:235,827千円(32.6%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等:65件(91.5%)、競争性のない随意契約:6件(8.5%)

平成24年度
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等:222,712千円(49.7%)、競争性のない随意契約:225,588千円(50.3%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等:55件(91.7%)、競争性のない随意契約:5件(8.3%)

平成25年度
(金額ベース(単位:千円))
一般競争等:234,594千円(53.9%)、競争性のない随意契約:200,361千円(46.1%)
(件数ベース(単位:件))
一般競争等:52件(91.2%)、競争性のない随意契約:5件(8.8%)

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>当センターホームページの調達情報ページや文部科学省の調達情報ページ(工事関係)に一般競争入札や企画競争・公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を確保するとともに、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財計第2017号)に基づき、随意契約や競争入札に係る情報(契約結果の情報)を開示し、契約業務の透明性の確保に努めている。</p> <p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、教員研修センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。(関連法人はない。)</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>これまで東京事務所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、集約化された他機関とともに共同契約を行っているほか、筑波大学等が実施している共同調達において、平成26年10月からつくば本部の一部消耗品を調達する予定である。</p> <p>また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)を踏まえ、平成26年1月27日に4法人の連携を推進する場として「間接業務等の共同実施に関する協議会」を設置して具体的な検討を行い、平成26年7月25日にとりまとめを行った。</p> <p>共同調達に係るとりまとめの内容については以下のとおり。 (実施予定) 物品の共同調達【蛍光管(26年度)、封書運送業務(メール便)(27年度)、事務用品等(27年度)】 (実施に向け検討) 物品の共同調達(電気供給、デジタル複合機の賃貸借・保守業務、事務用電子計算機の賃貸借)</p> <p>なお、4法人による「間接業務等の共同実施に関する協議会」は今後も定期的な会合を設けながら、実施状況の確認及び検証等のフォローアップを行っていき、更なる効果的・効率的な業務運営を図る。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。(研究開発事業は実施していない)</p>

<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>平成23年度から宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託するとともに、これまで単年度で個別に発注してきた建物清掃業務や警備業務などの維持管理に係る各業務について、平成23年4月から3年間の包括的民間委託契約を締結し、効率化、経費の節減を実現した。(23年度、24年度は、毎年約8百万円、25年度は約9百万円の縮減)</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ、調達の効率化等について検討することとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化</p>	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、ホームページにおいて公表している。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準及び人件費の支出状況については、監査計画における監査の重点項目として、監事監査においてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会においては、給与水準の妥当性を含んだ人件費の削減状況を毎年度の評価項目として、評価が行われている。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断費用、インフルエンザ予防接種補助等を支出している。給与振込経費は支出していない。また、海外出張旅費は、割引航空券等を利用するなど経済的な経路及び方法をとるよう努めているところである。なお、職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>事業費等の所要額の透明化、合理化については、運営費交付金の配分方法等を踏まえ検討することとしている。</p>

<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>内部監査については、これまで会計監査を中心に実施してきたところであるが、今後、コンプライアンスを含めた内部監査のあり方を検討予定。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>該当なし。(特定の者が検査料、授業料等を負担して実施する事業は実施していない)</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>教員研修用DVD教材の販売を通して自己収入の増収に努めている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、外部の有識者を含む自己点検・評価委員会を設置し、管理運営、研修業務等に関する外部評価を実施している。また、その評価を次年度以降の事業に反映させている。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし。(複数の候補案件からの選択を要する事業を行っていない。)</p>

No	22	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 各地域で中核的な役割を担う校長・教員その他の学校教育関係職員に対する研修	自治体への移管等	23年度から実施	原則として事業を自治体に移管することとし、国による実施が必要不可欠なもののみ限定的に実施する。	2a	国による実施が必要不可欠なもの、例えば、国の政策として行う研修及び、地方において指導法が十分定着しておらず指導者養成が必要な研修に限定して実施している。研修数については、平成22年度実施の21研修を平成23年度は16研修とし、平成25年度はさらに1研修を廃止した。 なお、平成25年度から国の政策上緊急に実施する必要があるものとして、いじめの問題に関する指導者養成研修を新たに実施した。	引き続き、真に国による実施が必要不可欠な研修に限定して実施することとし、研修内容についても不断の見直しを図っていく。
02 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言、援助						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 保有資産の見直し	つくば本部	27年度中に実施	つくば本部の土地について、平成26年度の購入完了後の国庫納付等を検討する。	2a	つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了したことから、今後、国庫納付等を検討する。	つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了したことから、今後、国庫納付等を検討する。
04 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（虎ノ門）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	東京事務所（虎ノ門）については廃止し、借上面積を縮減（312㎡→153㎡）した上で、平成23年4月より、他機関（国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、国立高等専門学校機構）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、施設の年間維持管理にかかる経費を年間約28百万円削減した。	
	研修・宿泊施設の管理	23年度から実施	研修・宿泊施設の管理については全面的に民間委託を行い、経費を縮減する。	1a	宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに23年度から民間委託するとともに、これまで単年度で個別に発注してきた建物清掃業務や警備業務などの維持管理等に係る各業務について、平成23年4月から3年間の包括的民間委託契約を締結し、効率化、経費の節減を実現した。（23年度約8百万円の縮減）	

No.	22	所管	文部科学省	法人名	教員研修センター
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	学校教育関係職員に対する研修	1	<p>国として真に実施すべき研修を行うため、平成20年度に、学校評価指導者養成研修を新たに開始するとともに、指導力向上指導者養成研修を廃止した。また、国語力向上指導者養成研修の受講定員の見直し(440人 220人)及び外国語指導助手研修の受講定員の見直し(3,900人 2,000人)を行った。</p> <p>更に、平成21年度には、小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修及び子育て支援指導者養成研修の研修日数(いずれも5日間 3日間)や、外国語指導助手研修の受講定員(2,000人 1,500人)などの見直しを行った。</p> <p>なお、以下についても見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託等により実施する研修については、各研修コースの参加状況を踏まえて、研修コースの改廃を行った。 平成20年度：(廃止：1コース、隔年実施：2コース、休止：2コース) 平成21年度：(隔年実施：3コース、統合：1コース、休止：2コース) ・海外派遣研修については、平成20年度において派遣先国の見直しを行った。また、平成21年度においても派遣先国の見直しを行うとともに、研修成果を共有するため、帰国報告会を同時開催するなど内容を見直した。なお、平成22年度においては、英語教育コース(6か月)及び国際理解教育コース(3か月)を廃止した。更に、英語教育(2か月)の定員の見直し(50人 30人)を行った。 ・研修数については、平成22年度実施の21研修を平成23年度は16研修とし平成25年度はさらに1研修を廃止した。 <p>なお、平成25年度は国の政策上緊急に実施する必要があるものとして、いじめの問題に関する指導者養成研修を新たに実施した。</p> <p>引き続き、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。</p>	
2	事務及び事業の見直し	民間委託の推進	1	<p>施設の管理・運営業務については、可能な限り民間委託を行っており、引き続き民間委託の推進に努める。</p>	
3	運営の効率化及び自律化	経費節減	1	<p>委託等により実施する研修に必要な経費については、平成21年度から地方公共団体の全額負担を導入した。</p>	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	科学技術振興機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>伊東研修施設については、平成24年3月14日付けで売却を実施し、売却収入11,280千円を平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。</p> <p>池袋宿舎については、平成25年4月30日付けで、現物による国庫納付を完了した。</p> <p>与野宿舎については譲渡収入の国庫納付を行うこととなり、現在不動産データバンクを利用した売却の手続きを進めている(金銭納付/国庫納付見込み額31,000千円)。</p> <p>南青山宿舎(自主的に処分を決定)については、平成22年6月に売却し、売却収入29,482千円を平成22年度中に国庫納付した。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、独立行政法人通則法等の法令に基づき、より速やかに納付することとしている。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>該当なし。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>国内外の事務所等について、見直しを実施し、東京に立地する事務所の集約、イノベーションプラザ等の廃止を実施した。また、海外事務所については、他法人と共用している。所有するプラザ(8か所)の施設については、自治体等へ6館(北海道、宮城、石川、京都、大阪、福岡)の移管を完了した。残り2館のうち1館(愛知)については移管先が決定し移管に向けた手続を開始。他1館についても引き続き地域の大学等と移管等に向けて協議中。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>平成22年11月に神田事務所を廃止した。残る6事務所については、平成23年度中に東京本部とその近隣の計2か所に集約した。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>パリ事務所について、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構と平成26年2月から共用化している。北京事務所について、平成23年4月から、理化学研究所と会議室等を共用している。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>伊東研修施設については、平成24年3月14日付けで売却を実施し、売却収入11,280千円を平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>国内外の事務所等について、見直しを実施し、東京に立地する事務所の集約、イノベーションプラザ等の廃止を実施した。また、海外事務所については、他法人と共用している。所有するプラザ(8か所)の施設については、自治体等へ6館(北海道、宮城、石川、京都、大阪、福岡)の移管を完了した。残り2館のうち1館(愛知)については移管先が決定し移管に向けた手続を開始。他1館についても引き続き地域の大学等と移管等に向けて協議中。</p>

3. 取引関係の見直し
随意契約の見直し等

各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

平成25年度も前年度に引き続き一般競争による調達を大原則とした調達を実施しており、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合のみとしている(随意契約見直し計画も達成している)。また、一者応札・応募対策についても前年度に引き続き以下の取り組みを実施している。

仕様書チェックリストによる点検

平成22年度に競争性確保の観点で導入した「仕様書チェックリスト」により、競争を妨げる要因となる項目について引き続き契約担当部門が事前審査する体制としている。

競争参加要件の緩和徹底

前年度に引き続き、競争入札参加に際して、機構の参加資格に限定せず、広く国の競争参加資格での参加も認めている他、競争性確保のため、参加可能な等級を予定価格に対応する格付等級に限定せず、上下の等級に拡大している。

十分な公告期間の確保

一般競争入札(総合評価方式等を除く)については、公告期間を10日以上から、原則として10営業日以上とし、また競争参加者から提案書等を提出させる総合評価方式等については、公告期間を20日以上としている。

平成22年度契約状況(平成21年度補正予算含む)

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等83,892,762千円(97.0%)、競争性のない随意契約2,579,985千円(3.0%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等4,403件(95.0%)、競争性のない随意契約232件(5.0%)

平成23年度契約状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等42,999,390千円(93.7%)、競争性のない随意契約2,866,721千円(6.3%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等3,786件(94.8%)、競争性のない随意契約207件(5.2%)

平成24年度契約状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等153,583,026千円(98.2%)、競争性のない随意契約2,814,169千円(1.8%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等6,990件(97.4%)、競争性のない随意契約188件(2.6%)

平成25年度契約状況(平成24年度補正予算含む)

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等88,263,421千円(97.5%)、競争性のない随意契約2,230,044千円(2.5%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等4,676件(97.1%)、競争性のない随意契約141件(2.9%)

<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、科学技術振興機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めするなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>文部科学省所管の8法人で設置した「研究開発調達検討会合」により、研究開発にかかる調達について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等のための具体策の検討及びベストプラクティスの抽出を実施し平成24年1月に検討結果をとりまとめた。また、上記検討結果を踏まえ、市場性が低く競争性が確保しにくい研究機器等については、法人間で必要に応じて情報交換を行い、予定価格の適正化を図っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>文部科学省所管の8法人で設置した「研究開発調達検討会合」により、研究開発にかかる調達について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等のための具体策の検討及びベストプラクティスの抽出を実施し平成24年1月に検討結果をとりまとめた。また、上記検討結果を踏まえ、市場性が低く競争性が確保しにくい研究機器等については、法人間で必要に応じて情報交換を行い、予定価格の適正化を図っている。</p> <p>調達に係る仕様要件の見直しについては、契約監視委員会の点検結果を踏まえ実施している。さらに、平成22年度より導入した仕様書チェックリストにより仕様要件の確認を行い、競争性の確保に取組んでいる。</p> <p>価格比較の結果、リース方式が割安な場合には、リースにより調達している。</p> <p>価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努めている。</p>

<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>OA用情報システム運用管理業務と位置づけられた2業務については、「公共サービス改革基本方針(平成26年7月閣議決定)を踏まえ、引き続き調達の在り方等について検討を行う。</p> <p>外国人研究者宿舎の施設管理・運営業務について、民間競争入札を実施した。平成25年12月を目処に入札公告し、平成26年4月から落札者による事業を実施している。なお契約期間は平成26年4月から平成29年3月までの3年間である。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>随意契約見直し計画に基づき、国の少額随意契約基準以上の調達案件については、一般競争により実施し、やむを得ない場合であっても企画競争や公募等の競争性及び透明性の高い契約方式で調達を行っている。</p> <p>文部科学省所管の8法人で設置した「研究開発調達検討会合」により、研究開発にかかる調達について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等のための具体策の検討及びベストプラクティスの抽出を実施し平成24年1月に検討結果をとりまとめた。また、上記検討結果を踏まえ、市場性が低く競争性が確保しにくい研究機器等については、法人間で必要に応じて情報交換を行い、予定価格の適正化を図っている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化</p>	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>役員報酬等については、個人情報保護にも留意しつつ、機構ホームページにて公開している。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>監事監査(常時監査)として、理事会議・その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べている。また、重要な文書については回付を受け、必要に応じて意見を述べている。</p> <p>機関評価(文部科学省独立行政法人評価委員会、政策評価・独立行政法人評価委員会)において、業務運営の効率化という項目にて評価が行われている。</p>

管理運営の適正化	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>以下のように国家公務員に準じたものとなるように措置している。 給与振込経費は、複数口座への振込について国に準じて一本化した。 振込手数料の減額について、取引銀行と交渉し、平成24年1月引き落とし分から引き下げられている。 海外出張における複数見積り合わせによる格安航空券の購入や、国内パック旅行の周知徹底を行っている。 諸手当については、一般職の期末手当の支給月数を国家公務員と同月数としている(管理職は国よりも低い月数)。なお、広域異動手当の率(300km以上)は、国より低い水準としている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>年度計画に基づく、各事業の支出予算を定める際に、所要額の積算について事業担当部署へのヒアリング等により必要な経費を精査している。また、予算を計画的に執行するため「予算会議」を設置し、予算執行状況の把握や調査を行い、必要な措置を講じている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>監事による監査、研究倫理・監査室による内部監査、科学技術振興機構運営会議による審議、各事業における外部有識者などによる指摘・助言等を経営や業務に反映等するとともに、理事長の指示のもと分掌等された役員や推進本部等の組織体制の構築、財務や業務情報の開示とその意見募集等を実施するなどにより適正な法人経営を実施する体制を整備・維持している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>日本科学未来館における来館者からの入場料収入等(平成25年度の実績は444,820千円)、外国人研究者宿舎における入居者からの入居料等収入(平成25年度の実績は172,729千円)など、機構の実施する事業の受益者より適正な負担を求めている。文献情報提供助定における事業では全て受益者負担により国費投入をすることなく事業を実施している(平成25年度の総事業費は2,231,550千円)。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>特許については、より積極的なライセンス活動に努め、更なる自己収入の拡大を図っている(平成25年度 あっせん・実施許諾件数279特許)。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>各事業における提案審査は、外部有識者で構成する評価委員会を設置、実施している。募集開始について複数の提案候補者に広く周知するとともに、募集の開始、審査の基準、審査の方法、審査員等について機構のホームページや公募要領等にて公開し透明化を図っている。</p> <p>例 戦略的創造研究推進事業 http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html 研究成果展開事業 http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/index.html 戦略的国際科学技術協力推進事業 http://www.jst.go.jp/inter/index.html 次世代人材育成事業 http://www.jst.go.jp/cpse/gsc/kikan/old_youkou.html</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日 内閣総理大臣決定)に示された評価の実施時期、評価方法、評価結果の取扱い等を踏まえ、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事前・中間・事後評価結果等をホームページにて公表している。</p> <p>例 戦略的創造研究推進事業 http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/evaluation/index.html 研究成果展開事業 http://www.jst.go.jp/a-step/hyoka/index.html 戦略的国際科学技術協力推進事業 http://www.jst.go.jp/inter/sicp/evaluation.html 次世代人材育成事業 http://www.jst.go.jp/cpse/spp/about/enquete.html</p>

No	23	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 新技術創出研究事業	事業の優先度の明確化、重点化、競争的資金制度の大括り化の徹底	23年度から実施	政府における総合科学技術会議の在り方に関する見直しと並行して、事業の優先度を明確化し、重点化を行う。特に、地域イノベーション創出総合支援事業については平成25年度末までに、理科支援員等配置事業については平成24年度末までに廃止する。	1a	第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）を踏まえ、戦略的創造研究推進事業、研究成果最適展開支援プログラム等の研究領域設定・募集を実施した。地域イノベーション創出総合支援事業については、平成25年度末をもって廃止した。理科支援員等配置事業については、平成24年度末をもって廃止した。	
02 新技術の企業化開発事業						
03 国際研究交流事業						
04 科学コミュニケーションの推進事業						
05 科学技術情報流通促進事業	科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施	23年度から実施	科学技術文献情報提供事業については、平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する。	1a	平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度に事業者を決定。平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施した。	
	電子情報発信・流通促進事業等の一層の効率化	23年度中に実施	科学技術情報連携活用推進事業、電子情報発信・流通促進事業、技術者継続的能力開発事業、研究者人材データベース構築事業、バイオインフォマティクス推進センター事業については、一層の効率化を図り、事業規模を縮減する。	1a	一部プログラムの終了やシステム開発・運用費の縮減により一層の効率化を図り、平成23年度予算において事業規模を大幅に縮減した（前年度比 28.1%、1,367,459千円減（4,864,200千円 3,496,741千円））。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
06 伊東研修施設	23年度中に実施	伊東研修施設の持分所有権を処分し、売却収入を国庫納付する。	1a	持分所有権を処分し、平成23年度中に売却収入11,280千円を国庫納付した。	
07 不要資産の国庫返納	23年度以降実施	与野宿舎、池袋宿舎については、現入居者が退去次第、速やかに国庫納付の手続を開始する。	2a	池袋宿舎については、平成25年4月30日付けで、現物による国庫納付を完了した。与野宿舎については譲渡収入の国庫納付を行うこととなり、現在不動産データバンクを利用した売却の手続きを進めている（金銭納付/国庫納付見込み額31,000千円）。	与野宿舎については、引き続き国庫納付に向けた手続きを進めていく。
08 二番町事務所等7事務所の集約化	23年度を目途に実施	二番町事務所等7事務所については、平成23年度を目途に集約化し、コストを縮減する（年間1.6億円以上のコストダウンを実現する）。	1a	・平成22年11月に神田事務所を廃止した。 ・残る6事務所については、平成23年度中に東京本部とその近隣の計2か所に集約した。その結果、年間賃料を164,755千円削減した。	
09 海外事務所の見直し	22年度中に実施	パリ、北京の海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・パリ事務所については、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新(平成26年2月)を契機とした共用化をすることとし、具体的な協議を開始した。 ・北京事務所については、平成23年4月から、理化学研究所北京事務所と会議室等の共用を開始した。	
10 イノベーションランチ岐阜の廃止	22年度中に実施（実施済み）	イノベーションランチ岐阜を廃止する（22年9月）。	1a	措置済みである。	
11 イノベーションプラザ等（19か所）の廃止	23年度以降実施	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、自治体等への移管等を進め、廃止する。	2a	全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について廃止した。所有するプラザ（8か所）の施設については、自治体等へ6館（北海道、宮城、石川、京都、大阪、福岡）の移管を完了した。残り2館のうち1館（愛知）については移管先が決定し移管に向けた手続を開始。他1館についても引き続き地域の大学等と移管に向けて協議中。	平成26年度末までを目途に移管する。

12	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実行	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
13	組織体制の整備	間接部門の整理統合等	22年度から実施	間接部門を整理統合することにより経費の縮減を図るとともに、その他の部門についても統合による効率化を図る。	2a	広報ポータル部を廃止し、間接部門の整理統合を行った。また、科学技術文献情報提供事業の民間事業者によるサービスの実施に伴い情報提供部を廃止、地域イノベーション創出総合支援事業の廃止を受け、イノベーションプラザ等の廃止を行った。	引き続き、効果的かつ効率的な組織体制の整備に努める。

No.	23	所管	文部科学省	法人名	科学技術振興機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	新技術創出研究事業、企業化開発事業、研究開発交流支援事業 助成を行った研究課題について、追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・発信の仕組み及び日本版バイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組みを平成19年度末までに構築する。	1	<p>【追跡調査等成果把握の仕組み】 終了した研究課題について、科学技術的、社会的、経済的波及効果を検証するため、追跡調査等を実施し、研究開発成果の発展状況や活用状況等を把握する仕組みを構築した。 具体的な取り組みとしては、例えば、委託開発において、開発終了後1年以内に開発成果の実施状況（成果売上、製品化可能性等）、今後の見込みなどについて、報告書・アンケート・ヒアリング・現地調査を通じて、追跡調査を行っている。</p> <p>【成果公開・発信の仕組み】 研究内容、研究成果に係る論文発表、口頭発表、特許出願の状況及び成果の社会・経済への波及効果等について継続的・体系的に把握し、可能な限り国民に分かりやすい形で報道発表やインターネット、シンポジウム等を通じて積極的に情報発信する仕組みを構築した。 具体的な取り組みとしては、報道機関を通じた情報発信としては、ヒトiPS細胞（人工多能性幹細胞）作製成功や新系統の超伝導物質発見などの顕著な研究成果をはじめとしたプレスリリースを積極的に行い、特に迅速に発信すべき内容については特別シンポジウムや広報誌の特別号発行などを行った。また、ホームページに最新の研究・開発成果を紹介したり、最新活動報告を掲載するなど逐次情報発信を行っている。さらに、JSTの事業内容及び成果を一般の人にも分かりやすく紹介するため、広報誌「JST News」を毎月発行し、全国の大学等の研究機関の他、科学館や高校などにも幅広く配布している。</p> <p>【日本版バイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組み】 大学等及びJSTの研究開発成果について、J-STORE（研究成果展開総合データベース）等による技術情報の公開や、大学見本市や新技術説明会の開催を通じて、技術シーズと産業界ニーズのマッチングを図り、大学等及びJSTの研究開発成果の技術移転を促進する仕組みを構築した。</p>	
2	事務及び事業の見直し	新技術創出研究事業、企業化開発事業、研究開発交流支援事業 競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止のため、研究機関監査室、プログラム調整室、告発窓口やPD（プログラムディレクター）、PO（プログラムオフィサー）が一体的・効果的に機能する仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査等については、同調査の対象とする課題の選定基準等を作成する。さらに、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。	1	<p>【競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止】 競争的資金を中心とした公募型の研究資金を適正に管理し、もって事業の健全な運営を確保するため、「競争的資金等に係る不正防止推進委員会」を設置し、JST全体で一体的・効果的に競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止にあたる体制を整備した。 平成22年7月から、新たに研究倫理・監査室を設置し、大学等の研究機関におけるJSTの競争的研究資金等に係る研究不正対応、論文等に係る研究不正の対応や調整を行うための機能を強化した。 平成24年度より、新規採択の研究代表者等を対象とした研究倫理講習会を開催し、不正防止の周知徹底を図った。また、雇用研究者全員に対して研究倫理教材の履修を義務付けていたが、平成25年度からは新規採択のすべての研究者を対象に広げた。</p> <p>【資金配分額の多い機関を中心に行うサンプリング調査】 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）＜平成19年2月25日 文部科学大臣決定＞」の主旨・方針を踏まえ、①配分額の多い機関、②過去に不正の発生した機関、③採択課題数の多い機関、④研究配分期間が長期に亘る機関、⑤小規模な研究機関、NPO等、⑥その他に留意して、サンプリング調査等の選定基準等を作成した。</p> <p>【府省共通研究開発管理システムの活用】 総合科学技術会議及び文部科学省の方針を踏まえ、府省共通研究開発システム（e-Rad）を活用し、研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除、告発窓口や応募制限等による研究費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正の防止対策を強化した。</p>	
3	事務及び事業の見直し	新技術創出研究事業、企業化開発事業、研究開発交流支援事業 審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を継続的に進める。	1	<p>競争的資金について、研究課題の適切な評価、制度の不断の見直しを行い、業務の効率化に努めている。 具体的な取り組みとしては、研究委託率の引き上げによる事務参事等人員の削減、集約化による事務所の削減などを継続的に行っている。</p>	

4	事務及び事業の見直し	新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	政策ニーズ、応募件数、採択率等を踏まえ、競争的資金の個別事業の必要性を不断に見直すこととする。	1	事業運営全般について外部有識者の参画を得て、毎年度自己評価を実施し、評価結果を事業運営等に適切に反映させ、JSTにおけるPDCAサイクルを実施するとともに、国から提示される政策ニーズ、総合科学技術会議の提言や文部科学省独立行政法人評価委員会の評価等も踏まえつつ、制度の見直し、改革を継続的に行っている。 具体的な取り組みとしては、平成18年度をもって創造科学技術推進事業、国際共同研究事業、計算科学技術活用型特定研究開発推進事業及び権利化試験を、平成19年度をもって人道的対地雷探知・除去技術研究開発推進事業を、平成20年度をもって社会技術研究開発事業（計画型）及び革新技術開発研究事業をそれぞれ廃止した。さらに、平成20年度をもって独自のシーズ展開事業、産学共同シーズイノベーション事業の新規募集を停止し、平成21年度から両事業を再編しより研究開発の段階に合わせたより効率的な支援を行なう研究成果最適展開支援事業を開始した。さらに、平成22年度に6制度あった競争的資金制度を平成23年度には3制度に半減させ、事業運営の効率化を進めた。	
5	事務及び事業の見直し	新技術創出研究事業、 企業化開発事業、研究 開発交流支援事業	平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。	1	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）＜平成19年2月25日 文部科学大臣決定＞」に基づき、平成20年度応募分から、募集要項等に研究機関における研究費の管理・調査体制整備の必要性を明記するとともに、ガイドラインに基づく体制整備等の状況報告書の提出を求めることとした。	
6	事務及び事業の見直し	科学技術情報流通促進 事業	平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ平成30年度までの新たな改善計画を策定（第Ⅱ期経営改善計画中に前倒し策定を予定）し、平成30年度時点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指すことにより、累積欠損金の解消を加速させる。	2	第Ⅱ期経営改善計画（平成19～23年度）及び第Ⅲ期経営改善計画（平成24～28年度）を着実に実施し、経営基盤の強化・収益性の改善を図ることにより、繰越欠損金を継続的に縮減しており、これまで計画どおりの進捗となっている。 科学技術文献情報提供事業は、平成22年4月に行政刷新会議の実施した事業仕分けで「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定を受け、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）では、「平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する」との方針が示された。 平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施した。平成25年度においては、当該民間事業者に対し、業務の確実な実行や改善を促すため、密接に連携し、必要な支援を行った。 当該民間事業者の提供する科学技術文献情報データベースについては、順調に進捗し、平成25年度の売上もほぼ計画通りとなっている。また、平成25年度の当期損益の実績は396,262千円と、経営改善計画の目標値254,680千円を上回り、経営改善計画値以上の累積欠損金の縮減を達成した。	科学技術文献情報提供事業の民間事業者への移行を反映した、第Ⅲ期経営改善計画に基づき、繰越欠損金の継続的な縮減を図る。
7	事務及び事業の見直し	科学技術情報流通促進 事業	利用者ニーズの高い新商品の投入、積極的な営業活動の展開等により、増収を図るとともに、システム関連経費の見直し、収益性の悪い商品の廃止（廃止基準の策定）及び人件費等の削減等により、大幅に経費を削減する。	1	【第Ⅱ期経営改善計画期間中の対応（平成19年度～23年度）】 サービスの機能改善、追加への対応として、利用者ニーズと収益性を踏まえ、JDreamに係る機能改善、その他サービスに係る機能追加を実施した。民間連携によるサービス向上策として、特許情報提供機関と連携し、解析可視化サービス用文献データ販売を展開した。収益性判断に基づくサービスの廃止として、商品別原価計算を実施し、収益性の悪いサービスを廃止した。抄録付与対象誌の厳選策として、利用の少ない分野は索引のみの収録にする等、抄録付与対象誌を厳選した。これら、事業内容の見直しにより、提供するサービスの収益性を改善させ、毎年度黒字達成可能な事業構造へ転換した。 【第Ⅲ期経営改善計画期間中の対応（平成24年度～平成28年度）】 科学技術文献情報提供事業は、平成22年4月に行政刷新会議の実施した事業仕分けで「事業の実施は、民間の判断に任せる」との判定を受け、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月閣議決定）では、「平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施する」との方針が示された。 平成23年度中に引受け手となる事業者の選定を開始し、平成24年度中に民間事業者によるサービスを実施した。	

8	事務及び事業の見直し	科学技術情報流通促進事業	科学技術情報流通促進事業（一般勘定）のデータベースについては科学技術情報政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ評価し、その必要性が低いと認められる事業につき見直しを行う。	1	外部有識者・専門家からなる「科学技術情報流通のあり方検討委員会」において、中長期的な科学技術情報政策上のビジョンを検討した。それを踏まえて策定された「科学技術情報流通のあり方に関する提言」（平成21年2月25日）に基づき事業を推進することとしている。 科学技術情報流通促進事業全般の運営のあり方等を検討するために、外部有識者・専門家からなる「科学技術情報事業委員会」を設置し、各事業の政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ、事業評価を実施している。平成22年度の事業仕分けの結果に対応し、失敗知識データベースは、合理化のため平成22年度末で事業を終了するなど見直しを行った。	
9	組織の見直し	組織体制の整備	東京本部について、自ら保有し、現在地に立地することが必要不可欠であることについて、各事業への影響、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、説明責任を果たすべく、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	東京本部を自ら保有し、現在地に立地することが必要不可欠であることについて、説明責任を果たすため、各事業への影響及び経済合理性の観点からスケジュールに沿って調査を行うとともに外部有識者を含む委員会を設置し検討を進めた。その結果、現在地を離れ、郊外に移転することは、各事業の円滑な推進に大きな影響を与えることから、引き続き現在地に立地することが必要不可欠であり、また、東京本部を保有し続けた方が、事務所賃貸料が安い郊外へ移転した場合よりも、経済合理性があるとの結論に至った。当該結論についてホームページで公表（平成21年3月27日）しているところである。	
10	組織の見直し	組織体制の整備	JSTイノベーションプラザ及びサテライトについて、外部有識者による評価等を踏まえて、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないものは、廃止する等の見直しを行う。	1	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月閣議決定）において「イノベーションプラザ等（19か所）の廃止」とされたことを踏まえ、全国19か所に立地するイノベーションプラザ等について、平成23年度に廃止した。所有するプラザ（8か所）の施設については、自治体等へ4館（石川、京都、大阪、福岡）の移管を完了した。	既に廃止の措置は行っているが、残り4館の移管等を平成25年度末までに進める。
11	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	海外事務所については、政策ニーズや費用対効果の観点から説明がつかない事務所については、廃止等見直しを行う。	1	JSTの業務全般の国際化や国際展開を進める観点から、既存の海外事務所の体制・役割・国際業務の実施態様の見直しについて審議する「海外事務所検討会議」を設置し、海外事務所について政策ニーズや費用対効果の観点から、検討・見直しを行った。検討の結果、現行の国・地域を担当する海外事務所は重要な役割を果たしており、廃止せずさらに機能強化を図っていくことが必要であるとの結論に至った。 他方で、経費合理化の観点から、ワシントン事務所は、平成22年3月から、日本学術振興会と会議室等の共有及び共同運用を行っている。パリ事務所は、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構と平成26年1月までに共用化することとしている。北京事務所は、平成23年4月から、理化学研究所と会議室等を共用している。シンガポール事務所は、平成21年7月から、理化学研究所と会議室等を共用している。	
12	運営の効率化及び自律化	科学技術理解増進事業	日本科学未来館の収支改善に向けて、来館者数、自己収入、事業効果等に関する数値目標を盛り込んだ「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」を着実に実施する。	1	「業務の効率化および自己収入の増加方策プログラム（平成19年6月策定）」の達成状況については、毎年度検証し、公表することとしている。 平成19年度～平成23年度の第2期中期計画5年間で合計1,650百万円の自己収入の獲得目標に対し、2,074百万円となり、目標額を達成した。	
13	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	区分所有している茅野（車山）の研修施設については、稼働率が低迷していることから、平成20年度末までに持分を売却するとともに、伊東の研修施設については設置目的に照らした利用状況を踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。	1	茅野（車山）の研修施設については、平成21年3月19日付けで売却を実施し、売却収入3,360千円を平成23年3月25日付けで国庫納付を完了した。 伊東の研修施設については、独立行政法人整理合理化計画における保有資産の見直し等を踏まえ、持分の売却を含めた在り方を検討した結果、独立行政法人の保有資産売却の方向性に加え、施設維持費や研修旅費等も含めた一般管理費削減の観点等からも、引き続き施設を維持する必要性は低いと判断し、平成22年9月に重要な財産の処分の認可を行った。平成24年3月14日付けで売却を実施し、売却収入11,280千円を平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。	
14	運営の効率化及び自律化	随意契約の見直し	分任契約担当者の増設や一括発注の推奨、前渡資金事務所の効率的な活用等随意契約の見直しの取組を行う。	1	「随意契約見直し計画（平成19年12月策定）」に基づき、（1）業務手順の確立（業務マニュアルの作成や入札手続きの合理化や公告方法の検討等）、（2）複数年度契約の拡大、（3）契約事務体制の整備（効率的な組織体制の構築、前渡資金事務所等の効率的な活用等）、（4）契約事務担当職員の養成（一括発注の推奨等）、（5）プロジェクトチームの設置の各項目について順次実施するとともに、平成20年1月より随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行した。	

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本学術振興会

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 利益剰余金の処分については、独立行政法人日本学術振興会法第20条に則り、適切に処理している。 なお、本法人は土地・建物等の固定資産は有していない。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 該当なし。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 本法人は、自社ビル等の不動産を保有しておらず、事務所は賃貸である。また、公用車(運転手を含む)も保有していない。 ○ 事務所については、一番町に2つ、麹町に1つの合計3カ所に分散していたものを、平成23年2月(一番町の事務所を1つに統合)及び平成24年12月(麹町事務所への統合)の2回の移転作業により1カ所に集約し、経費の抑制と業務運営の効率化を実現した。 ● 管理部門経費については、効率的・効果的な執行を徹底し経費削減を継続している。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。	● 北京研究連絡センターについては、引き続き大学等との共同利用を推進している。 バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所と平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始し、継続している。 平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。
このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 該当なし。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本法人は、自社ビル等の不動産を保有しておらず、事務所は賃貸である。また、公用車(運転手を含む)も保有していない。 ○ 事務所については、一番町に2つ、麴町に1つの合計3カ所に分散していたものを、平成23年2月(一番町の事務所を1つに統合)及び平成24年12月(麴町事務所への集約)の2回の移転作業により1カ所に統合し、経費の抑制と業務運営の効率化を実現した。
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「随意契約等見直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、随意契約について内容を精査し、真にやむを得ないものを除き、随意契約から一般競争入札への移行を図っている。また、一般競争入札において、一者応札となった契約については、入札情報の工夫、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しに関する周知徹底等の見直しを図っている。 【22年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 735,568千円(43.0%)、競争性のない随意契約 974,027千円(57.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 63件(63.0%)、競争性のない随意契約 37件(37.0%) 【23年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 651,711千円(42.3%)、競争性のない随意契約 888,238千円(57.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 61件(71.0%)、競争性のない随意契約 25件(29.0%) 【24年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 1,092,037千円(46.0%)、競争性のない随意契約 1,279,888千円(54.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 59件(71.1%)、競争性のない随意契約 24件(28.9%) 【25年度】 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 801,916千円(48.3%)、競争性のない随意契約 857,885千円(51.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 58件(75.3%)、競争性のない随意契約 19件(24.7%)
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、日本学術振興会と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p> <p>また、ホームページ上に入札公告を掲載するなど入札情報の工夫をしているほか、公告期間等の確保、履行期間の確保、競争参加要件の見直しの周知徹底等を図っている。そのほか、「契約の公表に関する取扱いについて」を定め、一定額以上の契約については、契約締結の翌日より1年間ホームページに公表するなど、契約等の情報公開に取り組んでいる。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 共同調達の可能性を検討するため、国や他の独法の実施状況について情報を収集している。実施については、コスト縮減の費用対効果を検討・見極めの上で判断する。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 該当なし。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 本法人の実施する事業は、大学等の研究者が行う学術研究の振興を目的とする事業であり、競争入札等にはなじまないと考えているが、ホームページ再構築に係る業務については、効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。</p> <p>また、「公共サービス改革基本方針」(平成24年7月閣議決定)において、本法人の業務基盤サーバ等の更新・保守業務については、平成29年度から民間競争入札の落札者による事業を実施することとなったことから、その実施に向け対応していく。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 随意契約等見直し計画や契約監視委員会等の取り組みを通じて、経費の削減等に努めているところである。公共サービス改革分科会の検討結果も踏まえつつ、今後とも調達の効率化に向けた努力を続けていく。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準の検証においては、監事監査において特に個別に説明し、厳格なチェックを受けた。具体的には、書面監査だけでなく担当者のヒアリングを実施することで、国家公務員の給与水準にも留意しつつ、給与、諸手当等に係る規程等の改正の状況など、給与水準の妥当性の検証を行い、厳格に監査を実施している。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。」とされたことを踏まえ、独立行政法人日本学術振興会外部評価委員会及び文部科学省独立行政法人評価委員会においても、業務実績の一つとして給与水準について事後評価を受けている。</p> <p>なお、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)に基づき、当法人の「役職員の報酬・給与等について」を毎年度公表している。</p>
② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	

<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定外福利厚生費に関しては、レクリエーション経費・慶弔見舞金等に関して、法人からの支出は行っていない。労働安全衛生法に基づく健康診断費用、産業医等の人件費、人間ドック、インフルエンザに係る予防接種の一部補助、永年勤続表彰の経費を法定外福利厚生費として支出している。永年勤続表彰に関しては、国及び他法人の動向を見つつ、引き続き検討することとしている。 職員の諸手当に関しては、諸手当の適切性に関して、検討の結果、俸給の特別調整額（振興会における管理職手当）は、現在の職員構成で試算をしたところ、現状においては国と同様の定額制を導入するよりも定率制の方が人件費を抑えられるため、現状では定率制を維持することとし、定額制の導入については引き続き検討することとしている。 なお、給与振込費は金融機関との交渉により無償としている。また、海外出張旅費など、旅費規程については国家公務員と同一の取扱いをしているが、さらに運用において、より割引率の高い航空運賃等の利用を徹底させている。
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 当法人が実施する事業は、研究者や学術研究機関の支援を目的としているものであり、概算要求等の積算の段階から、支援内容を明確にすることで事業の重複を排除するとともに、支援の目的、支援研究者（機関）数、支援対象等についても明示しているところである。
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 監査体制については、主計課監査係による会計経理面の日常的なチェックを実施した上で、業務及び会計経理全般における監事監査を実施する体制を整えているところである。監事監査にあたっては、監査室が補佐することとしている。 また、平成22事業年度より、独立行政法人通則法第40条により文部科学大臣から選任された会計監査人による法定監査を受けており、適切に内部統制が実施されているかについても監査を受けている。
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当なし。
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 該当なし。

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本法人の事業においては、事業ごとに研究者等学識経験者からなる第三者委員会を設置して、二段階によるピア・レビューを実施するなど、審査・評価を公平・公正に行っているところである。また、審査・評価終了後には、審査委員の名簿を公表し、透明性の確保に努めている。 質の高い審査・評価システムを構築するため、第一線の研究者から構成される学術システム研究センターにおいて、各種事業の審査委員候補者案の作成や審査結果の検証・分析などを実施している。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本法人が実施する科学研究費助成事業、特別研究員事業、国際交流事業等の各種事業においては、それぞれの事業に応じて、中間評価、進捗状況評価、事後評価を実施しており、評価に係る報告書や評価結果等はホームページに掲載し、広く公表している。

No	24	所管	文部科学省	法人名	日本学術振興会
----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 学術研究の助成	文部科学省との役割分担の見直し等、競争的資金制度の大括り化の推進	23年度中に実施	事業遂行に関する文部科学省との役割分担の見直しや審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関との情報提供を通じた事業の効率的な遂行を実現する。 また、科学研究費補助金制度については、本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っている「特別推進研究」、「若手研究(A・B)」については、本法人に一元化する。さらに、大括り化の検討を含め、効果的、効率的な研究助成を実施する観点から研究種目を継続的に見直す。平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、競争的資金制度全体の要求の縮減の中で適切に対応する。	1a	・科研費について、文部科学省との役割分担の見直しを行い、これまで本法人が公募・審査を行い、文部科学省が交付を行っていた「特別推進研究」及び「若手研究(A・B)」について、平成23年度に本法人に一元化した。 ・上記の研究種目も含めて審査結果・進捗よく評価結果に関する他機関への情報提供を行い、引き続き事業の効率的な遂行を図る。 ・平成22年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、文部科学省においては競争的資金の在り方について検討を行い、平成23年度予算においては競争的資金制度全体について予算要求の縮減となる中、科研費については適切に対応した。 ・研究種目については、文部科学省の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において検討を行っており、その検討状況をもとに継続的に見直す。	
02 学術の振興に関する調査及び研究	ガバナンスの強化、センター研究員への謝金支払の適正化、学術研究動向調査研究の適正化	23年度から実施	学術システム研究センターの組織運営について、外部有識者の登用等によるガバナンスの強化を図る。また、センター研究員への謝金支払について、勤務実態を把握した上で支払う。学術研究動向調査研究に係る経費については、一律支給ではなく、計画書を踏まえて支給する。	1a	・平成22年12月に運営規程を改正して、センターの運営及び業務実施に関する重要事項を審議する「運営委員会」の委員の半数程度を学会及び産業界等の外部有識者とするを新たに定め、平成23年2月には新たな委員構成で運営委員会を開催した。このように、センターの組織運営について多様な視点からの意見を反映できる体制を迅速に整備し、ガバナンスの強化を図った。 また、ガバナンス強化の観点から、平成23年2月の運営委員会で、センター研究員の資格に「産業界の研究者」も含める等の選考基準の見直しを行い、民間の研究機関を含む幅広い機関の外部有識者をセンター研究員に登用することとした。 ・平成23年1月に謝金の支給に係る規程を改正し、センター研究員の勤務実態を把握した上で、謝金を支給することとした。 ・学術研究動向調査研究に係る経費については、平成23年2月の運営委員会でその取扱いを審議し、一律支給を止め、実施計画書を精査した上で研究費を支給することとした。	
03 研究者養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進等、その他事業	事業の廃止・縮減を含めた整理合理化	22年度から実施	国際交流事業の廃止・縮減を含めた整理合理化など見直しを行う。特に、外国開催国際研究会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止する。アジア研究教育拠点事業等のアジア関係事業の統合・メニュー化、及び、論文博士号取得希望者への援助の在り方については平成23年度中に検討し、結論を得て、平成24年度から実施する。また、産学協力総合研究連絡会議等の運営の在り方については平成22年度中に検討する。	1a	・外国開催国際研究会派遣、拠点大学交流事業については平成22年度で廃止した。 ・国際交流事業については、平成23年5月に基本的な方向性をとりまとめ、先端研究拠点事業、アジア研究教育拠点事業及びアジア・アフリカ学術基盤形成事業の3事業を統合し、平成24年度から研究拠点形成事業として開始することにより、審査等の事業実施に係る経費を12,750千円削減した。また、論文博士号取得希望者への援助の在り方については、支援対象年齢の引き下げなどの申請に関する要件の厳格化とともに、5年から3年への支援期間の短縮・40人から30人への採用人数の抑制により、平成24年度募集分から事業実施に係る経費を10,200千円削減した。 ・各産学協力委員会の設置継続審査を担当する産学協力総合研究連絡会議の委員について、平成22年度中に、産業界委員4名増を図ることにより、学界と産業界の委員数が同数程度となるようその構成を見直し、学界・産業界のニーズに、より適切に応えられるようにした。	

【資産・運営等の見直し】

	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
04	一番町事務所、一番町第二事務所の移転集約化	22年度以降実施	一番町にある2か所の国内事務所について移転・集約化の可能性を検討する。	1a	・平成23年2月に、一番町にあった2つの事務所の集約化・合理化を行った。その結果、年間の賃貸料約2億円の節減を実現した。	
05	海外事務所の見直し	22年度中に実施	北京、バンコクの海外事務所を他の研究開発法人等と共用化するなど、海外事務所の見直し又は他機関事務所との共用化を更に進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	・北京研究連絡センターについては、引き続き大学等との共同利用を推進している。 ・バンコク研究連絡センターについては、日本学生支援機構バンコク事務所と平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。 ・平成23年4月より宇宙航空研究開発機構バンコク事務所との会議室の共用を開始し、継続している。	

No.	24	所管	文部科学省	法人名	日本学術振興会
-----	----	----	-------	-----	---------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業	助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。	1	大型の課題についての追跡調査については平成19年度から開始した。 研究成果の把握・公表については、毎年度研究終了後に提出される実績報告書により、研究成果として、発表論文、学会発表、図書、産業財産権の出願・取得の状況を把握するとともに、研究実績概要を国立情報学研究所のデータベースで公開している。平成19年度からは、新聞等で報道された科研費の研究成果の中から、特にユニークなものを取り上げ、「科研費NEWS」(冊子)として広く公開するとともに関係者に配付している。さらに、国立国会図書館関西館に納付している「研究成果報告書」については、平成20年度から従来の冊子体を数枚の様式に変更し、新たにインターネットで広く公開している。 研究成果の普及については、小中高の児童・生徒を主な対象として、科研費の研究成果を分かりやすく説明する事業として、平成18年度より「ひらめきときめきサイエンス事業」を実施している。	
2	学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業	競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的な取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。	1	不正使用等の防止については、研究機関における研究費の管理・監査体制の整備の義務化、研究機関に補助金の経理責任者を特定させ、その報告の義務化、全ての採択者に対して、不正使用を行わない旨の誓約の確認、研究機関に対する実地検査の実施、研究機関の管理体制不備に対するペナルティ(間接経費の返還等)の導入、平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出の応募要件化を行っている。 不合理な重複及び過度の集中を排除するため、平成19年度の研究計画調書から、応募中の研究費、受入予定の研究費、その他の活動ごとにエフォートを記載させ、審査会において確認を行っている。また、府省共通研究開発管理システムへのデータ登録を行っている。	
3	学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業	審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。	1	科研費の審査・配分について、応募書類の受付を平成20年度、審査業務については平成21年度に電子化を完了した。交付業務についても、交付申請書・実績報告書の電子化などを着実に推進し、応募者・審査員等の負担軽減など業務を効率的に実施しており、増加する業務に適切な人員・体制で対応できるよう効率化の取組を進めている。	
4	学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業	審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続及び審査業務を完全電子化する。	1	審査・評価業務の効率化を図り応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、平成16年度から応募手続及び審査業務について順次電子化を進め、平成20年度に完全電子化した。	
5	事務及び事業の見直し 学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業	平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。	1	平成20年度応募分から「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とした。	
6	研究者養成のための資金の支給	特別研究員(21世紀COEプログラム)については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。	1	特別研究員(21世紀COEプログラム)については、より重点化された「グローバルCOEプログラム」拠点への支援に重点化するため、21世紀COEプログラムの採択期間が終了した拠点から順次廃止し、平成20年度をもって終了した。	
7	研究者養成のための資金の支給	特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者(DC)の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。	1	第3期科学技術基本計画等を踏まえ、特別研究員事業の対象として、特別研究員(DC)の支援に重点化を図り、採用者数を拡充した。(19年度:4,070名 20年度:4,400名 21年度:4,600名 22年度:4,736名 23年度:4,642名 24年度:4,582名 25年度:4,592名) 海外特別研究員については、海外での研さん機会を付与する事業と一体的に実施しその効果を最大限に発揮できるよう、採用者数の拡充を図った。(19年度:376名 20年度:378名 21年度:384名 22年度:408名 23年度:486名 24年度:501名 25年度:545名)	
8	学術の国際交流事業の促進事業	日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。	1	外国人特別研究員事業において、新規採用者数の減少等により予算規模を縮小した。(予算額:平成19年度 6,085百万円 平成20年度 5,382百万円 平成21年度 4,790百万円 平成22年度 4,106百万円 平成23年度 3,848百万円 平成24年度 3,589百万円 平成25年度 3,563百万円) 一方、日本人の若手研究者に海外での研さん機会を奨励するため、若手研究者海外派遣事業や若手研究者インターナショナルトレーニングプログラムを実施するなど、研究者の養成のための取組を行っている。	

9		学術の国際交流事業の促進事業	<p>外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げたため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。</p> <p>また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。</p>	1	<p>拠点大学交流事業では、相手国にマッチングファンドを求める事業へ移行する方針に基づき、平成22年度をもって廃止した。</p> <p>効率的かつ効果的な業務運営を行うため、事後評価や課題実施者に対して事業の実施効果等についてのアンケート調査を実施することにより、事業に対するニーズを把握し、事業効果等の検証を行うとともに、有識者等からなる国際事業委員会において、海外の学術動向や国際情勢等を総合的に勘案した審査・評価や事業の改善の検討等を行った。</p> <p>また、学術システム研究センターに設置した「国際事業のあり方に関する検討タスクフォース」による国際交流事業の在り方及び個別事業の成果や改善案等についての提言に従いアジア関係事業の統合・メニュー化を行った。</p> <p>さらに、今後の国際交流事業の基本的方向性を定め、それに沿った戦略的事業展開を行うため、平成25年度に「日本学術振興会の国際活動に関する基本的な戦略」（「JSPS国際戦略」）を策定した。</p>	平成25年度に策定した「JSPS国際戦略」を基に、国際交流事業を戦略的に展開していく。
10	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	<p>海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。</p>	1	<p>海外研究連絡センター（カイロ、ナイロビ）においては、これまで少人数・低コストの効率的な業務運営に留意しつつ、当該地域におけるフィールドワーク支援や研究者ネットワークの構築に取り組んできた。</p> <p>文部科学省独立行政法人評価委員会（平成20年度）において、海外研究連絡センターの活動状況等の検証を実施し、廃止等見直しの検討を行った。その結果、「海外研究連絡センターについては、効率的な業務運営の観点から、各センターが置かれている地域の特性、当該地域における位置付けをしっかりと踏まえ、事業を実施することが重要である。特に、アフリカ地域においては、大学等の事務所・拠点数が非常に少なく、日本人研究者の海外研究の足がかりとなるような拠点が乏しいという現状がある。増大するアフリカ地域研究など重要性・学術研究の特殊性に鑑み、欧米諸国等のセンターと同じように活動量を重視した運営ではなく、当該地域における拠点性など質的な要素についても留意した運営へと転換を図った上で、学術動向や海外情報収集に努め、機能の充実を図っていく必要がある。」との評価を得た。</p> <p>この評価結果を踏まえ、東京本部及び各海外研究連絡センターとの連携を一層強化するため、新たに「大学国際化支援海外連携本部」を設置するとともに、活動状況のさらなる検証を行った。</p> <p>これらの経緯を踏まえ、両センターについては引き続き効率的な業務運営に努めつつ、その特性を踏まえた機能の充実を図ることとし、中期計画にその旨の記載を行った。（文部科学省独立行政法人評価委員会（平成21年2月）において承認。）</p> <p>具体的な例としては、振興会事業経験者により設立した同窓会組織を活用し研究者ネットワーク構築を支援するほか、アフリカにおける貴重な対応機関（エジプト高等教育・科学研究技術省（MOHE/MOSRT）、ケニア国家科学技術会議（NCST））との間で、覚書に基づき連携協力している。）さらに特徴的な活動としては、カイロ研究連絡センターにおいては、日本の大学の国際展開支援機能に重点を置き上智大学との事務所の共同利用を行っている。一方、ナイロビ研究連絡センターにおいては、日本人研究者がケニアで調査を行う際に必要となる調査許可の申請を支援するなど、地域性を活かした運営を行っている。また、両センターにおいてセンターホームページを充実化させ、同センター開催のイベント情報や、同地域において日本の大学が行う研究・調査の情報を掲載することにより、日本と同地域の学術の国際交流事業に関する情報の収集・提供・発信機能を一層強化している。</p>	事務所の共同利用等の我が国の大学の国際化支援、現地学術情報の収集・発信及び日本の学術情報の現地発信（情報提供、シンポジウム・セミナーの開催）、同窓会支援など現地における研究者ネットワークの構築（JSPSエジプト同窓会、JSPS東アフリカ同窓会）を行うことにより、平成25年度に策定した「JSPS国際戦略」を基に、機能の一層の充実を図る。
11			<p>複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。</p>	1	<p>複数の評定者による客観的な勤務評定をより厳格に行うことにより、特別昇給や勤勉手当等について、職員の処遇へ適確に反映した。</p>	
12	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	<p>「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。</p>	1	<p>平成22年度の人件費については職員の昇級号俸数を抑制することなどにより、平成17年度と比較して8.6%となり、着実に削減がなされた。</p> <p>また、各事業の業務を精査し、合理的かつ効率的に事業が実施できるよう検討を進め、情報システム運用管理やデータ入力等にかかる業務の外部委託を推進した。</p>	
13		随意契約の見直し	<p>平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。</p>	1	<p>平成19年12月に独立行政法人日本学術振興会契約規則を一部改正し、平成20年1月より、随意契約できる限度額の基準について国の基準に合わせた。</p>	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	理化学研究所

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>前中期計画中に処分することとされていた「駒込分所」は平成22年度に売却し、独立行政法人通則法の規定に基づき、譲渡収入の政府出資分及び簿価超過額(計1,552,021千円)を平成23年度末に国庫納付した。この他民間等出資者への払戻手続等を行った。</p> <p>理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」での議論を踏まえ、「板橋分所」は廃止することを決定した。今中期計画期間中に、当該分所が担っている機能を和光地区に移転、通則法第46条の2の規定に基づく不要財産の譲渡を行い、これにより生じた収入額の範囲内で主務大臣が算定した金額を国庫に納付する。現在は、和光地区への移転計画を研究室と調整するとともに、必要な経費の見積等移転に向けた準備を進めているところ。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし(不要な施設等は保有していない)</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>不動産・物品等の資産全般において、定期的に調査を行う等自主的に見直している。</p> <p>具体的には、独法評価の事後評価等において資産の見直しを行っているところ。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>東京事務所については、平成22年度末に海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構と同一のビル内に移転し、会議室の共用化を図った。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間 15,927千円縮減された。</p> <p>中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を開設。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を開始した。</p> <p>シンガポール事務所については、引き続き、科学技術振興機構の事務所と会議室等の施設を共用する(平成21年7月から実施)。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>(再掲)</p> <p>東京事務所については、平成22年度末に海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構と同一のビル内に移転し、会議室の共用化を図った。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間 15,927千円縮減された。</p>

<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>(再掲) 中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を開設。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を行っている。 シンガポール事務所については、引き続き、科学技術振興機構の事務所と会議室等の施設を共用している(平成21年7月から実施)。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし 職員研修施設・宿泊施設は有していない。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>「駒込分所」は平成22年度に売却し、独立行政法人通則法の規定に基づき、譲渡収入の政府出資分及び簿価超過額(計1,552,021千円)を平成23年度末に国庫納付した。「板橋分所」については、理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」での議論を踏まえ、当該分所が担っている機能を、第3期中期計画期間中に和光地区に移転した上で、廃止することを決定した。現在は、和光地区への移転計画を研究室と調整するとともに、必要な経費の見積等移転に向けた準備を進めているところ。</p>

**3. 取引関係の見直し
随意契約の見直し等**

各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

調達においては、真にやむをえないものを除き一般競争入札等競争性のある契約へ移行している。なお、平成25年度は少額随意契約を除いた契約件数は2,704件であり、このうち84.4%(2,281件)が競争性のある契約であった。平成25年度は、平成24年度(87.5%)より3.10%の減少となっているが、今後も契約の適正化に向けて引き続き努力を続けることとする。

22年度 (金額ベース(単位:千円))
一般競争等: 29,550,831千円(33.4%)、競争性のない随意契約: 58,853,009千円(66.6%)

(件数ベース(単位:件))
一般競争等: 2,546件(90.1%)、競争性のない随意契約281: 件(9.9%)

23年度 (金額ベース(単位:千円))
一般競争等: 27,963,335千円(64.9%)、競争性のない随意契約: 15,102,088千円(35.1%)

(件数ベース(単位:件))
一般競争等: 2,417件(87.3%)、競争性のない随意契約: 352件(12.7%)

24年度 (金額ベース(単位:千円))
一般競争等: 34,263,799千円(76.2%)、競争性のない随意契約: 10,719,512千円(23.8%)

(件数ベース(単位:件))
一般競争等: 2,401件(87.5%)、競争性のない随意契約: 344件(12.5%)

25年度 (金額ベース(単位:千円))
一般競争等: 45,950,738千円(81.4%)、競争性のない随意契約: 10,489,784千円(18.6%)

(件数ベース(単位:件))
一般競争等: 2,281件(84.4%)、競争性のない随意契約: 423件(15.6%)

また、一者応札・応募の改善を図るべく、応札者を過度に限定するものでないかを点検することを目的として仕様を確認することに努めている。さらに、調達情報の周知拡大を図るべく、平成23年2月より供給業者等へ調達情報を配信するメールマガジンを開始する等、実質的な競争性の確保に努めているところ。

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

-

契約に係る情報の公開

独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。

現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。

このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。

「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、理化学研究所と一定の関係性を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。
調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	(再掲) 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし

<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>(再掲) 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。 また、平成26年7月1日付けで公表された平成26年度予算執行調査の調査結果における指摘を踏まえ、購入計画を策定し一括購入や単価契約を推進するなど、調達手続きの運用改善を図り、効率的な予算執行に取り組んでいく。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化</p>	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>-</p>
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>-</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>引き続き、理事長、理事及び監事等の報酬について、個別額を公表していく。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>従前に引き続き、監事監査及び評価委員会において給与水準についてチェックを受け、適正化を図っていく所存。なお、平成24年度の評価委員会においては、「世界最高水準の研究機関として多様な分野で顕著な研究成果をあげ、横断研究等による研究成果の社会還元のための取組も進めている。今後も優れた研究成果をあげていくためには、優秀な研究者を確保することが不可欠である。また、研究開発の国際競争力の強化等を定めた研究開発力強化法においても国際社会で活躍する卓越した研究者を確保するため、給与上の優遇措置を講ずることが求められていることから、給与水準は社会的な理解を得られる範囲にあると評価できる。また、行革的発想からの給与水準の議論については、本来あるべき理化学研究所の機能と役割には障害になること、むしろ、給与が高い理由を堂々と主張すべき。他方で、メリハリのある運営は担保すべきと考える。」との分析・評価を受けている。</p>

管理運営の適正化	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費においては、平成22年3月限りで互助組織に対する支出(平成21年度実績14,969千円)を廃止したのに加え、平成23年3月限りで食堂業務委託費(平成22年度実績41,483千円)を廃止した。さらに、借上住宅の自己負担の見直しを図り、平成24年度からは自己負担率を現行の15%から20%への引上げを実施した。</p> <p>また、諸手当については世界的な研究機関としての競争力を発揮するため人件費の範囲内で努力しており、国民の理解を得られるよう、引き続き、適正な給与制度の整備に努めていく。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>前年度の人件費等の支出実績を踏まえて必要経費を精査しているところ。引き続き、費用見積りの明確化に向けた検討を進めていく。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>平成17年度に監事監査の補佐、内部監査、公益通報・相談対応を担う「監査・コンプライアンス室」を設置。毎年度監査規程に基づく内部監査を実施して理事会議等で報告を行ない、組織のコンプライアンスの確保に努めているところ。また、平成26年8月に「監事・監査室」の設置による監事監査と内部監査の連携強化などを盛り込んだ「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」を策定した。本アクションプランにもとづく改革を着実に実行し、組織のコンプライアンスの確保に取り組んでいく。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>バイオリソース事業において、平成22年4月1日より、営利機関への手数料の値上げ(非営利機関の1.3倍から2.0倍に変更)等の提供手数料の見直しを実施した。また以降も3年毎に見直すこととし、平成25年4月にも再見直しを行った。これにより、平成22、23、24、25年度の提供手数料収入はそれぞれ対21年度比107、114、117、125%となっている。</p> <p>放射光科学研究事業における料金体系の見直しに向けて、利用者への影響を十分に配慮するため、運営費回収方式による料金算出対象経費の再検討を進めている。一方、利用ニーズの継続的な掘り起こしや更なる利便性向上等を踏まえつつ、有償利用制度において結果的に利用増につながる新たな取組みを以下のとおり、実施中または実施を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定代行2手法を平成24年下期より新規導入 ・成果専有時期指定におけるより柔軟な利用時間配分運用を、一部のビームラインにおいて平成25年下期より導入 ・更に測定代行1手法を平成26年下期より新規導入予定
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	

<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>研究成果の実用化を図るため、実用化コーディネータを配置し、特許等の実施許諾等の技術移転活動を推進するとともに、企業の経営トップに対して、新事業開発に貢献する研究提案を行う等、企業との共同研究等の実施による自己収入の拡大を目指した活動を積極的に展開した。</p> <p>これら取組みにより、平成25年度の企業との共同研究等による収入は1,566,474千円であった。</p> <p>(参考 平成22年度実績:1,117,686千円、平成23年度実績:1,675,039千円、平成24年度実績:1,522,173千円)</p> <p>共同研究等とは、共同研究、受託研究、特別受託研究、技術指導、受託研究生、受託分析及び受託試験を意味する。</p> <p>また、平成25年度の特許料収入は96,131千円であった。</p> <p>(参考 平成23年度実績:60,555千円、平成24年度実績:55,376千円)</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>研究事業の選定に際しては、平成15年度に設置した、理研内外の有識者で構成される「研究戦略会議」において議論を行い、それらの助言をもとに理事会が研究実施の可否について判断している。</p> <p>研究所全体に対する機関評価については、平成5年度より、国内外の卓越した研究者等を委員とする国際評価委員会(理研アドバイザー・カウンシル:現議長は、Rita Colwell元米国国立科学財団(NSF)長官)を設置し、中期目標期間中に2回開催している。また、各センター等に対する機関評価については、国内外の卓越した研究者等を評価委員とする評価委員会(センターアドバイザー・カウンシル)を設置して、定期的(2~3年毎)に評価を行っている。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>第6回理研アドバイザー・カウンシル(H18年6月)の指摘を踏まえ、中央研究所とフロンティア研究システムを統合して基幹研究所を設立するとともに、企業との連携センターを立ち上げる等の反映を図った。また、第7回理研アドバイザー・カウンシル(H21年4月)の指摘を踏まえ、事務アドバイザー・カウンシルを設置し、事務改革の推進に資する提言を得た。第8回理研アドバイザー・カウンシルをH23年10月に開催し、提言を第3期中期計画の策定に反映させた。なお、理研アドバイザー・カウンシル及び各センターアドバイザー・カウンシルの評価結果については、報告書完成後、ホームページ上で速やかに公表している。</p>

No.	25	所管	文部科学省	法人名	理化学研究所
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 新たな研究領域を開拓し科学技術に飛躍的進歩をもたらす先端融合研究の推進	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、分子イメージング研究については、放射線医学総合研究所との間で整理統合の検討を進める。また、ナノテクノロジー関連研究については、物質・材料研究機構との間で効果的・合理的な研究推進の在り方を検討しつつ、より緊密な連携体制を構築する。また、委託業務については、費用対効果を検証し、経費縮減を図る。	2a (一部措置済み)	○平成23年度予算にあたっては、理事長のガバナンスの下、事業を全般的に見直し、研究課題や研究チームの廃止(△1,682,014千円)や業務効率化(△753,811千円)等削減を行った上で予算の重点化を行った。 (平成23年度予算 政府支出金ベース:88,194,542千円(前年比△3,673,284千円:前年比△4.0%))	具体的内容で指摘された研究プロジェクトの重点化については、左記のとおり終了している。委託業務の経費縮減については、要求性能を確保した上で、研究開発の特性に合わせた効率的・効果的な契約手続に加え、質と価格の適正なバランスに配慮した調達を引き続き実施する。
02 国家的・社会的ニーズを踏まえた戦略的・重点的な研究開発の推進					さらに平成24年度予算においても同様に研究課題やチームの廃止(△1,869,878千円)等削減を行い重点化を進めた。 (平成24年度予算 政府支出金ベース:84,672,034千円(前年比△3,522,508千円:前年比△4.0%))	
03 最高水準の研究基盤の整備・共用・利用研究の推進					加えて平成25年度予算においては第3期中期目標期間への移行にあたり、ライフサイエンス分野における5つの研究組織を見直し、2つの研究組織に統廃合するとともに、環境・エネルギー分野における4つの研究組織を見直し、2つの研究組織に統廃合するなど大幅に組織・事業を見直し(△15,859,982千円)、重点化を進めた。 (平成25年度予算 政府支出金ベース:78,831,195千円(前年比△5,838,839千円:前年比△6.9%))	
04 研究環境の整備・研究成果の還元及び優秀な研究者の育成・輩出等	委託業務の経費縮減	23年度中に実施	植物科学研究事業及びバイオリソース事業については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	○平成23年度予算において、研究体制の見直し等による効率化による削減を行った。 ※植物科学研究事業 H22年度:1,248,435千円→H23年度:1,126,076千円(△122,359千円) ※バイオリソース事業 H22年度:3,126,277千円→H23年度:2,993,771千円(△132,506千円)	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
05 保有資産の見直し	板橋分所	23年度以降実施	板橋分所については、当該分所が担っている機能の代替措置の検討を進め、その結果を踏まえ資産の処分を検討する。	1a	理研内部の検討委員会「支分所等整理合理化検討委員会」での議論を踏まえ、「板橋分所」については当該分所が担っている機能を、第3期中期計画期間中に和光地区に移転した上で、廃止することを決定した。	

06		東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（丸の内）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。	1a	東京事務所（丸の内）については廃止し、平成23年3月末までに、原子力研究開発機構、海洋研究開発機構と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。なお、これに伴い事務所に係る経費が年間△15,927千円縮減された。	
07	事務所等の見直し	海外事務所の見直し	23年度から実施	中国事務所について、平成22年度中に開設の認可が下りた場合、平成23年度に準備室を廃止し、科学技術振興機構と共用の中国事務所を設置する。平成22年度中に認可が下りない場合、平成23年度に現行の準備室の運用を廃止し、科学技術振興機構の事務所の一部を活用する。	1a	中国事務所については、平成22年12月に開設許可を受領したことにより、準備室を廃止して理化学研究所北京事務所を設置。平成23年4月から、科学技術振興機構北京事務所との共用を行っている。	
08	職員宿舎の見直し	借上宿舎数、自己負担率の見直し	23年度から実施	職員宿舎の借上宿舎数、自己負担率の見直しについて、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。	1a	借上宿舎数の制限、自己負担率の見直しを図るべく、理研内部の検討委員会「住宅審査会」において検討し、平成24年度には自己負担率を現行の15.0%から20.0%へ引上げた。なお、平成24年12月14日行政改革担当大臣名で公表された「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」に基づき、住宅制度の見直しを行い、構内住宅については20戸、借上住宅については6戸の廃止を決定した。	
09		SPring-8の業務委託見直し	23年度から実施	SPring-8関連業務については、委託する業務の範囲や契約形態を見直し、競争性を高めるなど、効率的・効果的な運営を図る。	1a	委託業務については、SPring-8運営における委託業務の在り方について、公認会計士など外部有識者による検討委員会を設置して総合的な評価を実施。その評価結果（平成22年12月付）を踏まえ、契約を分割して競争的環境の強化を図った。 具体的には、競争性が見込まれる業務（建物・設備等の運転・保守業務、放射線管理補助業務）を個別に入札した。結果、それぞれ複数応札となり、従前の一者応札であった契約者とは別の業者が落札した。 さらに、H24年度からは、上記に加えて広報業務の一部を個別に入札し、委託経費の縮減に努めた。	
10	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	

No.	25	所管	文部科学省	法人名	理化学研究所
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	使命の明確化等 使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図る。 実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。	1	・中期目標において、理化学研究所の使命を明確化し、理化学研究所が担うべき研究への重点化を図るとともに、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図った。また、その中期目標に従った中期計画を策定した。 ・国民理解のために全所横断的に推進している「一般公開」「科学講演会」「サイエンスキャンプ」、また、「BioJapan」をはじめとする各種の産業展示会において、理研の研究成果と最先端の科学技術を紹介している。 ・平成19年度に、より一層の国民理解増進を図るため、「理研サイエンスセミナー」を実施し、平成20年度以降も継続して実施している。	
2	事務及び事業の見直し	新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的研究等研究開発事業 当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って平成20年9月末にバイオ・ミメティックコントロール研究事業（フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター）、平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業（横浜研究所のゲノム科学総合研究センター）を廃止する。	1	・当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化した。 ・平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業（横浜研究所のゲノム科学総合研究センター）を廃止した。 ・バイオ・ミメティックコントロール研究事業（フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター）について、平成20年9月末に廃止した。	
3	組織の見直し	組織体制の整備 平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムとを統合する。	1	・平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムを統合することにより基幹研究所を設置した。	
4	組織の見直し	支部・事業所等の見直し 海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。駒込分所については、次期中期目標期間中に廃止する。その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。板橋分所について、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨から見た適切性等を検討し、所要の結論を得る。	1	・海外の研究拠点及び駒込分所については第2期中期目標期間中に措置済。板橋分所において実施している研究については和光キャンパスに移し、第3期中期計画期間中に処分することを決定。	
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の拡大 各種の施設について、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進する。	1	・平成19年10月より、NMR施設（NMR立体構造解析パイプライン）について利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で外部利用を開始しており、H21年度予算より利用者が支払う受益者負担部分について自己収入として予算計上した。 ・平成23年度から共用を開始したX線自由電子レーザーについては、最先端研究基盤施設の利用技術の開拓と普及という観点から成果非専有利用を先行したところであるが、利用料に係る適正な受益者負担の制度化に向け、引き続き企業等の成果専有利用に関するニーズ把握等の調査を行なっている。 ・放射光科学研究事業における料金体系の見直しに向けて、利用者への影響を十分に配慮するため、運営費回収方式による料金算出対象経費の再検討を進めている。一方、平成24年4月より、さらなる成果公開優先利用の促進を図るため、公募時期に限らず随時利用を可能とするビームラインを1本設定し、ユーザー増による利用収入の増加に向けた試行的取組を開始している。	
6	運営の効率化及び自律化	研究成果の社会への還元 研究成果については、積極的に社会への還元に努める。 知的財産権等の実施許諾による収入の拡大に努める。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指す。	1	・平成25年7月現在、国内企業と理研が共同で研究を実施する融合的連携研究プログラムにおいて、9課題を実施している。 ・理研の研究成果の発信・普及に努め、HPに成果情報の公開を行い、随時更新している。また、定期的にメールマガジンの発行を行い、最新成果の発信を行っている。 ・埼玉県や中小企業基盤整備機構と共に和光インキュベーションプラザを開設し、平成20年1月より入居を開始した。また同年4月より、本格的に活動を開始した。 ・中期計画に基づき、実施許諾したものも含めて一定期間毎に保有特許の実用化の価値や費用対効果を検証し、権利維持の必要性を見直すといった効率的な維持管理を行い、知的財産収入の増加に努めている。	

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	宇宙航空研究開発機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>施設等の見直しの結果、以下について不要財産と認識しており通則法令に基づく国庫納付に向け財務省と調整を行っているところ。 (順に、実物／金融／その他資産の別、資産の名称、21年度末時点での簿価額、金銭納付／現物納付の別、国庫納付の見込額(H24年度末簿価)・時期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実物資産、野木レーダステーション、12,614千円、現物納付、12,035千円、平成25年9月30日付で国庫納付を完了した(不要財産として国庫納付をしない野木レーダステーションの残余部分は、中期計画等に基づき平成25年7月29日に近隣の者へ売却済。) ● 実物資産、鳩山宿舍、96,672千円、現物納付、96,520千円 現在東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中(平成27年3月31日まで)であり、被災者が全て退去した後に財務省と現物納付の調整を再開するため、国庫納付の時期不明。 <p>なお、角田宇宙センター職員宿舍用地のうち不要と認めるものについては、国庫納付の認可を経て平成24年1月27日付で現物による国庫納付を完了した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 野木レーダステーションについては、平成25年9月30日付で国庫納付を完了した(不要財産として国庫納付をしない野木レーダステーションの残余部分は、中期計画等に基づき平成25年7月29日に近隣の者へ売却済。)。鳩山宿舍については、現在、東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中(平成27年3月31日まで)であり、被災者が全て退去した後に財務省と現物納付の調整を再開するため、国庫納付の時期不明。 <p>なお、角田宇宙センター職員宿舍用地のうち不要と認めるものについては、国庫納付の認可を経て平成24年1月27日付で現物による国庫納付を完了した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各部署に資産責任者を配置しており、これにより資産の利用状況及び特性に精通した者が管理することとなるため効率的な管理が実現できるとともに、資産を使用する部署に管理責任を持たせることとなり、資産の効率的な管理・活用を図っている。また、減損会計を適用することによって資産の利用度や規模の適切性を検証しているところである。 ● 保有特許について、7年を迎えるものについては原則として7年以降は維持しないこととしている。7年を迎える前に権利維持確認を行い、実施許諾の可能性について検討の上で、権利維持停止を決定している。

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 平成24年度末に東京事務所(丸の内)及び大手町分室(丸の内)について、整理統合を行い移転し、借上げ費用の一層の削減を図った。</p> <p>○ 平成25年7月より、パリ駐在員事務所については、科学技術振興機構、日本原子力研究開発機構及び情報通信研究機構のパリ事務所と共用を開始し、借上げ費用の削減を図った。</p> <p>○ ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p> <p>● バンコク駐在員事務所については会議室を、日本学術振興会バンコク事務所と共用している。</p> <p>● ケネディ駐在員事務所については、「きぼう」組立ミッションの打上げ、日本人宇宙飛行士によるスペースシャトルミッションが完了したため平成22年7月に廃止した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 平成24年度末に東京事務所(丸の内)及び大手町分室(丸の内)について、整理統合を行い御茶ノ水に移転し、借上げ費用の一層の削減を図った。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>-----</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ パリ事務所については、平成25年7月より、科学技術振興機構、日本原子力研究開発機構及び情報通信研究機構と共用事務所を借り上げ、平成26年2月までに4法人の共用化を完了し、借上げ費用の削減を図った。</p> <p>○ ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p> <p>● バンコク駐在員事務所については会議室を、日本学術振興会バンコク事務所と共用している。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 鹿児島厚生施設について平成22年度末をもって賃貸借を終了。職員研修・宿泊施設については、本施設廃止により、事業所内に設けられている宿泊設備を除いて全て廃止された。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>● 不要財産と認識した角田職員宿舎敷地(一部)については平成24年1月27日付で国庫納付を完了し、野木レーダステーションについては平成25年9月30日付けで国庫納付を完了した(不要財産として国庫納付をしない野木レーダステーションの残余部分は、中期計画等に基づき平成25年7月29日に近隣の者へ売却済)。なお、鳩山宿舎については、現在、東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中(平成27年3月31日まで)であり、被災者が全て退去した後に財務省と現物納付の調整を再開予定。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 平成25年度においては、引き続き随意契約等見直し計画に基づき、随意契約から競争契約への移行を図った。また、一者応札応募対策として以下の取り組みを継続して実施した。

①チェックシートによる点検
公告前に担当者がチェックシートを用いて、競争を妨げる要因がないか自己点検。また、結果として一者応札・応募となった場合は、担当責任者が評価した上、契約審査委員会でチェックシートを事後点検。

②業者へのウェブアンケート
競争契約にかかる仕様書を受領した業者を対象に入札に関して意見を求めるウェブアンケートを実施。

③電子入札システム
インターネット上で公告、入札説明書の交付、入・開札等の一連の入札手続きを行うシステム。遠隔地の業者が入札に参加しやすくなることで競争性が高まる他、談合機会の減少により透明性が向上する効果がある。また、入札参加者側では他の参加者の有無がわからないため、結果として一者応札となった場合でも、実質的な競争性の確保が期待できる。

④調達情報配信サービス
JAXAの調達情報をメールで配信するサービス。JAXA側から情報を提供することで、入札参加業者の拡大を図っている。

【平成25年度の状況】
(金額ベース 単位:千円)
競争入札:30,592,809千円(25.4%)、企画競争等:42,257,130千円(35.1%)、随意契約:47,428,292千円(39.4%)※
(件数ベース 単位:件)
競争入札:1,332件(36.6%)、企画競争等:1,561件(42.9%)、随意契約:740件(20.3%)
※ 随意契約のうち2件(約228億円(金額ベースで18.9%))はロケット打上げ輸送サービスに係る契約。打上げ輸送サービスの提供者は我が国に一家社しか存在せず、随意契約によらざるを得ない。

● 監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会により、随意契約等見直し計画の実施状況フォローアップとして、随意契約及び一者応札・応募案件の点検を受けている。
平成25年度は、平成24年度に引き続き、2か年連続して一者応札・応募となった案件について「一者応札・応募等事案フォローアップ票」を作成し、厳格な点検を受けている。また、一者応札・応募の比率改善に向けた改善方策を作成し取り組みを継続している。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成25年4月1日以降に公告等を行った契約で、宇宙航空研究開発機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に取りまとめた検討結果を踏まえて、納入実績に係るデータベースの運用を開始している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に取りまとめた検討結果を踏まえて、納入実績に係るデータベースの運用を開始している。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく官民競争入札等(いわゆる市場化テスト)については、事業の性質や必要性を踏まえて導入を検討する。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>● 文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に取りまとめた検討結果を踏まえて、納入実績に係るデータベースの運用を開始している。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、個別の額を公表した。引き続き公表を行う。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事は、理事会議や理事長の内部評価に陪席し、業務実績を把握するとともに、独自に事業報告書を含む財務諸表等を書面監査したうえで監査報告を提出している。具体的には、平成21年度以降、給与水準を重点監査項目として、人事部門での人件費低減の取組内容や情報公開状況の監査を実施している。</p> <p>● 文科省独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会)を踏まえ、給与水準や人件費について年度計画の事項の一つとして、以下の観点から評価している(一次評価)。一次評価を踏まえ、政策評価・独立行政法人評価委員会においても以下の観点から評価している(二次評価)。</p> <p>(1) 給与水準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような視点から厳格なチェックが行われているか。 <ul style="list-style-type: none"> - 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)が国民に対して納得の得られるものとなっているか。 - 法人の給与水準自体が社会的な理解を得られる水準となっているか。 ・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して検証されているか。 <p>(2) 総人件費改革への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調か。法人の取組は適切か。
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 平成22年度から共済会の事業主負担を廃止し、また、平成22年度末をもって一部の事業所で配布していた食堂施設利用補助券を廃止した。</p> <p>● また、経費節減のため、銀行振込手数料は、取引銀行との取決めによりゼロとしている。また、海外出張に係る手当は国家公務員より厳格な規定を定め、職員のビジネスクラス利用を認めないこととし、支度金については廃止した。さらに、旅費規程の運用においても相見積もりにより最安値の割安エコノミー航空券を購入することを徹底し、またパック商品の利用を推奨するなどの取組を行っている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● プロジェクトの遂行に必要な予算は、過去の事業の実績、習熟効果やまとめ買いによる節約効果を考慮の上厳密に算定することとしており、計画開始時には開発費の妥当性について、宇宙開発利用部会の調査審議を受けている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、コンプライアンス総合窓口や内部通報制度等を整備・運用してきた。コンプライアンスを含め、業務に内在するリスクの低減、業務の改善などを目的に、法人設立時から、定常の業務執行部門とは独立して内部監査部門を設置し、毎年理事長承認の計画の下、競争的資金による研究や内部統制の実施状況などについて組織横断的に内部監査を実施し、監査結果を理事長に報告している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 施設設備供用によって追加的に発生する費用は、基本的に利用者負担となるような利用料金設定としている。(25年度の施設設備供用収入は約2.8億円。)</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● ライセンス供与件数の年60件を目標に、マッチング活動、追加研究等を実施し知財活用の拡大を目指している。マッチングにあたっては、特許コーディネーターを活用することにより、積極的に企業へ技術紹介を行うと共に、技術移転マッチングフェアを活用し、特許等、成功事例の紹介を行なっている。また、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)を初め、地球観測衛星データについても、他の知的財産と同様に広く一般利用者に配布することにより、自己収入の拡大を図っている。(25年度実績:約1.9億円[集計中]。)</p> <p>● 民間等による「きぼう」日本実験棟の研究開発利用を広げるため、25年度より、タンパク質結晶生成実験等でトライアルユースの仕組みを導入し、製薬企業からの参加を得た。26年度からは、超小型衛星の放出ミッションの有償利用を試行導入した。(25年度実績約55百万円。)</p> <p>● 宇宙ステーション補給機(HTV)で開発した近傍域通信システムがNASAが調達する民間の輸送機に採用されており、メーカーからロイヤリティ収入を受けている。(25年度実績約10百万円。)</p> <p>● その他、民間との共同事業や受託事業、設備供用等の取組みによる自己収入の拡大を図っている。例えば、上記の近傍域通信システムを利用したフライト運用支援業務を米国航空宇宙局(NASA)から受託し、支援を実施している。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別プロジェクトに関しては、科学技術基本計画及び宇宙基本計画（平成25年1月宇宙開発戦略本部決定）を踏まえ、宇宙開発利用に係るプロジェクトを推進しているが、宇宙政策委員会の求めに応じて評価を受けるとともに、事前、中間、事後において適宜機構外の意見を取り入れた評価を適切に実施し、事業に適切に反映している。 ● 学術研究分野のプロジェクトについては、大学の研究者等の外部有識者も参加する宇宙理学委員会、宇宙工学委員会等の委員会において評価を行っている。また、機構の基礎的・基盤的研究計画については、研究推進委員会を設置し、機構内横断的に案件の選定、評価を行なっている。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時（事前）、実施時（中間）、終了時（事後）の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 宇宙開発利用部会や独立行政法人評価委員会による評価を含む外部評価を受けるとともに、機構内においてもプロジェクトに対し四半期に一度、経営層への進捗報告を行っており、そこで問題が顕在化したプロジェクトについては、経営審査を行い、変更や中止（終了）も含めた判断を行った上で計画を見直している。また、プロジェクトの状況等は、公開ホームページのプロジェクト別サイトでタイムリーに公開している。

No	26	所管	文部科学省	法人名	宇宙航空研究開発機構
----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 衛星による宇宙利用	研究プロジェクトの重点化 民間資金の一層の活用	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。飛行船関連事業については廃止する。また、研究の実施に際し資金調達を多様化するなど、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。また、後年度の資金計画（平成23年度から25年度）及び平成23年度予算については、平成22年11月の事業仕分けの結果（「資金計画の見直し」及び「予算要求の縮減」）を踏まえ、適切に対応する。	2a	<p>優先度を踏まえた事業の整理統合については、平成23年度において先行的研究と萌芽的研究の2つの基礎研究プログラムを整理統合し、予算規模を縮小した（平成26年度予算：140百万円、平成25年度予算：280百万円、平成24年度予算：295百万円、平成23年度予算：400百万円、平成22年度予算：414百万円）。</p> <p>研究プロジェクトの重点化については、宇宙基本計画（平成21年9月 宇宙開発戦略本部決定）を踏まえつつも、平成26年度においては概算要求段階で、新型基幹ロケットや、平成26年度打上げを計画し開発を進めてきた小惑星探査機「はやぶさ2」等のプロジェクトに優先的に取り組むこととし、平成26年度に新規着手を検討していたプロジェクトの着手を見送った。航空機技術に関する研究開発事業については、エンジンの高効率化・軽量化技術や機体の騒音低減技術等、安全や環境に関連するものへの重点化を実施した。更に、飛行船関連事業については、平成22年度末をもって廃止した。</p> <p>民間資金を一層活用する具体的方策については、衛星運用に民間資金を活用する方策として、平成23年4月から陸域観測技術衛星「だいち」（ALOS）の観測運用やデータ処理・提供を民間事業者が実施する仕組み（パブリック・プライベート・パートナーシップ：PPP）を開始した。さらに、超高速インターネット衛星「きずな」（WINDS）による社会化実験の一部を当該実験参加者の費用負担する仕組みを構築し実験を平成24年6月より開始した。</p> <p>事業仕分け（平成22年11月）結果への対応については、平成23年度予算について衛星運用費の削減や維持運営費の効率化、事業の見直し等による予算縮減を行うことで、平成22年度予算水準である1,866億円まで抑制した（前年度補正予算を含む）。後年度資金計画については、平成24年度予算は1,834億円（平成23年度補正予算を含む）、平成25年度予算は1854億円（平成24年度補正予算を含む）であり、平成22年度予算水準を維持した。</p>	引き続き研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い重点化し、航空機技術に関する開発事業については、安全や環境に関連するものへの重点化を進める。また、民間資金を一層活用する具体的方策について検討する。 平成22年11月の事業仕分けの結果については平成25年度予算まで適切に対応。
02 宇宙科学研究・宇宙探査						
03 国際宇宙ステーション						
04 宇宙輸送						
05 航空科学技術事業						
06 宇宙航空技術基盤の強化						
07 JAXA i（広報施設）の運営	廃止	22年度中に実施	現行JAXA iを廃止する。	1a	平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。	

【資産・運営等の見直し】

講すべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
08	事務所等の見直し	JAXAi（広報施設）の廃止	22年度中に実施	現行JAXAiを廃止する。	1a	平成22年12月28日に閉館した。原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。	
09		東京事務所の見直し	24年度中に実施	効率化の観点から、東京事務所（丸の内）と大手町分室（丸の内）の整理統合を実施する。	1a	平成24年度末に東京事務所（丸の内）及び大手町分室（丸の内）について、整理統合を行い御茶ノ水に移転し、借上げ費用の一層の削減を図った。	
10		鹿児島厚生施設の廃止	22年度中に実施	鹿児島厚生施設を廃止する。	1a	平成23年2月に廃止し、原状回復のうえ、平成22年度末をもって賃貸借を終了した。	
11		名古屋駐在員事務所の廃止	23年度中に実施	名古屋駐在員事務所を廃止する。	1a	平成22年度末をもって廃止し、原状回復のうえ、平成23年4月末をもって賃貸借を終了した。	
12		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの駐在員事務所を他の研究開発法人の海外事務所と共用化するなど、駐在員事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	パリの駐在員事務所については、科学技術振興機構及び日本原子力研究開発機構のパリ事務所と、次期賃貸借契約更新時（平成26年5月）に共用化することとし、具体的な協議を継続している。 ワシントン駐在員事務所については、日本原子力研究開発機構のワシントン事務所と、次期賃貸借契約更新時（平成27年3月）に共用化することとし、具体的な協議を継続している。	
13	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
14	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a	事務・技術職員のラスパイレス指数を平成22年度において120以下とするという中期計画における目標は1年前倒しで達成した。（平成22年度の事務・技術職員のラスパイレス指数:118.6） なお、給与水準を適正化するために講じた措置は次のとおりである。 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の改正に準拠し、人事院勧告に伴う給与改定により平均0.23%の減額改訂を実施している。また平成24年10月から順次、平均7.8%の給与削減（臨時特例）を実施している。 平成24年10月から特殊勤務手当のうち、潜水手当を廃止した。 平成21年度から、地域調整手当を一律5.0%（ただし、東京都特別区のみ6.0%）とし、暫定調整手当を段階的に引き下げている。 平成23年度から、専門業務手当を主任手当に改変し、段階的な削減を行っている。	給与水準の適正化の取組を継続する。

No.	26	所管	文部科学省	法人名	宇宙航空研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業 宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。	1	平成19年度より、プロジェクト開始にあたっての経営審査を行うこととした。また、進行中のプロジェクト(ロケット・衛星・航空)についてはプロジェクト進捗報告会において経営陣が、スケジュール、リスク、コストの観点での進捗確認を行っている。	
2	事務及び事業の見直し	自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業 H-IIAロケット標準型の民間移管に伴い、次期中期目標期間終了時まで、民間企業に対する指導監督業務等の在り方の見直し等により、関係の経費及び人員の削減を行う。	1	平成18年度から19年度にかけて、民間移管に伴うH-IIAロケット開発・調達業務の見直し、同ロケットの製品検査等業務の廃止、JAXA打上業務の安全監理業務への特化による組織見直しを行った。平成20年度は、鹿児島宇宙センターの組織見直しを行い、ロケット打上げの際の安全監理業務に定常組織で対応可能な体制とした。 上記の見直しに伴い、H-IIAプロジェクトチームの解散、名古屋駐在員事務所、鹿児島宇宙センターの人員削減を行い、大幅な効率化・合理化を実施した。	
3	事務及び事業の見直し	自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業 今後のロケット開発に当たっても、民間移管が行われる際には、同様の措置を講ずる。	1	H-IIBロケットについても、4号機(平成25年8月4日打上げ)から民間による打上げ輸送サービスに移行した。これに伴い、JAXA打上業務を安全監理業務に特化して種子島宇宙センターの定常組織で対応するとともに、H-IIBプロジェクトチームを解散し、効率化・合理化を実施した。	
4	事務及び事業の見直し	宇宙開発利用による社会経済への貢献等衛星開発事業 実用化が可能となったものから、順次、民間における開発にゆだねることとし、国が独立行政法人に実施させるべきものに重点化する。	1	「みちびき」の後継機となる実用測位衛星の開発については、内閣府に移管され、政府が直接調達することとなった。その他リモートセンシング衛星等の開発については、宇宙基本計画及び中期目標に即して開発を実施している。	
5	事務及び事業の見直し	社会的要請にこたえる航空科学技術の研究開発等航空分野研究開発事業 国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化するものとし、平成19年度に垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発を廃止する等、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものについては順次廃止する。	1	第2期中期計画に記載した通り、「第3期科学技術基本計画」における戦略重点科学技術を中心とした先端的・基盤的な航空科学技術の研究開発に重点化して進めているところ。平成19年度には、垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発、無人機用高精度航法装置の研究開発の2課題について、民間に対し技術移転を行ったもの、或いは行うことが可能なレベルに達したものと判断し研究開発を終了した。更に研究開発成果の民間への技術移転を促進すべく努めているところ。 また、平成24年度には、低温風洞設備について維持管理業務を終了し民間に対し設備移転を検討しているところ。	
6	組織の見直し	組織体制の整備 東京事務所(千代田区丸の内)及び大手町分室(千代田区大手町)については、関係府省等との調整部門など現在地に置く必要がある部門以外のものを本部(調布市)等に統合する。	1	平成21年度計画に基づき、東京事務所等について、管理及び経費の効率化の観点から、関係府省等との調整部門等の現在地に置く必要がある部門以外のものを本部(調布市)等に移転した。平成24年度末に東京事務所(丸の内)及び大手町分室について整理統合を行い、御茶ノ水に移転した。	
7	組織の見直し	支部・事業所等の見直し 次期中期目標期間終了時(平成24年度末)までに、横浜監督員分室及び汐留分室を廃止するとともに、平成19年度中に三陸大気球観測所を廃止する。さらに、これにとどまらず、今後も極力集約化を行う。	1	・横浜監督員分室は平成20年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。 ・汐留分室、三陸大気球観測所については、平成19年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。 ・ケネディ駐在員事務所を平成22年度に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。	
8	組織の見直し	支部・事業所等の見直し 見直し、重点化等に伴い、関係の経費及び人員を削減する。	1	・横浜監督員分室は平成20年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。 ・汐留分室、三陸大気球観測所については、平成19年度中に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。 ・ケネディ駐在員事務所を平成22年度に廃止した。これに伴い関係経費を削減済み。	
9	運営の効率化及び自律化	施設・設備の外部への供用 保有する施設・設備については、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、外部への供用を更に促進する。	1	・第3期中期計画に以下のとおり目標を設定し、更なる促進を進めている。「利用料に係る適正な受益者負担や利用の容易さ等を考慮しつつ、機構の有する知的財産の活用や施設・設備の供用を促進する。技術移転(ライセンス供与)件数については年60件以上、施設・設備の供与件数については年50件以上とする。」 ・平成24年度(第2期中期計画期間の最終年度)においても積極的に技術移転を進め、138件のライセンス供与を実施した。また、外部への供用も進め、同年度に107件の施設・設備供用を実施、利用料については、適正な金額となるよう最新の情報に基づき、毎年1回以上料金表の見直しを図っている。	

10	運営の効率化及び自律化	研究成果の社会への還元	研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元をめぐる。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期計画に以下のとおり目標を設定し、更なる促進を進めている。「利用料に係る適正な受益者負担や利用の容易さ等を考慮しつつ、機構の有する知的財産の活用や施設・設備の供用を促進する。技術移転（ライセンス供与）件数については年60件以上、施設・設備の供用件数については年50件以上とする。」 ・平成24年度（第2期中期計画期間の最終年度）においても積極的に技術移転を進め、138件のライセンス供与を実施した。また、外部への供用も進め、同年度に107件の施設・設備供用を実施、利用料については、適正な金額となるよう最新の情報に基づき、毎年1回以上料金表の見直しを図っている。 	
11	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜監督員分室の廃止に伴い生ずる遊休資産はない。 ・ケネディ駐在員事務所を平成22年度に廃止した。これに伴い生ずる遊休資産はない。 	
12	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・野木レーダーステーションについては、平成25年4月に国庫納付通知を行い、平成25年9月までに国庫納付予定（不要財産として国庫納付をしない野木レーダーステーションの残余部分は、中期計画等に基づき平成25年7月に近隣の者へ売却済。） 	
13	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	鳩山宿舎について、平成19年度中に売却処分する。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・鳩山宿舎については、現在、東日本大震災の被災者用住居として埼玉県鳩山町へ無償貸与中（平成26年3月まで）。被災者が全て退去した後に、財務省と現物納付の調整を再開する予定。 	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本スポーツ振興センター

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>職員宿舎(2件)について、平成24年12月25日付けで国庫に現物納付した。</p> <p>1. 習志野宿舎(実物資産) ・平成21年度末時点の簿価額 97,400千円</p> <p>2. 所沢宿舎(実物資産) ・平成21年度末時点の簿価額 61,200千円</p> <p>検査・研修施設について、平成25年3月29日付けで国庫に現物納付した。 (参考)平成23年度末時点での簿価額 295,200千円</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>同上</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>決算時において固定資産の活用状況や減損について確認を行うなど自主的な見直しを定期的に行うとともに、その結果に対する監事監査も実施している。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>事務所におけるエネルギー使用量の削減、事務のペーパーレス化、事務用品の一元的な調達などを行うことにより管理部門経費を削減している。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>東京事務所は保有していない(東京に本部がある)ため、本方針には該当しない。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>イギリスはスポーツ政策情報・アンチドーピング分野・オリンピックのレガシー政策等の先進的な取組を行っており、またこれまで構築してきたUKスポーツ等政府関係機関との連携をベースに、欧州ネットワークを築いて情報収集分析することは日本のスポーツ政策にとって有意義であることから、ロンドン事務所については継続して運営することとした。その上で、ロンドンオリンピック終了後の事務所や人員の在り方を検討し、業務規模を勘案した上で、事務所規模等の縮小を平成24年度末に実施した。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>職員研修・宿泊施設は保有していないため、本方針には該当しない。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>検査・研修施設について、平成25年3月29日付けで国庫に現物納付した。</p> <p>職員宿舎の立地や活用状況等を踏まえ、不要とした宿舎(習志野宿舎・所沢宿舎)について、平成24年12月25日付けで国庫に現物納付した。</p> <p>この他、決算時において固定資産の活用状況や減損について確認を行うなど自主的な見直しを定期的に行うとともに、その結果に対する監事監査も実施している。</p>

3. 取引関係の見直し
随意契約の見直し等

<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>随意契約については、外国での契約等真にやむを得ないものを除き、一般競争入札に移行している。</p> <p>【平成22年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 11,155,695千円(87.8%)、競争性のない随意契約 1,557,249千円(12.2%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 187件(81.7%)、競争性のない随意契約 42件(18.3%)</p> <p>【平成23年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 21,559,605千円(88.5%)、競争性のない随意契約 2,812,858千円(11.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 185件(79.1%)、競争性のない随意契約 49件(20.9%)</p> <p>【平成24年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 26,062,595千円(90.2%)、競争性のない随意契約 2,852,353千円(9.9%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 182件(71.1%)、競争性のない随意契約 74件(28.9%)</p> <p>【平成25年度の状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等 5,586,496千円(65.4%)、競争性のない随意契約 2,960,966千円(34.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 150件(72.8%)、競争性のない随意契約 56件(27.2%)</p> <p>なお、競争性のない随意契約の主な理由は、ソチオリンピックの支援業務等で海外における外国企業との契約・急速に契約をしなければ機会を失う契約及び国立競技場の改築にかかる業務で企画競争等において特定された者との個別契約等である。</p> <p>併せて、左記の閣議決定を踏まえた以下のような見直しを実施。 ・公告等は法人のホームページを活用するとともに、文部科学省調達情報ホームページに調達情報をリンクさせるなど、広範囲に情報提供の場を確保 ・公告等の期間について、総合評価落札方式及び企画競争の期間を延長(10 20日以上) ・法人内に外部有識者と監事で構成する「契約監視委員会」を設置し、契約状況について定期的な点検を実施</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>記載不要</p>

契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、日本スポーツ振興センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>独立行政法人会計基準上、当法人には関連法人に該当するものはないため、本方針には該当しない。</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>共同調達に関する国及び他法人の取組や検討状況を踏まえ、今後検討する。</p> <p>研究開発事業は実施していないため、本方針には該当しない。</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>スポーツ施設の管理・運営業務について、平成21年4月から「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に定める民間競争入札を導入している。(現契約期間:平成24年4月1日～平成29年3月31日)</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>スポーツ施設の管理・運営業務に関する民間競争入札において、調達手続きにおける競争的対話を実施した。</p>
4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	

<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき公表している。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>給与水準については、監事による監査や評価委員会による事後評価において、他法人の状況や年齢構成等を考慮し、給与水準が妥当か確認している。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費は、国家公務員に準じたものとなるよう見直し済 給与振込経費について、銀行との合意により振込手数料は生じていない。 海外出張旅費について、国家公務員に準じた規定を整備した上で、割引航空券を使用するなど更なる旅費節減に努めている。 職員の諸手当は、国家公務員に準じたものとなるよう見直し済</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>具体的な収支見込に基づく年度計画予算を作成し、より効率的な予算執行を図っている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>監事及び内部監査部門である監査室による監査を実施し、監査結果を業務運営に反映させている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>国立競技場における施設利用料の見直し等により自己収入の拡大を図っている。 代々木競技場について、平成24年3月に施設利用規程を改正し、売店設置料金を売上比例方式を導入した。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>国際競技力向上のための研究・支援業務による発明に係る特許のうち2件(1件取得済み、1件出願中)について、特許を使用した製品の開発・販売に関するライセンス契約の交渉を行っている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>国際競技力向上のための研究・支援業務については、外部有識者で構成する業績評価委員会を実施し、事前及び事後に外部評価を実施している。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>外部評価の結果は、業務に反映させるとともにホームページ上で公表している。</p>

No	27	所管	文部科学省	法人名	日本スポーツ振興センター
----	----	----	-------	-----	--------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 ナショナルスタジアムの運営・提供等に関する業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	代々木競技場の売店設置料金に売上比例方式の導入を図る。	1a	24年3月に施設利用規程を改正し、売店設置料金に売上比例方式を導入した。	
02 国際競技力向上のための研究・支援等業務	自己収入の拡大	23年度中に実施	西が丘サッカー場の命名権の売却や固定広告物の掲示等の導入を図る。	1a	命名権及び固定広告物を掲示する権利の包括的な売却を実施し、24年3月に契約を締結した。 ・名称 「味の素フィールド西が丘」 ・期間 5年間（平成24年5月1日～平成29年4月30日） ・対価 年額15,000千円（税抜）	
03 スポーツ振興投票業務	事業の效果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の效果的・効率的な実施を図る。	2a	平成22年度は、スポーツ振興投票業務については、銀行と連携したインターネット経由の販売やコンビニエンスストア網を活用した販売を進め、事業の效果的・効率的な実施を図った。また、助成の審査対象項目を整理するなど効率化の取組を行った。 平成23年度は、助成交付申請の前に行っていた交付要望手続及び交付内定手続を省略して簡素化するとともに、スポーツ基本法の成立を受けた助成内容の改善、東日本大震災の緊急復興支援を実施するなど、事業の效果的・効率的な実施を図った。 平成24年度は、スポーツ振興投票業務について、第2期経営管理業務に係るコンサルティング契約における人員配置の見直し及びシステム運用費の保守体制見直し等による経費の節減を図った。 平成25年度は、スポーツ振興投票業務におけるシステムの調達方法の見直しにより、経費の削減を図った。また、より効果的な助成を実施する観点から、助成事業の成果指標を設定するなど、事業の效果的・効率的な実施を図った。 平成26年度は、スポーツ振興投票に係る当せん金の払戻業務等を行う事務処理支援業務の調達方法の見直しにより、引き続き経費の削減を図る。また、助成事業については、設定した助成事業の成果指標に基づき、助成による効果を具体的に検証するなど、引き続き事業の效果的・効率的な実施を図る。	引き続き事業の效果的・効率的な実施を図る。
04 スポーツ振興基金等業務						
05 災害共済給付業務、学校安全支援業務	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は原則として廃止	23年度中に実施	学校安全支援業務のうち、食の安全課が行う業務は廃止する。検査・研修施設も廃止する。ただし、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、保健所や関係機関等と調整を行いつつ、必要最小限の機能については同一法人内の他部局等へ移管・統合する（ただし、へき地における食に関する支援事業については24年度末までに実施する。）。	1a	23年度中に食の安全課が行う業務及び施設を廃止した。併せて、実際に食中毒が発生した場合に係る業務は、必要最小限の機能について同一法人内の他部局へ移管・統合した。へき地における食に関する支援事業については、24年度まで移管・統合部局において実施する。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
06 不要資産の国庫返納	検査・研修施設	24年度中に実施	検査・研修施設（阿佐谷）については国庫納付する。	1a	平成25年3月29日付けで国庫に現物納付した。	
07 事務所等の見直し	海外事務所の見直し	24年度中に実施	ロンドンオリンピック終了後の業務縮小に伴い、他機関事務所との共用化を含め、海外事務所の在り方を検討する。	1a	イギリスはスポーツ政策情報・アンチドーピング分野・オリンピックのレガシー政策等の先進的な取組を行っており、またこれまで構築してきたUKスポーツ等政府関係機関との連携をベースに、欧州ネットワークを築いて情報収集分析することは日本のスポーツ政策にとって有意義であることから、ロンドン事務所については継続して運営することとした。その上で、ロンドンオリンピック終了後の業務規模を勘案し、事務所や人員の在り方を検討した上で、事務所規模等の縮小を平成24年度末に実施した。	

No.	27	所管	文部科学省	法人名	日本スポーツ振興センター
-----	----	----	-------	-----	--------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	スポーツ振興投票業務	スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。	1	平成20年度に、過去最高の89,741,424千円を売上げ、繰越欠損金を解消した。そして助成財源として、その翌年度（平成21年度）に12,259,025千円、平成22年度に16,036,115千円、平成23年度に16,139,640千円、平成24年度に16,225,945千円、平成25年度に16,584,853千円を確保したところである。	
2	事務及び事業の見直し	スポーツ振興投票業務	その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目標に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。	1	スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方を見直すため、売上等の基礎的なデータや経営の専門家の意見に基づき調査研究を実施するとともに、有識者会議を設置し3回の審議を行った。その結果、平成22年1月に第3期（平成25年度～）も第2期の実施体制を基本とし、センターがこれまで培ってきたノウハウと民間の経営手法を活用しながら直接運営することが望ましいとの結論を得た。	
3	事務及び事業の見直し	スポーツ振興投票業務	なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。	1	繰越欠損金については、平成20年度に解消した。	
4	事務及び事業の見直し	スポーツ振興のための助成業務	助成区分ごとに達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させる。	1	外部有識者による助成事業評価ワーキンググループを設置し、助成区分ごとに達成すべき内容や水準を具体的かつ定量的に示し、厳格かつ客観的な評価を毎年度実施している。また、その評価結果を翌年度以降の助成事業の効率化及び適正化に反映させている。	
5	事務及び事業の見直し	災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務	災害共済給付業務については、更なる合理化を行うとともに、次期中期目標期間終了時まで、支所の業務等の在り方について検討を行い所要の結論を得る。	1	災害共済給付業務のオンライン化を進めるため、学校等に対しシステムの利用奨励を重点的に行った。その結果、平成21年度以降、中期計画の目標値（80%）以上のシステム利用率を達成している。また、このようなオンライン化の進捗を踏まえ、平成22年度にはシステムを改修して利便性を向上させ、学校等の入力作業を効率化するとともにセンターの事務も効率化した。また、支所の業務等の在り方を検討するため、外部有識者等からなる学校安全業務検討委員会を平成20年に設置した。審議の結果、平成22年3月、支所のこれ以上の統合は、各都道府県に存在する関係者との連携を欠くことになるなど業務の円滑な実施を阻害すると考えられることから、現在の6支所体制を維持するとの結論を得た。その上で、①支所業務の更なる効率化、②支所に対する本部の指導力の強化、③支所の学校安全支援業務を本部へ原則一元化（地域レベルで情報を収集・分析・提供する業務等を除く）、④本部・支所を通じたガバナンスの強化等を行った。	
6	事務及び事業の見直し	災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務	学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化する。なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得る。	1	学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務について、「学校安全支援業務」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報の分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化した。また、学校安全支援業務の在り方等について検討を行うため、外部有識者等からなる学校安全業務検討委員会を平成20年に設置した。この委員会では、様々な事故防止マニュアルの質的向上を図ること等により、全国レベルの学校事故防止センターとしての役割を果たすべきなどの結論を得ている。そして、都道府県・政令指定都市教育委員会に対し、学校安全支援業務の必要性・有効性についてアンケート調査を行い、すべての教育委員会から、学校安全支援業務は有効であるとの評価を得ているところである。	
7	事務及び事業の見直し	スポーツ施設の運営・提供等に関する業務	国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施する。なお、入札対象範囲の拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。	1	国立競技場、国立スポーツ科学センター（JISS）及びナショナルトレーニングセンター（NTC）について、平成21年4月より民間競争入札による包括的業務委託を開始した。（第1期：平成21年4月～平成24年3月の3年間）また、入札対象範囲の拡大等について、第1期の包括的業務委託のメリット・デメリットを検証し、対象業務や契約期間の見直し等を行った。（第2期：平成24年4月～平成29年3月の5年間）	

8	運営の効率化及び自律化	資産の有効活用等	国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、ネーミングライツの導入、施設利用料の見直し等により、自己収入の増加を図る。	1	<p>NTCについては、当該施設の運用主体である公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）と連携・協力の上、平成21年5月「味の素ナショナルトレーニングセンター」として命名権を導入し、自己収入の増加を図った。（期間：平成21年5月11日～平成25年5月10日、対価：年額40,000千円（税抜））</p> <p>そして、本年5月に契約満了を迎えたことから、以降の命名権の売却について公募を実施し、引き続き「味の素ナショナルトレーニングセンター」として命名権を導入し、自己収入の増加を図った。（期間：平成25年5月11日～平成29年4月30日、対価：年額40,000千円（税抜））</p> <p>また、西が丘サッカー場については、平成24年3月、「味の素フィールド西が丘」として命名権を導入し、自己収入の増加を図った。（期間：平成24年5月1日～平成29年4月30日、対価：年額15,000千円（税抜））</p> <p>この他、国立競技場及びJISSにおいて、随時、施設利用料等の見直しを行い、自己収入の増加を図っている。</p>	
9	運営の効率化及び自律化	資産の有効活用等	その他の保有資産については、不断の見直しを行い、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。なお、習志野及び所沢の各職員宿舎については、平成20年度の売却を検討する。	1	<p>習志野及び所沢の職員宿舎の売却について、平成20年度と平成21年度にそれぞれ入札を実施したものの、売却に至らなかった。</p> <p>しかし、独立行政法人通則法の改正（平成22年11月27日施行）により、現物納付が可能となったことを受け、平成24年12月25日付けで国庫へ納付をした。</p>	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本芸術文化振興会

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上しており、中期目標の最終年度には、決算において額を確定した上で、国庫に返納することとなっている。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>該当なし。不要施設等はない。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>平成25年度からの第3期中期計画において、「保有する劇場施設等の資産については、利用実態を把握し、保有の目的・必要性に鑑み、一層の有効利用に資するための方策を検討・実施する」、また「施設・設備の老朽化への対応、劇場利用者の安全確保及び利便性の向上等のため、各劇場等施設について長期的な視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する計画に沿った整備を推進する」とし、継続的に見直しを図っている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>本部事務所等、当法人の施設は事業に最低限度必要なものである。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし。当法人に「東京事務所」はない。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。当法人に「海外事務所」はない。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。当法人に「職員研修・宿泊施設」はない。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>当法人は東京・大阪に事業所を保有しており、円滑な人事異動など事務・事業を実施する上で真に必要なものに限定して、安定的かつ継続的に職員宿舍を確保している。「独立行政法人の職員宿舍の見直しに関する実施計画」(平成24年12月14日行政改革担当大臣決定)を踏まえ、平成24年度に1戸、平成25年度に2戸を廃止した。引き続き、廃止決定された職員宿舍について順次廃止する。</p>

3. 取引関係の見直し
 随意契約の見直し等

各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月24日付け、21文科会第228号、文部科学大臣通知)に基づき、より競争性、透明性の高い入札・契約事務を実施することを目的として20年度契約を基準とした新たな「随意契約見直し計画」を策定し、22年4月に公表した。

同種の、又は各館に共通する物品購入や役務の調達において、契約内容や入札方法の集約化・一元化による効率化を図り、一体的な契約や複数年契約を推進している。一者応札・応募改善のため、参加資格等の要件緩和や仕様内容の見直し等を行った。

仕様書の内容の見直し

- ・特定の業者しか納入することができない条件を見直した。
- 公告期間の見直し
- ・一般競争入札について、10日以上としている公告期間を10営業日以上確保した。
- ・公募については、20日以上としている公告期間を20営業日以上確保した。
- 入札参加要件を緩和
- ・過去の納入実績、請負実績等の条件を緩和した。

また、22年度より、入札公告とともに、図面等セキュリティ面において公開することに問題があると判断されるものを除き、原則として参加に必要な入札情報をすべてホームページ等に掲載した。あわせて情報入手後、応札しなかった者がいた場合、その辞退理由の収集を行うなど今後の改善策の参考とする。

契約監視委員会において、定期的に契約の点検を実施し、契約の適正化に努めるほか、民間企業の調達部門経験者の意見の活用も検討する。

明らかに競争性のない特殊な案件については、契約監視委員会に説明し、意見を聴取した上で随意契約へ変更できることとし、契約方法の適正化を図っている。

平成22年度契約実績

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等4,010,207千円(34.5%)、競争性のない随意契約7,586,330千円(65.5%)

うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約7,586,330千円(平成22年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等230件(62.3%)、競争性のない随意契約139件(37.7%)

うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約139件(平成22年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

平成23年度契約実績

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等4,269,449千円(37.5%)、競争性のない随意契約7,111,321千円(62.5%)

うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約7,111,321千円(平成23年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

(件数ベース(単位:件))

一般競争等199件(59.0%)、競争性のない随意契約138件(41.0%)

うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約138件(平成23年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)

	<p>(前項の続き) 平成24年度契約実績 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等2,124,184千円(23.9%)、競争性のない随意契約6,762,718千円(76.1%) うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約6,762,718千円(平成24年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等182件(56.0%)、競争性のない随意契約143件(44.0%) うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約143件(平成24年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)</p> <p>平成25年度契約実績 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等3,355,649千円(33.6%)、競争性のない随意契約6,638,530千円(66.4%) うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約6,638,530千円(平成25年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等153件(53.7%)、競争性のない随意契約132件(46.3%) うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約132件(平成25年10月歌舞伎公演出演契約等)(100%)</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>契約に係る情報の公開</p>	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、日本芸術文化振興会と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>

関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当する契約は、新国立劇場業務委託(公益財団法人新国立劇場運営財団)、国立劇場おきなわ業務委託(公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団)、文楽等公演に関する出演契約(公益財団法人文楽協会)があるが、いずれの契約についても適切に行われており、当該契約に係る利益剰余金、内部留保は存在しない。</p> <p>また、随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、上記関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めると、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>他法人との共同調達の実施については、コスト削減の効果を見極め検討を進めていきたい。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の見直しを進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。研究開発事業は行っていない。</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>公共サービス改革基本方針(平成26年7月)に基づき、当法人の劇場等の管理運営等業務について業務フロー・コスト分析を行うこととし、また、情報システムの総括運用管理支援業務委託については、民間競争入札の実施予定時期等の検討を進めているところである。</p>
<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>公共サービス改革プログラムを踏まえて、競争性・透明性の確保、調達・契約手法の多様化及び調達事務の効率化等、調達の改善を図るため、引き続き随意契約や一者応札の案件の見直し等を進めている。また、平成25年度には一部の案件での電子入札の導入を行った。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	ホームページ及び日本芸術文化振興会要覧で、理事長、理事及び監事等の報酬について随時公表している。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与の支給状況等について、監事監査による監査及び評価委員会による評価を行っており、今後も引き続き行うこととしている。
管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	これまで互助会に対し、法定外福利厚生費として法人負担分を毎年度支出してきたところであるが、平成22年6月に法人負担分を廃止した。給与振込経費は振込手数料について無料となっている。海外出張旅費については国の支給基準に準じた規程を整備しており、また、航空券についても格安航空券やバックを利用するなど経費の削減に努めている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	年度計画策定段階から適切な見積りを徴取するよう徹底するとともに、財務会計システムの変更に際し、年度計画作成における積算方法や科目を効率化し、経費算定やその執行において、事業担当課並びに主計・契約担当課で適切な管理が行えるよう合理化した。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	内部監査に関する要綱を備え、適時実施している。平成25年度は業務及び会計監査1回を行った。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。特定の者が負担して実施する事業は行っていない。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	現在保有している特許権等の知的財産はない。

6. 事業の審査、評価

複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

文化芸術活動への助成について、助成金の交付を適正に行うため、芸術文化に関し広くかつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会を設置し、分野別の4つの部会、12の専門委員会を置き、各分野の実情及び特性に応じた審査体制をとっている。また、審査方法や助成対象活動の決定等について刊行物やホームページ等で公開し、透明化を図っている。

文化芸術活動への助成に係る審査・評価等をより効果的に行うため、平成23年度から音楽及び舞踊の分野に、また平成24年度からは演劇及び伝統芸能・大衆芸能の分野に専門家(プログラムディレクター及びプログラムオフィサー)を配置し、新たな審査・評価等の仕組みを試行的に実施している。また、これらの分野の助成については審査基準を事前に公表し、審査の透明化を図っている。

また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

文化芸術活動への助成について、新たな審査・評価等の仕組みとして、平成25年度は一部の助成事業について事後評価を実施し、同評価結果に基づき助成対象団体に対して助言を行った。平成26年度は、文化芸術振興費補助金による助成を受けた舞台芸術分野の全ての活動について事後評価を実施しており、今後、同評価結果に基づき団体に対して助言を行っていく予定である。さらに、事業採択時の審査結果の公表などの方策を引き続き検討する。

No	28	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
----	----	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 芸術文化活動に対する支援	事業の優先度を踏まえた重点化	23年度中に実施	事業の優先度を踏まえ、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行う。	1a	平成22年度から平成23年度にかけて運営費交付金全体が削減される中で（平成22年度：10,570,054千円、平成23年度：10,244,081千円（325,973千円））、事業の優先度を踏まえ、平成22年11月にユネスコ無形文化遺産として登録された沖縄の組踊について、平成23年度より新たに既成者研修（新規事業規模約2,500千円）を開始するなど、伝統芸能伝承者養成事業への重点化を行った。	
02 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演						
03 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	自己収入の拡大	23年度中に実施	自己収入の拡大を図るため、引き続き寄付金収入の増加等に取り組む。	1a	<p>自己収入の拡大を図るため、寄付金収入・事業への支援・公演の入場料・施設貸付料の増大等に引き続き努力する。</p> <p>寄付金収入 平成22年度：613千円、平成23年度：2,036千円（+1,423千円） 事業への支援 平成22年度：23,874千円、平成23年度：32,506千円（+8,632千円） 公演の入場料 平成22年度：1,802,206千円、平成23年度：1,784,796千円（17,410千円） 施設貸付料 平成22年度：593,064千円、平成23年度：588,182千円（4,882千円） 平成23年度公演の入場料や施設貸付料は、東日本大震災の影響で公演時間の変更、節電等によりチケットの払い戻し、施設貸与のキャンセル等があったため減少している。</p> <p>・寄付金増額への取組 信託銀行と提携し、社会貢献活動に取組む団体からの寄付を目的とした「社会貢献寄付信託（文化分野）」を開始するとともに（平成23年4月）、寄付受入に向け関係機関と連携し広報活動を行っている。また、新たに「芸術文化振興基金賛助会員制度」を立ち上げ（平成23年7月）、寄付金の増額に向け環境を整備した。 ・公演への支援・協力獲得 文化庁芸術祭受託・協賛、鑑賞教室公演への自治体・旅行社の後援・協力等の他、特別企画公演（平成23年9月）における「東京文化発信プロジェクト」主催団体との共催、琉球芸能公演（平成24年3月）への2社特別協賛等を得た。 ・公演入場料の増大 国立劇場開場45周年記念公演（平成23年9月から平成24年4月）を実施した他、歌舞伎、文楽等での上演演目の充実を図った（新歌舞伎、復活、通し、上演機会の少ない優秀作品の上演等）。また、ホームページのリニューアル（平成23年4月）、携帯電話で閲覧可能なホームページの公開（平成23年10月）、メールマガジンの配信等により情報提供の体制を整備するとともに、小学生用の「ぶんらくの本」、「のう・きょうげんの本」や組踊鑑賞教室紹介DVDを作成配布し、観客層の拡大を図った。</p>	
04 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05 制度の見直し	22年度から実施	国の負担を増やさない形での事業の充実に向けて、制度の在り方を検討する。	2a	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）を踏まえ、法人の自己収入を増加し、機能強化を図るなど、国の負担を増やさない形での事業充実に向けて、改善を図りつつ、検討を進めているところ。	引き続き、事業の充実を目指す。
06 組織体制の整備	23年度中に実施	新国立劇場及び国立劇場おきなわについて、新国立劇場運営財団及び国立劇場おきなわ運営財団への委託が実施されているが、法人が直営する場合との比較を含め、将来の運営体制についての検討を行い、結論を得る。	1a	平成23年6月、「新国立劇場及び国立劇場おきなわの運営の在り方に関する検討会」が取りまとめた「論点整理」の結論として、新国立劇場及び国立劇場おきなわの今後の運営に関しては、現行の財団運営委託による運営体制を維持することを基本としつつ、業務遂行上の諸課題については、振興会及び両財団が適切な役割分担の下、その改善・解決に努めるべきものとされた。	

No.	28	所管	文部科学省	法人名	日本芸術文化振興会
-----	----	----	-------	-----	-----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	芸術文化振興のための助成事業の一元化 文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と、文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)とを統合・一元化する。なお、その際、全体の助成規模が拡大しないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減する。	1	平成21年度に、文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)との統合・一元化を実施して、事務の効率的な運用を図った。 また、文化芸術活動に対する効果的な支援を行うため、平成23年度からプログラムディレクター、プログラムオフィサーの配置も含め新たな審査・評価等の仕組みを試行的に導入している。	引き続き、助成事業の効率的な運用と事業の強化に取り組む。
2	事務及び事業の見直し	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し 伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定する。この一環として、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成について、現行中期目標期間の終了時までには休止するものとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直す。 現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直す。	1	伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定すべく、毎年度、ニーズの把握を行った上で、対象分野・規模について不断の見直しを図っており、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成については、第1期中期目標期間終了時までには休止した。 現代舞台芸術の実演家の研修については、研修分野・規模等について不断の見直しを図っており、研修修了生の動向把握に努め、修了後の活動を通じて成果検証等を行うとともに、外部専門家による委員会等において、研修の実施方法等について検討を行っている。	引き続き、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家の研修について、対象分野・規模等の不断の見直しに取り組む。
3	事務及び事業の見直し	国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等 外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。 特定の公益法人に随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘(「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」(平成19年9月))に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。	1	管理運営業務に係る外部委託を推進し、警備・清掃・電話交換・場内案内等の業務において外部委託を実施するとともに、一般競争入札による契約や複数年契約の導入により一層の経費削減を図った。 新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、平成19年度以降、毎年度、委託費の削減を行うとともに、委託内容や財務情報等についてホームページで公表するなど、透明性の確保に努めている。	引き続き、外部委託の推進による経費削減に努めるとともに、関連法人との契約の状況について、透明性の確保に取り組む。
4	運営の効率化及び自律化	施設の有効活用等 国民の鑑賞機会を増加させる観点から、すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数の増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。同時に、これらにより自己収入の増加にも努める。	1	すべての劇場について使用効率の向上を図り、貸劇場公演の日数の増加を図るため、施設・設備等の概要及び貸与手続き方法、空き日情報等の法人ホームページへの掲載や貸劇場に係る募集説明会の開催など、積極的な情報提供に努めるとともに、施設利用システムを導入した顧客情報の管理など効率的な業務実施体制を整備した。また、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で外部制作会社との協力によるDVDの発売等を行うなど有効活用を図った。これらにより自己収入の増加にも努めた。	引き続き、劇場施設の有効活用に向け、積極的な情報提供等に取り組む。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本学生支援機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 保有する国際交流会館等及び職員宿舎について検証・見直しを行い、国庫納付又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用するため、平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した仙台第一(宮城県仙台市)、仙台第二(宮城県仙台市)、駒場(東京都目黒区)、祖師谷(東京都世田谷区)、大阪第一(1号館)(大阪府吹田市)、大阪第一(2号館)(大阪府吹田市)、大阪第二(大阪府大阪市)、広島(広島県広島市)の各国際交流会館、及び職員宿舎(百合丘第一宿舎(神奈川県川崎市)を除く。)については平成23年度末で廃止した。なお、未売却の国際交流会館等については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。これに基づき、札幌・金沢・福岡・大分の4会館については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等(7か所、8施設)の譲渡収入については、政府出資の割合分5,928,024千円を平成24年4月に国庫納付した。</p> <p>● なお、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる資産が生じた場合には、独立行政法人通則法に従い、国庫納付等必要な手続きを行う予定である。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 平成22年3月に売却した京都国際交流会館及び京都学生支援会館の譲渡収入については、政府出資の割合分95,025千円を平成23年4月に国庫納付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実物／金融／その他資産の別:実物 ・資産の名称:京都国際交流会館・京都学生支援会館 ・21年度末時点での簿価額:450,513千円 ・金銭納付／現物納付の別:金銭納付 ・国庫納付額・時期:95,025千円・平成23年4月
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 主たる事務所及び都内事務所の在り方について検討を行い、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得たが、今後、必要に応じて、業務量や人員の推移の観点も含めて引き続き検討を行うこととしている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 都内事務所の在り方について、保有形態をより具体的に想定する等、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ調査した結果を踏まえて検討を行い、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得たが、今後、必要に応じて、業務量や人員の推移の観点も含めて引き続き検討を行うこととしている。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>○ バンコク事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 該当なし(職員研修・宿泊施設は保有していない)</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 主たる事務所及び都内事務所の在り方について検討を行い、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得たが、今後、必要に応じて、業務量や人員の推移の観点も含めて引き続き検討を行うこととしている。</p> <p>○ 職員宿舎については、借り上げ宿舎も含めた在り方の具体的な検討を行い、百合丘第一宿舎(神奈川県川崎市)を除く全ての宿舎を平成23年度末までに閉鎖し、百合丘宿舎については平成29年3月末までに閉鎖することとした。</p> <p>○ 東海北陸支部(分室)(愛知県名古屋市)を平成23年度末に廃止した。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

● 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一般競争入札等、競争性のある契約への移行を進めるとともに、新たに生じた案件についても真にやむを得ないものを除き競争性のある契約を行っている。また、一者応札・一者応募となった契約については、入札参加条件の見直し等の改善を図っている。

(主な見直し内容)

・一者応札・一者応募については、過去3年間に引続き一者応札・一者応募となった案件について本機構ホームページで公表し事業者からの意見招請を実施することとしていたが、更に見直し改善を進めるため、直近の過去2回の競争入札等で継続して一者応札・一者応募となった案件に対して意見招請を実施することとしている。
・競争性のない随意契約としていた国際交流会館等の管理・運営業務については地域毎にブロック化、一者応札であった東京国際交流館設備運転保守管理業務については参加条件において等級の見直し(従来の「A」等級のみから「A」「B」又は「C」等級への変更)及び業務実績(延床面積61千㎡以上を30千㎡以上に変更)の緩和を図るなど、競争性を確保した上で、一般競争入札により調達を行っている。

・平成22年度契約状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等 4,621,144千円(72.7%)

競争性のない随意契約 1,731,056千円(27.3%) [対前年度276,823千円の減]

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 263件(78.3%)

競争性のない随意契約 73件(21.7%) [対前年度 51件の減]

・平成23年度契約状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等 3,274,263千円(70.7%)

競争性のない随意契約 1,357,816千円(29.3%) [対前年度373,240千円の減]

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 203件(75.2%)

競争性のない随意契約 67件(24.8%) [対前年度 6件の減]

・平成24年度契約状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等 3,328,886千円(78.9%)

競争性のない随意契約 892,313千円(21.1%) [対前年度465,503千円の減]

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 181件(75.1%)

競争性のない随意契約 60件(24.9%) [対前年度 7件の減]

・平成25年度契約状況

(金額ベース(単位:千円))

一般競争等 4,738,390千円(80.8%)

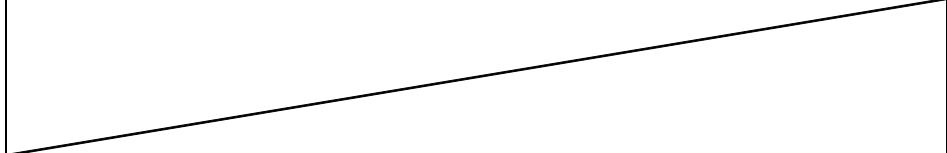
競争性のない随意契約 1,123,141千円(19.2%) [対前年度230,828千円の増]

(件数ベース(単位:件))

一般競争等 196件(72.1%)

競争性のない随意契約 76件(27.9%) [対前年度 16件の増]

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、日本学生支援機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし(関連法人がない)</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 保有する国際交流会館のうち合築施設(札幌(北海道札幌市)、金沢(石川県金沢市)及び福岡(福岡県福岡市)の国際交流会館)及び事務所を共有する駒場事務所(東京都目黒区)においては、地方公共団体等と共同で施設の管理運営委託を実施している。また、平成24年度からは他の独立行政法人とコピー用紙の共同調達を実施しているところ。今後、他機関と共同で調達できる案件があれば実施を検討する。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 該当なし(研究開発事業がない)</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京国際交流館プラザ平成(東京都江東区)の企画・管理・運営業務及び国際交流会館等の管理・運営業務については、平成20年度から平成23年度まで市場化テストを実施しており、その実施状況を踏まえつつ、民間競争入札を順次積極的に導入した。なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、引き続き日本学生支援機構で保有することとなった東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、今後もサービスの質の維持・向上と経費削減を推進する。札幌・金沢・福岡・大分の4会館については、地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。 ● また、平成25年6月の公共サービス改革基本方針の改定において、日本学生支援機構インターネットシステム保守運用支援業務については、次回入札結果を踏まえて、民間競争入札の実施について検討し、平成29年度末までに結論を得ることとされた。
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札に移行している。また、本機構に設置している契約監視委員会において、その適切性に関する点検を実施し、その点検結果を踏まえた契約の見直しを行っている。 ● 契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、本機構ホームページへの掲載、審査基準の競争参加者への配付など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。 ● 一者応札・応募への対策として、①入札公告の本機構ホームページへの掲載、②文部科学省のホームページにリンクしての情報提供、③調達内容の具体化、明確化、④公告期間を長く設定、⑤契約締結から業務開始までの準備期間を長く確保できるよう日程設定、⑥競争参加資格要件の緩和・改善、⑦参加招請を実施する等の対策を取っている。 ● 少額随意契約のより一層の契約手続の透明性、公平性を確保するため、50万円以上(税込)の少額随意契約により調達する案件を対象として、平成25年6月より、見積りの相手方を特定せず、案件を本機構ホームページで公開し、参加希望者からの見積書提出により最低価格の者を契約の相手先として決定する公募型見積り合わせを導入している。 ● 監事監査において、内部統制や経費の削減状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況等の適正性の監査を実施している。また、監査室において、業務運営の適正性、効率性及び有効性について内部監査を実施するとともに、会計経理の適正性を監査している。
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	

<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 個人情報保護にも留意しつつ、引き続き、各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については個別の額を公表していくこととしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事定期監査において、国家公務員の給与水準にも留意しつつ、給与等に係る規程等の改正の状況など、給与水準の妥当性について検証を行っている。</p> <p>また、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)において、「給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。」とされたことを踏まえ、給与水準については、これまで、毎年度の業務実績評価書において明らかにしたうえで、文部科学省独立行政法人評価委員会による事後評価を受けており、平成24年度の給与水準についても、これまでと同様に同委員会から、平成25年6月24日にチェックを受けた。なお、給与水準のチェックに資するため、「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等にあたっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)に基づき毎年度公表している「独立行政法人日本学生支援機構の役職員の報酬・給与等について」を、同委員会に参考資料として提示した。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 職員に係る諸手当については、国家公務員に準じたもの、もしくはそれ以下の水準となるよう徹底している。また、法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、人間ドックの内容(検査項目、対象等)等に関して、国家公務員に準じたものとなるよう引き続き実施していく。海外出張旅費については、国に準じた規程により支給することとしているが、実際の運用においては、基本的に、格安航空券等を利用することとしている。なお、給与振込経費については、本機構が負担する経費は生じていない。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 運営費交付金については、中期計画における算定ルールに沿って効率化係数等に基づき削減を行うとともに、事業の見直しに伴う改廃についてその増減を適切に反映するなど、その積算を精査している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 各部から独立し、内部監査を実施する監査室を平成21年4月に新たに設置した。また、平成23年4月に監事事務局を設置し、監事監査と内部監査の役割分担の明確化、連携強化を図っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 機構に設置した外部有識者より構成される「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」による検討結果を踏まえ、研修事業委員会を設置し検討を行い、研修事業のさらなる厳選(平成22年度において4領域11事業であった研修事業について平成24年度から3領域5事業に厳選)を行うとともに、平成24年度から就職・キャリア支援研修会〔専門コース〕を有料化し、実施した。なお、当該研修会は、平成25年度をもって廃止した。</p> <p>● 日本留学試験の受験料について、受益者の負担を適正なものとする観点から、平成23年度実施において韓国、平成24年度実施においてインドネシア及びベトナム、平成26年度実施においてインド及び香港の受験料の値上げを行い(韓国実施に係る受験料の値上げ額:1科目のみ10千ウォン、2科目以上15千ウォン、インドネシア実施に係る受験料の値上げ額:10千ルピア、ベトナム実施に係る受験料の値上げ額:30千ドン、インド実施に係る受験料の値上げ額:300ルピー、香港実施に係る受験料の値上げ額:1科目のみ50香港ドル、2科目以上150香港ドル)、国内実施に係る受験料についても平成25年度実施において値上げを行ったところ(国内実施に係る受験料の値上げ額:1科目のみ500円、2科目以上:1,000円)。また、日本語教育センターが実施する予備教育について、平成23年度の新入生から授業料を値上げ(学納金の値上げ額:1年コース(東京・大阪)15千円、1年半コース(東京)27.5千円、(大阪)15千円)し、国費の削減を図っているところである。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 日本語教育に係る各種教材の出版により、自己収入の拡大を図っているところ(平成25年度における実績額2,862千円)。また、平成22年度に作成し、平成23年度から市販を開始したアラビア語圏留学生のための「留学生のための理科系専門用語辞典」について、引き続き市販している。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 私費外国人留学生学習奨励費の成果検証を行うため、平成21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査(平成22年6月実施、平成22年8月取りまとめ)及び平成22年度学習奨励費活用状況等調査(平成22年11月実施、平成23年5月取りまとめ)を実施した。調査結果については、平成23年度に設置した「私費外国人学習奨励費給付制度成果検証委員会」において分析し、事業の成果検証を行い、平成24年3月に検証結果を取りまとめた。</p> <p>上記の検証結果を踏まえ、以下のとおり制度の改善を図った。</p> <p>①学習奨励費受給者に対して、卒業後のフォローアップ調査を平成24年度より実施</p> <p>②学習奨励費受給者の質の向上に向け、大学の世界展開力強化事業及び国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置を行う特別プログラムへの重点配分を平成24年度より実施</p> <p>③学習奨励費受給者のモチベーション向上を目的として、平成25年度より「文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度」へ名称を変更</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 大学等から申請されるプログラムを採択して実施している事業等について、平成21年度に採択した学生支援推進プログラムにおいては、大学等の取組に対する評価の実施方法及び公表のあり方について検討し、特に優れた取組を行っている大学等について選定し、他の大学等への参考とするとともに国民への理解増進を図るため、その取組をホームページ上で公表した。</p> <p>● 中期計画及び年度計画の達成に向けて、毎年度、事務・事業の進捗状況及び課題の確認を踏まえ、実施業務の現状・課題の把握・分析、改善方法等の検討を行っている。なお、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会による平成24年度業務実績評価の結果については、透明性の確保に資するよう平成25年8月27日に機構のホームページで公表した。</p>

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本学生支援機構
-----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 奨学金貸与事業	減額返還制度の導入	22年度中に実施	経済的理由による返還猶予者に対し、減額返還の仕組みを導入する。	1a	22年12月に関係法令(政令等)を改正し、23年1月から減額返還の仕組みを導入し、23年度末までに4,630人の承認を行った。	
02 留学生支援事業	留学生宿舍等(国際交流会館等)の設置・運営の廃止	23年度中に実施	大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において再整理されている。	-
	留学情報センターの廃止	22年度中に実施	留学情報センター(東京・神戸)は廃止する。	1a	22年度末に留学情報センター(東京・神戸)を廃止。	
	私費外国人留学生学習奨励費の見直し	23年度中に実施	成果検証を厳しく行うとともに、渡日前の予約採用の拡充を図る。さらに、留学生借上げ宿舍支援事業等を統合し、奨学金を中心とした私費外国人留学生等奨励費給付事業として運営する。	1a	私費外国人留学生学習奨励費の成果検証を行うため、21年度学習奨励費受給者のうち最終年次者の進路状況調査及び22年度学習奨励費活用状況等調査を実施した。調査結果については、「私費外国人留学生学習奨励費給付制度成果検証委員会」において分析し、事業の成果検証を行い、24年3月に、学習奨励費の存在意義は極めて高いとの検証結果を取りまとめた。 当該委員会における提言を踏まえ、24年度から、学習奨励費の受給条件に卒業後の進路状況等調査に協力することを加えるとともに、国際的な大学間交流による教育環境の整備等に努めている大学に対して重点配分を行っていくこととした(24年度秋季より実施予定)。 また、渡日前の予約採用の拡充について、22年度に、渡日前入学許可で大学等に入学する者で、大学等から成績優秀者として推薦を受けた者を予約者とする制度を、23年4月入学者から対象として新たに設置した。それを受け、23年度春季入学者560名、23年度秋季入学者999名、24年度春季入学者549名を、大学推薦渡日前入学者枠として決定した。 なお、留学生借上げ宿舍支援事業については、23年度から、私費外国人留学生学習奨励費の予約者及び採用者を優先して支援する方法に改め、私費外国人留学生学習奨励費の推薦時期に併せて募集を行っている。	
03 学生生活支援事業	学生支援情報データベースの廃止	22年度中に実施	学生支援情報データベースを廃止する。	1a	22年12月に学生支援情報データベースを廃止。	
	冊子「大学と学生」の廃止	22年度中に実施	冊子「大学と学生」を廃止する。	1a	22年度末に冊子「大学と学生」を廃止。	
	研修事業の重点化、有料化	23年度中に実施	研修事業については、真に必要な研修会に厳選するとともに研修の有料化を検討する。	1a	機構に設置した外部有識者より構成される「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」による検討結果を踏まえ、研修事業委員会を設置し検討を行い、研修事業のさらなる厳選(22年度において4領域11事業であった研修事業について24年度から3領域5事業に厳選)を行うとともに、24年度から就職・キャリア支援研修会(専門コース)を有料化(受講料5千円)することとした。	
	各種調査の重点化	23年度中に実施	各種調査については、厳選・分類し、当該調査を必要とする事業の一環として実施する。	1a	機構内で各種調査の厳選・分類に向けて検討し、各種調査の重点化に向けた見直しの方向性を定め(23年12月)、学生の生活に関する各調査について調査項目の厳選・見直しや調査工程の短縮化を行うなど、調査ごとに当該調査を必要とする事業の一環として実施した。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04	保有資産の見直し	国際交流会館等	23年度以降実施	国際交流会館等（13か所）の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。	2a	平成23年度中に一般競争入札により譲渡先が決定した国際交流会館等（7か所、8施設）については、平成24年4月13日に政府支出の比率に応じて国庫納付した。 未売却の国際交流会館等については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	札幌・金沢・福岡・大分の4会館については、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進める。
05		職員宿舎	23年度以降実施	職員宿舎（7か所）については、真に必要な宿舎以外のものは売却を検討する。売却収入については、国庫納付する又は貸倒引当財源に係る国庫の負担軽減に資する形で活用をする。	2a	閉鎖した職員宿舎のうち、奨学金貸与事業の貸倒引当金充当に必要な額以上での売却の見込みが立った宿舎については、売却のための一般競争入札を実施し、高円寺宿舎（東京都杉並区）は平成23年3月、豊田宿舎（東京都日野市）及び百合丘第二・第三宿舎（神奈川県川崎市）は平成24年4月、鳴子宿舎（愛知県名古屋市の）は平成24年8月、香里宿舎（大阪府枚方市）は平成25年3月、田代宿舎（愛知県名古屋市の）は平成25年6月、さつき丘宿舎（大阪府枚方市）は平成25年7月に夫々売却・引渡を実施した。 また、百合丘第一宿舎（神奈川県川崎市）は、平成29年3月末までに閉鎖することとした。	百合丘第一宿舎は、計画に基づき平成29年3月末までに閉鎖する。
06	事務所等の見直し	市谷事務所の在り方を検討	24年度中に実施	市谷事務所の在り方については、国際交流会館等の廃止、経済合理性等を勘案しつつ、検討し、一定の結論を得る。	1a	市谷事務所の在り方については、保有形態をより具体的に想定する等、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、調査・研究を行った。この結果を踏まえ、本部事務所及び他の都内事務所の在り方も含めて検討し、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得た。	今後、必要に応じて、業務量や人員の推移の観点も含めて引き続き検討を行うこととしている。
07		海外事務所の見直し	22年度中に実施	バンコク事務所を日本学術振興会と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	バンコク事務所については、日本学術振興会バンコク研究連絡センターと平成22年度末に共用化について合意し、平成24年3月より事務所の共用を開始した。	
08		東海北陸支部（分室）の在り方を検討	23年度以降実施	東海北陸支部（分室）について、廃止も含めて検討する。	1a	23年度末に東海北陸支部（分室）（愛知県名古屋市の）を廃止。	

No.	29	所管	文部科学省	法人名	日本学生支援機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	奨学金貸与事業	延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。	1	<p>機構に設置した学校関係者、学識経験者、金融関係者、法曹関係者等からなる「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の効果的な回収方策等について検討を進め、報告書を取りまとめた（「日本学生支援機構の奨学金返還促進策について」平成20年6月10日）。同報告書の提言を踏まえ法的措置の徹底、民間委託の推進、個人情報情報機関の活用などの改善方策を平成20年度から順次実施するとともに、第2期中期目標・中期計画（平成21年度～25年度）等に反映させた。</p> <p>返還金の回収状況については、平成21年度に設置した外部有識者等からなる「返還促進策等検証委員会」において、外部シンクタンクによる分析を活用しつつ、返還促進等の取組みの効果等を検証し、その結果を踏まえ各種改善方策を実施している。</p> <p>平成24年度に文部科学省に設置された「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」が取りまとめた報告書の指摘を踏まえ、平成25年度に債権回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等を検討することを目的とし、前記の「返還促進策等検証委員会」を一層充実させ「債権管理・回収等検証委員会」を設置した。</p>	
2	事務及び事業の見直し	留学生支援事業	東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含め在り方につき結論を得る。	1	<p>プラザ平成の企画・管理・運営業務について、平成19年度に内閣府官民競争入札等監理委員会の審議を経て決定した実施要項により民間競争入札を実施し、機構に設置した外部有識者からなる市場化テスト評価委員会の審査を経て平成20年度の落札者を決定した。平成21年・22年についても同様に、民間競争入札による落札者に委託し、経費削減に努めた。</p> <p>平成23年度以降の業務委託については、市場化テストを実施してきた経験を踏まえ、一般競争入札による落札者に委託している。</p> <p>プラザ平成の在り方については、必要な機能を維持しつつ会議施設等の管理運営業務を廃止し、売却も含めた資産の有効活用方策について関係機関と調整のうえ所要の措置を講ずることとし、第2期中期目標・中期計画（平成21年度～25年度）に反映させた。</p> <p>平成21年度に売却等検討のための調査研究業務を実施したところ、プラザ平成と居住棟は設備の機能及び構造等から物理的に分離することが困難であることが判明したため、プラザ平成単独での売却ではなくプラザ平成と居住棟の一体的な売却に向けて検討を進めた。また、「事務・事業の見直しの基本方針」において、留学生宿舎等は「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する」とされたことを踏まえ、平成23年度においてプラザ平成と居住棟の一体的な売却のため一般競争入札を実施したが、不落であった。</p> <p>「制度及び組織の見直しの基本方針」において、国際交流会館については「やむを得ない事情により売却が困難なものについては、廃止の進め方について現行中期目標期間終了時まで結論を得る」とされていることから、東京国際交流館の今後の方向性と併せて検討する。</p> <p>「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、制度及び組織の見直しの基本方針は、それ以前より決定していた事項を除いて当面凍結することとされた。</p>	
3	事務及び事業の見直し	学生生活支援事業	学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。	1	<p>学生生活支援事業について、機構において、「各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する」観点から検討を行い、平成20年度までに研修事業等の整理統合等の見直しを行った。</p> <p>平成21年度に設置した外部有識者からなる「学生生活支援事業のあり方に係る有識者会議」等において研修事業の名称変更及びカリキュラムの改善等の状況を踏まえつつ、平成22年度に研修会等について精選及び改善・充実を図った。さらに、平成23年3月の審議のとりまとめの報告を踏まえて、研修事業を厳選した。（H22年度：4領域11事業 H24年度：3領域5事業）</p>	

4	事務及び事業の見直し	市場化テストの拡大	国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。	1	<p>広島国際交流会館については平成20年度、大阪第二国際交流会館については平成21年度、兵庫国際交流会館については平成22年度から、管理・運営業務について内閣府官民競争入札等監理委員会の審議を経て決定した実施要項により民間競争入札を実施し、機構に設置した外部有識者からなる市場化テスト評価委員会の審査を経て決定した落札者に委託し、経費節減に努めた。</p> <p>(参考)市場化テスト対象国際交流会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島国際交流会館 (H20.4~H23.3) ・兵庫国際交流会館 (H22.4~H24.3) ・大阪第二国際交流会館 (H21.4~H24.3) <p>平成22年4月に実施された政府の行政刷新会議の事業仕分けにおける評価を踏まえ、平成22年9月に公表された文部科学省の取組方針において、国際交流会館等留学生寄宿舎等については、原則として平成24年3月末に機構の事業としては廃止し、留学生寄宿舎機能の維持を前提に、大学、自治体、民間に売却を進めることとされた。また、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、平成23年度中に講ずべき措置として、留学生寄宿舎等(国際交流会館等)の設置・運営を廃止することとされた。平成23年度以降の国際交流会館等の管理・運営業務については、施設を売却する方向であるため、市場化テストの対象範囲及び対象施設の拡大は行わないものとされたことから、平成23年度以降の国際交流会館等における管理・運営業務については、一般競争入札による落札者に委託している。</p>
5	組織の見直し	組織体制の整理	日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。	1	<p>国費留学生や外国政府派遣留学生の受け入れを中心に行うとの観点から運営体制の見直し等について検討を行い、平成19年度末をもって私費留学生を多数受け入れていた専科課程の廃止を行うなど運営体制の見直しを図るとともに、これに伴う教職員定員削減を行った。</p> <p>また、平成21年度に東京日本語教育センターに設置したカリキュラム・教材開発室について、教材開発を進めるに当たり効率的・実践的に業務を実施していくため、平成22年度に体制の見直しを行った。</p> <p>今後も、私費留学生に係る学生数の縮減を図りつつ、高等専門学校又は専修学校への進学を希望する国費外国人留学生や外国政府派遣留学生の受け入れを積極的に行うとともに、教職員定員削減を継続的に実施し、効率的・効果的な事業実施を推進するため、組織・運営体制の改善を図ることとしている。</p> <p>(教職員の定員：H19年度49名 H25年度39名)</p>
6	組織の見直し	人員、組織の徹底したスリム化	奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。	1	<p>機構に設置した「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において、奨学金の回収業務に係る民間委託の推進のあり方について検討を行い、平成20年6月に報告書を取りまとめ、これに基づき平成21年度から回収効果の見込める初期延滞債権について重点的に民間委託を実施するなど、奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、組織の簡素化を図った。</p> <p>平成22年9月に文部科学省に設置された外部有識者による検討チームにおいて取りまとめられた「独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業運営の在り方に関する有識者による検証意見まとめ」における指摘を踏まえ、3ヶ月以上延滞債権に係る回収委託を強化するなど、積極的に競争入札による民間委託を行うとともに、平成23年4月に、監事事務局の設置、留学生事業部門及び学生生活事業部門の見直し、管理職の削減など、更なる合理的、効率的・効果的な業務管理を進められるよう組織改編を行った。</p> <p>奨学金の回収業務等の民間委託の結果を踏まえ、組織の更なる簡素化を図った結果、平成25年7月1日時点での職員数は479人となっており、第1期中期計画開始時の職員数(542人)と比べ、1割強の職員数を削減した。</p>
7	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	<p>東京日本語教育センターは学校教育法に基づき所轄庁(東京都)から認可を受けた各種学校として認可基準に基づき校地・校舎は自己所有する必要があることに留意しつつ、23区内の国際交流団体等の要望を把握するためのアンケート調査も行って、機構においてワーキンググループを設置して施設の有効活用方策の検討を行った。この結果、学生ホール等の施設について、平成21年度より本来の教育活動に支障のない範囲で地域に開放してその有効活用を図ることとし、施設利用のPRを行い、地域の国際交流関係の団体が実施する留学生との交流事業等での貸し出しが行われている。</p> <p>(利用件数：平成22年度75件、平成23年度31件、平成24年度59件)</p>
8	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	<p>市谷事務所の在り方については、保有形態をより具体的に想定する等、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、調査・研究を行った。この結果を踏まえ、本部事務所及び他の都内事務所の在り方も含めて検討し、当面は現状を維持する方がコスト的にも優位であるとの一定の結論を得た。</p>

9	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。	1	<p>国際交流会館の会議室等附属施設について、地域に積極的に開放して交流・研修等の活動の場を提供することとし、対象とする会議室等附属施設全体で、年間稼働率を第2期中期目標期間中に年間50%以上地域に開放することとした。（平成20年度実績は43%）</p> <p>国際交流会館等の施設等を利用し、地域ボランティア等と連携・協力して多様な国際交流事業を実施するとともに、国際交流会館の附属施設（多目的ホール、会議施設等）の利用について地域に周知し、開放している。</p> <p>（稼働率：平成22年度44.8%、平成23年度52.6%、平成24年度56.9%）</p>	
10	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得よう検討する。	1	<p>平成20年度に、機構においてプロジェクトチームを設置して検討を行い、高円寺宿舎については、売却により同宿舎の貸倒引当金充当財源計上額に足りる売却収入が見込まれる場合には処分を行い、その売却収入は当該引当金の財源とすることとした。その後、複数の民間事業者より貸倒引当金充当財源計上額を上回る金額での譲渡の希望があったため、平成23年2月に一般競争入札を実施し、平成23年3月に民間事業者に売却した。</p>	

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	海洋研究開発機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 現在は不要資産が無いため、該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	● 現在、不要な施設等はない。 不要な施設等が生じた場合は、独立行政法人通則法に基づき、速やかに手続きを行う。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	● 物品検査や減損調査等により資産の使用状況について引き続き確認を行っているところ。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 東京事務所(西新橋)については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 東京事務所(西新橋)については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	● ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	● 職員研修・宿泊施設が無いため、該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● むつ研究所について、施設の集約化を図り、宿泊施設及び事務棟を平成22年7月に廃止した。その結果、経費が1年当たり9,332千円削減された。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 機構ホームページにおいて「入札参加者心得」を引き続き掲示し、入札への参加条件を広く公表している。また、入札や各種公募の掲載情報等を配信する「調達情報メールマガジン」を行っており、約1,120者に配信して、応札者の増加等に努めている。</p> <p>(金額ベース(単位:千円))</p> <p>平成23年度 一般競争等17,784,779千円(73.3%)、競争性のない随意契約6,483,664千円(26.7%)</p> <p>平成24年度 一般競争等32,637,181千円(95.8%)、競争性のない随意契約1,427,317千円(4.2%)</p> <p>平成25年度 一般競争等47,347,816千円(94.8%)、競争性のない随意契約2,595,271千円(5.2%)</p> <p>(件数ベース(単位:件))</p> <p>平成23年度 一般競争等448件(73.1%)、競争性のない随意契約165件(26.9%)</p> <p>平成24年度 一般競争等505件(81.2%)、競争性のない随意契約117件(18.8%)</p> <p>平成25年度 一般競争等694件(83.9%)、競争性のない随意契約133件(16.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、海洋研究開発機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を引き続き公開している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 関連法人との競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約は行っていない。</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 平成22年12月に文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合において、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策について検討し、取りまとめたベストプラクティスの中からの抽出・実行について、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。この結果、納入実績に係るデータベースを活用し、調達価格・内容の参考としている。また、法人の調達情報ウェブページにおいて相互リンクを貼ることや法人の調達情報メールマガジンで相互に紹介を行うことにより応札者の増加を図っている。さらに、機構独自のコスト削減策として平成24年11月よりNET調達システムを導入し、事務用品の安価な調達と在庫縮減を進めている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 調達に係る仕様要件については可能な限り競争性を保つよう、契約監視委員会で仕様内容の確認を受けるなど随時見直しを行っている。また、前記の研究開発調達検討会合後に運用を開始した納入実績に係るデータベースを活用し、調達価格・内容の参考にす取組などを実行に移し、適正価格の把握に努めている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 本法人の実施する研究開発業務は定型化されたものではなく、創造性・独創性等を重視しつつ、非定型業務について継続的かつ機動的に実施するものであり、各機関共通で一般的に実施している横断的業務でもないため、官民競争入札等の対象ではないと考えているが、機構内における清掃や警備業務、受付業務等については、経費効率化の観点から、アウトソーシングを行っている。 また、これまでに業務フローの見直しの一環として、「間接業務アウトソーシング余地調査」を実施しており、その結果を受けた一部業務の民間委託実績があるほか、所内基幹システムについてはIT化を推進し、効率化を実現した。さらに、業務の効率化を目指し、報道課を経営企画部から広報部へと再編するとともに、複数部署に分散していた人事管理機能を人事部に集約することで統合化、合理化を推進した。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 業務ネットワーク機器等保守及びセキュリティ監視業務について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定)及び総務省の「調達に関する新たなルール」の検討状況を踏まえ、民間競争入札の実施等について検討を行う。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	

<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について(ガイドライン)」に基づき、公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 監事監査規程等に基づき監事による監査を行い、書面および担当者へのヒアリングを通して厳格にチェックを行っている。また、中期計画に則り、毎年の給与水準について、機構の業務を遂行する上で必要となる事務・技術の資質、年齢構成、学歴構成、人員配置、役職区分、在職地域等を検証した上で、国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在を考慮し、国民の理解を得られる水準となっているか点検を行い、独立行政法人評価委員会にてチェックを受けている。さらに、検証結果や給与規程等については公表している。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費については、食堂運営費を見直し廃止した。また、給与振込口座については一人一口座化し振込手数料を削減、海外出張旅費については支度料を廃止し、さらに支給区分を国家公務員に準じたものとなるよう改正したうえで、運用においてもパック旅行の積極利用に取り組むなど、更なるコストダウンを図っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 業務計画の策定にあたっては、事前に担当役員へ方針を説明し、計画をチェックしているほか、経営管理部門や経理部門から成る担当チームがコスト削減、業務効率化、過年度の費用実績なども踏まえてヒアリングを行い、無駄や重複の排除といったコスト管理・プロジェクト管理に取り組んでいる。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 必要となる体制や組織は平成21年度に整備済みであり、平成22年度以降は内部統制やガバナンス強化のために「リスクマネジメント基本方針」や関連する規程類を策定したほか、所内におけるリスク評価、優先課題への対応、職員向け研修などを積極的に推進している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 地球シミュレータの利用料金について、運用にかかる直接経費と一般管理費を加えた額を、提供可能な計算資源量で除算することとし、利用者には適正な負担(ノード・時間当たり3,947円)を求めている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 自己収入の拡大に取り組むため、所内の競争的資金制度「実用化展開促進プログラム」(実用化プログラム)を実施。海洋地球科学や深海バイオに関する成果を用いた製品化や特許の実施許諾に成功するなど、成果が上がっている。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 機構が保有する研究船を用いた研究航海公募について、課題選定にあたり有識者からなる第三者委員会が提案審査を行うことで公正性を担保しているほか、応募要領・審査項目・方法を機構のホームページや配布資料使用に明記のうえ公開するなど透明化に取り組んでいる。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 毎年実施している機関評価においては、有識者からなる第三者委員会(機関評価会議)のもとで、業務実績について評価するとともに、結果や指摘事項については適宜計画に反映しており、事業の進捗状況や評価結果についてはホームページにおいて公表している。</p>

No	30	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
----	----	----	-------	-----	----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01	地球環境変動研究	研究プロジェクトの重点化	23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、次世代モデル研究については見直しを行う。また、地震研究については、防災科学技術研究所との統合を念頭に、更に緊密な連携を進める。さらに、プレカンブリアンエコシステムラボユニットに関する研究について、その内容を見直す。	1a	各研究プロジェクトについては、平成26年度から開始した第3期中期計画の策定過程で大幅に見直した。これにより、当機構は国家的・社会的ニーズを踏まえた出口志向の重点研究開発を実施することとし、既存の事業はこれらを組織横断的に推進する7つの中期研究開発課題へと重点化した。 このうち、地震研究については、独立行政法人改革等における基本的な方針（平成25年12月24日）に基づき、「南海トラフ海域において整備を進めている地震・津波観測監視システム（DONET）について、その整備が終了した際には、同システムを防災科学技術研究所に移管する。」「防災・現在分野における防災科学技術研究所との人事交流を促進するなど、同研究所との連携をより一層強化する」とされた。当機構は既に防災科学技術研究所との間で既に観測データの相互利用協定（平成23年3月）を締結し、相互連携を図っているところであるが、例えば、同システムの移管については連絡会（理事級）を平成26年1月より3回開催したのち、「防災科研・海洋機構連携推進協議会」（理事級）設置を決定し、協議会を開催している。さらに、協議会の下にWGを設置し、これまでに2回開催、同システムの移管について調整を進めている。また、両機関に精通する有識者を当機構の招聘上席技術研究員及び防災科学技術研究所の客員研究員として迎え、両機関の研究協力の具体的アドバイスなどを通じた、連携強化を図っているところである。 なお、5～10年先に予想されるコンピュータ性能の向上を見こした次世代モデル研究については、平成23年度に廃止済みであり、プレカンブリアンエコシステムラボユニットは第3期中期計画策定の中で見直し、平成26年3月末をもって当該ユニットを廃止した。	
02	地球内部ダイナミクス研究						
03	海洋・極限環境生物圏研究						
04	海洋に関する基盤技術開発						
05	深海地球ドリリング計画推進	研究プロジェクトの重点化	23年度中に実施	深海地球ドリリング計画推進及び地球内部ダイナミクス研究については、平成21年11月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。	1a	地球内部ダイナミクス研究については、平成21年度の事業仕分けを受け、人件費等の固定経費を除いた研究費について半減とし、平成22年度要求額より202,141千円を削減したところ。また、平成22年度の指摘を受け、研究費のさらなる削減を図り、平成23年度要求額より19,988千円を削減した。（平成23年度予算額は、平成21年度予算額と比較して、248,678千円を削減） 深海地球ドリリング計画推進については、平成21年度の事業仕分けを受け、日米を中心とする24カ国が参加する国際約束（統合国際深海掘削計画）に反しない範囲で運航関連経費などを削減し、平成22年度要求額より539,014千円を削減したところ。また、平成22年度の指摘を受け、同国際約束の履行に支障のない範囲で、国内研究者に対する支援体制を見直すとともに、外国人掘削要員から人件費単価の安い日本人掘削要員への変更をより一層進めるなどにより、平成23年度要求額より202,569千円を削減した。（平成23年度予算額は、平成21年度予算額と比較して、1,862,134千円を削減）	
06	地球シミュレータ計画推進						
07	科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者等への施設・設備等の共用						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
08	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	東京事務所（西新橋）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化する。	1a	東京事務所（西新橋）については廃止し、平成23年3月末までに、日本原子力研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が1年当たり63,423千円削減された。	
09		海外事務所の見直し	ワシントン事務所について、廃止又は規模縮小及び他の研究開発法人との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	ワシントン事務所については、平成23年3月末に廃止した。その結果、経費が1年当たり29,060千円削減された。	
10	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
11	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a		

No.	30	所管	文部科学省	法人名	海洋研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	----------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	事務及び事業の見直し	使命の明確化等	1	理事長のリーダーシップのもとで、当機構が今後15年間程度に取り組むべき内容と進むべき方向性、役割を内外に示すべく、平成24年度にJAMSTEC長期ビジョンを策定した。長期ビジョンは海洋立国日本の実現に向けて、海洋研究開発機構が国の政策・施策、社会に貢献すべき内容を明確化したものであり、外部に向けて公表するとともに、JAMSETCアドバイザー・ボード（JAB）による国際レビューを受けた。今後、JABの助言・提言を次期中期計画策定に活用し、研究の重点化と明確化を進めていくこととしている。	
2	事務及び事業の見直し	使命の明確化等	1	研究の必要性や得られた成果については速やかに社会へ還元するべく、すでに専門部署を設置し、対応にあたっているところであるが、普及広報機能については、その重要性を鑑み、社会還元を念頭に強化するため、関連組織を平成25年10月に集約・再編することとしている。	
3	事務及び事業の見直し	研究開発プロジェクトの進行管理	1	海洋研究開発機構では、研究開発プロジェクトについて、毎年行われる文部科学省独立行政法人評価委員会の評価を受け、役員及び担当管理部門が前年度の評価結果等を踏まえ、コスト面や事業実施の可否等について検討した上で予算配分を行っている。また、期中にはその進捗状況等詳細をヒアリング等により確認し、必要に応じて予算資源の再配分を行うとともに、予算の執行状況等について月ごとに役員に報告するなど、機構全体として予算の執行を含む進行管理について厳格な管理に努めている。なお、深海地球ドリリング計画については、ロードマップ等を作成し進行管理を行うとともに、HP掲載やプレス発表、報告会等において、その進捗状況や成果等を示しているところ。今後も、プロジェクトの進行管理をより徹底するとともに、国民に分かりやすい形での研究成果等を示すことができるようHP掲載等の内容の改善を図っていく。	
4	事務及び事業の見直し	科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者への施設・設備の供用事業	1	「地球シミュレータ」の今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するのみにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努める。	
5	組織の見直し	法人形態の見直し	-	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において再整理されている。	-
6	組織の見直し	組織体制の整備	2	整理合理化計画が策定された平成19年以降、東日本大震災の発生や海底資源探査の重要性の飛躍的な増大など、海洋研究開発機構の船舶運用の在り方については、公募利用も含め、取り巻く状況や社会要請の内容が劇的に変化した。平成25年度はこうした事情等について、中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し審議の過程で、総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会へ説明を行い、一定の理解を得た。このため、平成26年度より開始した第3期中期計画では「学術研究課題の審査等の一元化については、引き続き検討を進め、第3期中期目標・中期計画期間（平成26～30年度）において早期に結論を得るものとし、得られた結論に基づき、機構の予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図ることとする。」としたところ。	業務全体の効率化を図ることを念頭に、船舶利用公募の運用方法について検討し、早期に結論を得る。
7	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	3	今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始時期の検討を踏まえ、室戸岬沖海底ネットワークシステムの廃止時期を検討中。	当該海域にて運用予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始時期と併せ、検討を進めているところである。
8	組織の見直し	支部・事業所等の見直し	1	むつ研究所については、利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所に事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図る。	
9	運営の効率化及び自律化	業務運営体制の整備	1	海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船（2隻）については、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行う。	
10	運営の効率化及び自律化	研究成果の社会への還元	1	現在、海洋研究開発機構において、研究情報の公開や成果の普及・活用の促進のため、HP掲載やプレス発表、報告会等を行い、研究の必要性を示すとともに、成果の社会還元等を目指しているところ。今後も、より国民に分かりやすい形で、研究の必要性やその成果等を示すことができるようHP掲載等の内容の改善を図ることとする。	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立高等専門学校機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
資産・運営の見直しについて 1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>指摘を受けた2団地(長野高専黒姫団地、鳥羽商船高専神奈川団地)については、いずれも後援会からの寄附財産であったことから、売却については両後援会に対し説明を行い、了承を得た上で、平成24年3月30日付けで文部科学大臣に不要財産の処分認可を受けた後、速やかに、譲渡に向けた契約手続きを行ったところである。</p> <p>具体には、神奈川団地については、市からの要望を踏まえ、公共事業の用に供する事業者へ売却を行った。また、黒姫団地については、一般競争の公告を行ったが購入意思を示す者が現れず、引き続き売却に向けた新たな方策についても検討しつつ、併せて再度の公告手続きを定期的に行っているところである。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>独立行政法人通則法の改正に伴い、平成18年度に売却した富山商船高専の用地にかかる売却益について国庫納付を行った。</p> <p>また、平成25年度においては、上記鳥羽商船高専の用地にかかる売却益について国庫納付を行った。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>保有資産については、定期的に各高専において管理等を含めた不断な見直しを行っている。また、平成25年度は、高専機構本部が各高専の土地を含めた全ての保有資産の利用状況を把握し、各高専及び高専機構本部としての自主的な点検・見直し体制を整備したところであり、継続的にその取組状況等を確認していくこととしている。</p> <p>保有特許についても、産学連携・地域連携・知的財産委員会において見直しを行っている。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>本機構の事務所は、東京工業高等専門学校と同一敷地内に設けている。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>東京事務所(田町)については廃止し、平成23年4月25日より他機関(物質・材料研究機構、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>本機構は海外事務所を保有していない。</p>

<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>本機構は職員研修・宿泊施設を保有していない。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>職員宿舍については、各高専の職員宿舍に対する実態把握・ニーズ把握を行うとともに、効率的・合理的な運用の観点から検討を行っている。 一方で、「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)に基づき、改めて職員宿舍の必要性を見直すことが求められたため、平成26年3月に「独立行政法人国立高等専門学校機構の今後の職員宿舍の在り方」を策定したところであり、これを踏まえ、高専機構としての見直し計画を策定していく予定である。</p>
<p>3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等</p>	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>機構内に契約監視委員会を設置し、同委員会における審議をもとに、契約状況の点検・見直しを行っている。 また、その点検結果を各学校に周知徹底するほか、適宜契約マニュアル等の作成・改訂等に取り組むなど、より一層の競争性・透明性の確保に努めている。 なお、平成25年度においては、競争性のない随意契約243件のうち、234件が光熱水費など供給者が一者に限られているものである。 [金額ベース(単位:千円)] 一般競争等 38,752,205千円(94.1%)、競争性のない随意契約2,449,753千円(5.9%) [件数ベース(単位:件)] 一般競争等2,573件(91.4%)、競争性のない随意契約 243件(8.6%)</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<p>契約に係る情報の公開</p>	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。 このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立高等専門学校機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>関連法人との間において、契約等は行っていない。</p>

調達の見直し	
各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	業務改善委員会において、各高専の共同調達について検討を進め、実施可能なものから順次実施している。また、東京事務所においては、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については共同契約を行っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	本機構は研究開発事業を実施していない。
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	以前より警備、清掃等の業務については外部委託を行っているほか、経費効率化の観点から、給与業務の一部についてアウトソーシングを行っており、今後とも国や他法人等の事例を参考にしつつ検討していくこととしている。
「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ、複数年度契約、共同調達方式や総合評価方式の導入を行い、契約の効率化を図っている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
人件費の適正化	
独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	
国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	引き続き、6月中に公表を行うこととしている。
給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	給与水準については毎年監事に報告し、チェックを行っており、今後も引き続き厳格にチェックを行う。また、独立行政法人評価委員会国立高等専門学校機構部会の年度評価によるチェックも引き続き行っていく。

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費については、国家公務員に準じて設定している。 給与振込に係る手数料は0円で機構の負担はない。 海外出張旅費については、更に経費を削減する観点から、格安航空券を利用している。 職員の諸手当については、基本的には国家公務員に準じて設定している。また、専攻科長等手当、衛生管理者手当については国立大学法人を参考に設定している。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	運営費交付金については、中期計画における算定ルールに沿って効率化係数等に基づき削減を行うとともに、事業費等については、機構内で所要額の見積りの考え方について検討を行い、必要な経費を積算段階から精査するなど、予算の透明化・合理化を図っている。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	高専の業務に精通した事務部長経験者を再雇用して監査室に配置するなど、監査事項の整理や監査事項のチェックシート、公的研究費に関する内部監査マニュアル等作成するなど、内部監査業務を的確に実施する体制の整備に努めている。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	受託研究・受託事業等の獲得につとめ、外部資金による収入の拡大を図っている。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	高専の研究成果をシーズ集としてとりまとめて地域企業に配布するなど、自己収入の拡大に取り組んでいる。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	本機構は複数の候補案件からの選択を要する事業を実施していない。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	本機構は複数の候補案件からの選択を要する事業を実施していない。

No	31	所管	文部科学省	法人名	国立高等専門学校機構
----	----	----	-------	-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 国立高等専門学校の設置・運営	国立高等専門学校の高度化再編	22年度から実施	各地域のニーズや入学志願者の動向等を踏まえた上で、個々の高等専門学校の自主性・自律性等を尊重しつつ、引き続き国立高等専門学校の高度化再編の可能性を検討する。	2a	各高専において所在地域の自治体や企業等のニーズを懇談会やアンケート、ヒアリング等により把握しており、地域産業にかかわる新分野や融合複合新分野への展開を期待する声が大い。 入学志願者の動向について、全体の志願倍率は1.82倍と前年度とほぼ変わらず、最も低い高専1.09倍で、当該高専の所在する地区の公立高校の平均倍率1.05倍と同程度であった。 以上を踏まえ、より地域のニーズに適合するよう、学科の再編を含め高度化再編の可能性について検討を行っており、平成23年度に「今後の国立高等専門学校の在り方について（中間まとめ）」を作成、平成24年度初めの全国高専校長会議においてこれを示し、各高専と今後進むべき方向性について、課題認識の共有を図った。	引き続き高専教育の高度化を図り、実践的技術者の養成を行うこととしている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
02 事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（田町）を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。	1a	東京事務所（田町）については4月30日をもって廃止し、借上面積を縮減した上で、平成23年4月25日より他機関（物質・材料研究機構、教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所）とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。	
03 保有資産の見直し	研修・宿泊施設の売却	23年度中に実施	長野工業高専黒姫団地、鳥羽商船神奈川団地を売却する。ただし、後援会からの寄付により取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについては検討する。	2b	指摘を受けた2団地（長野高専黒姫団地、鳥羽商船高専神奈川団地）については、いずれも後援会からの寄附財産であったことから、取得した経緯に留意しつつ、売却収入の扱いについて検討を行い、当該財産の処分の取扱いを、売却収入が高専機構に残らない「不要財産の処分」とするか、半額が高専機構の収入となる「重要な財産の処分」とするかについて、関係省庁間で確認・検討を行った結果、「不要財産の処分」として取扱うこととなった。 寄附元である各後援会に対しその旨説明を行うなど、調整に時間を要したため売却時期が遅れたが、平成24年3月30日付けで文部科学大臣に不要財産の処分認可申請を行い、処分認可を受けた後、神奈川団地については、市からの要望を踏まえ、公共事業の用に供する事業者へ売却を行った。なお、文部科学大臣の通知に基づき、平成25年7月に国庫納付を行った。また、黒姫団地については、一般競争の公告を行ったが購入意思を示す者が現れなかった。	黒姫団地については、売却に向けた新たな方策についても検討しつつ、併せて再度の公告手続きを定期的に行っていく。
04 職員宿舎の見直し	借上宿舎に係る上限額の設定	23年度中に実施	借上宿舎に係る上限額の設定について、管理部門の経費を縮減する観点から扱いを検討する。	1a	平成22年度中に民間借上宿舎に係る月額賃料の上限値を単身宿舎6万円、世帯宿舎10万円（東京23区内は単身宿舎8万円、世帯宿舎12万円）と設定し、独立行政法人国立高等専門学校機構宿舎取扱要領の所要の改正を行い、平成23年4月1日から施行した。	

No.	31	所管	文部科学省	法人名	国立高等専門学校機構
-----	----	----	-------	-----	------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	国立高等専門学校の配置の在り方の見直し	入学志願者数の動向やニーズを踏まえた配置の在り方を検討し、所要の結論を得る。	1	中央教育審議会の答申「高等専門学校教育の充実について」（平成20年12月24日）において、「高等専門学校はそれぞれの地域の高等教育機関として重要な役割を果たしており、今後地域のニーズに対応した教育研究活動を強化し、教育の質の一層の向上を図っていくためには、地域における15歳人口の動向、入学志願者の動向を踏まえた入学者の質の確保の必要性など地域の実情を十分考慮に入れつつ、必要に応じ、本科・専攻科の規模を含め、組織体制の整備・充実について検討していくべき」との指摘がなされた。 この指摘を踏まえて、平成21年10月に4地区の8高専を高度化再編し、新しい高等専門学校（仙台高等専門学校、富山高等専門学校、香川高等専門学校、熊本高等専門学校）を設置した。	
2	事務及び事業の見直し	専攻科の見直し	職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校の設置目的やニーズを踏まえ、本科卒業後の編入学先として国立の技術科学大学が設置されていることや、一般大学へ編入学する者も半数近く存在することとの関係を整理し、役割や位置付けを明確化した上で、必要な教育研究機能等を検討し、所要の結論を得る。	1	中央教育審議会の答申「高等専門学校教育の充実について」（平成20年12月24日）において、技術科学大学や一般大学への編入学、専攻科の役割について整理し、明確化している。また、専攻科については「高等専門学校の組織体制の見直しと合わせ、地域や各高等専門学校の実情に応じ、入学定員の拡充も含め、専攻科の整備・拡充を図っていくことが適当である」「専攻科の教育研究機能の充実を図るべきである」との指摘がなされた。 この指摘も踏まえて、平成21年10月に4地区8高専の専攻科の高度化再編を行うとともに、平成21年4月からは、国立高等専門学校で唯一専攻科を設置していない沖縄工業高等専門学校に専攻科を設置した。	
3	組織の見直し	組織体制の整備	事務職員については、本部における資金管理等業務の一元化や各学校事務部における2課体制への移行を確実に進めることにより、削減する。	1	各学校において、より効率的な管理運営体制を構築するため庶務課、会計課、学生課の3課体制を庶務課と会計課を総務課として統合し、総務課、学生課の2課体制とすることを決定し、平成20年4月をもって、全ての事務部において2課体制に移行したところである。 本部事務局での業務の一元化については、平成19年度までに共済事務、人事給与業務について行ってきたところであるが、平成20年4月から全ての資金の支払い業務、学納金の収納業務、旅費業務についても一元化を行った。 以上の取り組みなどにより、事務職員数は、平成16年度に1,771名であったのが、移行が完了した平成20年度には1,628名と143名減少した。	
4	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	実施する研究については、共同研究、受託研究等の受入れなどにより、外部資金の獲得に積極的に取り組む。	1	国立高等専門学校の持つ知的資源を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取り組みを促進している。共同研究、受託研究等の促進に向けた各種取組により、平成16年度の法人化以降、外部資金の獲得は着実に成果を上げている。 (参考)平成16年度実績 共同研究：409件 287,556千円 受託研究：155件 412,742千円 平成24年度実績 共同研究：778件 266,043千円 受託研究：320件 601,549千円 また、各高専の研究成果・技術成果を実用化に結びつけるため、特色ある研究成果を社会にアピールする場として、全国高専テクノフォーラムを実施したほか、各地区においても研究発表会を開催し、企業関係者を招いて高専と産業界との産学官連携について情報交換を行っている。 その他には、機構本部・各高専がそれぞれ教員の研究分野・研究活動の成果を取りまとめたシーズ集やパンフレットを作成し、各種イベントを通じて企業等に配付しているほか、企業等とのマッチングイベントである新技術説明会の開催や、「イノベーション・ジャパン」等の産学連携イベントに参加・出展し、高専の研究成果の情報発信を図り、技術移転の推進並びに地域企業と連携する受託研究、共同研究の増加に努めている。	

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	大学評価・学位授与機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
<p>資産・運営の見直しについて</p> <p>1. 不要資産の国庫返納</p>	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>利益剰余金については、平成25年度期末決算において116,984千円発生した。当該利益剰余金は、平成23年度において、不要物品の売却を行ったため生じた積立金と、第2期中期目標期間中に生じた退職手当の執行残や既存経費の見直しを行い業務効率化に努めたこと等により発生した運営費交付金の残である。</p> <p>なお、当該利益剰余金については、第2期中期目標期間の終了に伴う積立金として、平成26年7月4日に国庫納付を行った。</p> <p>機構は大学等の評価業務を行っており、その実務を担うには、大学等の状況を把握した人材を配置する必要があることから、職員は大半が全国の国立大学等(毎年度、概ね40～50機関から50人程度)からの人事交流者(異動サイクルは2年から3年の短期)であり、異動にあたってはその多くが転居を伴う転勤等を行わなければならない職員である。</p> <p>そのため事務・事業の円滑かつ適切な遂行にあたっては、全国規模での職員異動を伴うため、宿舍提供が必要不可欠である。</p> <p>なお、独立行政法人整理合理化計画を受け、小平第二住宅については入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、売却等の措置を検討する旨を年度計画に定めているが、平成25年度の平均入居率は89.3%であったため、売却等の措置を検討する事態には至らなかった。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>不要となった職員宿舍については、整理合理化計画において、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には売却等の措置を検討するとされている。平成25年度の平均入居率は89.3%であったため、売却等の措置を検討する事態には至らなかった。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>機構が保有する実物資産(小平本館、竹橋オフィス、職員宿舍等)及び知的財産は、その必要性について、機構内に設置された自己点検・評価委員会等の場において不断の検討を行っている。</p>
<p>2. 事務所等の見直し</p>	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>

<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>機構が保有する小平本館については、大学等評価事業や学位授与事業等の業務を実施するために国から出資された資産であり、職員の執務室の他、会議室は業務実施にあたっての会議や研究会、打合せ等に使用しており、業務を円滑に実施するために必要である。</p> <p>国立大学財務・経営センターとともに機構が保有する学術総合センターの一部を、平成23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化が図られた。</p> <p>機構が保有する職員宿舍について、独立行政法人整理合理化計画により、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討するとされているところ、平成25年度の入居率は年間平均89.3%であったため、売却等の措置を検討する事態には至らなかった。</p>

3. 取引関係の見直し
 随意契約の見直し等

各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

以外、原則として一般競争入札に移行し、随意契約の状況については、契約監視委員会において競争契約に変更する余地はないか厳格に点検・見直しを行うなど、計画に基づく取組を着実に実施した。

なお、随意契約の件数は、平成25年度は8件(平成24年度:4件)であったが、昨年度と同様、契約の内容等が特定の者からでなければ調達することができず、真にやむを得ないもののみとなっている。

1者応札・応募への対策として、入札公告を機構のウェブサイトに掲載、機構と文部科学省のウェブサイトを相互にリンクして情報提供、業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、公告期間を長く設定、契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を継続的に行っている。

入札参加条件の緩和や、事前提出書類の見直し、入札説明書の郵送などの入札参加希望者の負担軽減や入札参加機会の確保を図るため、平成22年度から行っている業者に対するアンケート調査を引き続き実施し、入札者が参加しやすい環境整備に努めた。

[平成22～25年度の状況]

(金額ベース(単位:円))

H22年度	一般競争等	204,597千円(78.9%)、	競争性のない随意契約	54,709千円(21.1%)
H23年度	"	198,387千円(88.0%)、	"	27,173千円(12.0%)
H24年度	"	316,347千円(94.1%)、	"	20,011千円(5.9%)
H25年度	"	290,101千円(90.3%)、	"	31,128千円(9.7%)

(件数ベース(単位:件))

H22年度	一般競争等	30件(76.9%)、	競争性のない随意契約	9件(23.1%)
H23年度	"	23件(79.3%)、	"	6件(20.7%)
H24年度	"	15件(78.9%)、	"	4件(21.1%)
H25年度	"	21件(72.4%)、	"	8件(27.6%)

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

記載不要

契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、関連法人以外の法人を含め、大学評価・学位授与機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>関連法人なし。</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>学術総合センター内に設置するサテライトオフィス(竹橋)においては、同センター内にオフィスを設置する法人間により、消耗品、清掃及び廃棄物処理業務、建物管理業務等について共同調達を実施している。また、小平(本館)地区にあっては、隣接する他法人との間において、構内警備業務について共同実施を進めている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>機構の事業は法第2条第4項にいう公共サービスではないため、官民競争入札等の対象ではないと考えているが、恒常的なルーチン業務のうち、大学等評価事業や学位授与事業等の業務を実施するにあたってのデータ入力等の事務補助業務、情報システム管理運用業務、小平本館の施設管理業務及び清掃業務等については、経費削減・効率化の観点から、一般競争入札により業者を選定し、アウトソーシングを行っている。</p>

<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。</p> <p>契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、機構のウェブサイト及び文部科学省のウェブサイトへの掲載、審査基準を競争参加者へ配付など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。</p> <p>1者応札・応募への対策として、入札公告を機構のウェブサイトに掲載、機構と文部科学省のウェブサイトを相互にリンクして情報提供、業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、公告期間を長く設定、契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化</p>	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>記載不要</p>
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>記載不要</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>記載不要</p>
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、機構長、理事及び監事の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、機構ウェブサイトにおいて個別の額を公表している。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>監事監査において、国家公務員に比べ給与水準が適切であるかどうかについてチェックを行うとともに、年度計画に定めた人件費削減計画どおりに削減がなされているかどうかについて併せてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会においても、その給与水準の適切性について確認している。</p>
<p>管理運営の適正化</p>	
<p>業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>記載不要</p>

<p>法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>法定外福利厚生費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じ、その実施にあたっている。 平成25年度の法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、婦人科がん検診、インフルエンザ予防接種希望者に対する補助等の支出実績がある。また、海外出張においては、極力、安価な格安航空券を手配するなど、海外出張旅費の削減を図っている。</p>
<p>また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするため、機構内で予算ヒアリングを実施し、必要な経費を積算段階から精査するとともに、執行段階においても四半期毎に行う予算の執行状況に関する調査結果に基づき再配分を行い、効率的・効果的な執行を行うなど、予算の透明化、合理化を図っている。</p>
<p>組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>平成23年4月より、監査業務に特化した独立の部署として、理事直轄の監査室を設置した。 (新)監査室 (旧)企画監査課 室長1名 課長1名 監査係2名 企画係4名 監査係2名</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>大学及び高等専門学校機関別認証評価に係る手数料について、民間の認証評価機関とのイコールフットイングを図るとの方針が示されたことを受けて、平成23年度から手数料を段階的に引き上げ、平成25年度から手数料収入により事業を実施している。</p> <p>省庁大学校修了者への学位授与については、平成23年度より、事業費用と学位審査手数料収入の収支均衡を図って国費投入を行っておらず、引き続き、収支均衡に努める。</p> <p>学位審査手数料については、学位授与事業全体について、受益者負担の観点から、平成26年度からの5年間の中期目標期間終了時までには運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げることとし、平成26年度から学位審査手数料を引き上げたところである。</p>
<p>また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>記載不要</p>
<p>出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>商標権1件及び著作権(ソフトウェア)6件を保有しているが、全て機構が業務上必要とするものであり、自己収入の拡大につながるような知的財産は保有していない。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。</p>
<p>また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>該当なし。</p>

No	32	所管	文部科学省	法人名	大学評価・学位授与機構
----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 認証評価事業 (大学等の教育研究等の総合的状況に関する評価)	民間評価機関による事業実施の検討	22年度以降実施	民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットイングを図る。	1a	・民間評価機関による事業の実施に向けて、民間認証評価機関や大学団体等の関係者間で意見調整を図った結果、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を行っていくことが必要との結論を得た。これを受けて、本機構及び民間認証評価機関からなる「認証評価機関連絡協議会」を平成23年1月に設置し、連携・協力を進めている。 ・平成23年度においては、民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた(大学：1学部あたり30万円 35万円、1研究科あたり20万円 35万円)。平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った(大学：基本費用200万円 360万円、1学部・1研究科あたり35万円 63万円、高等専門学校：基本費用160万円 240万円、1学科あたり20万円 30万円)。 ・平成25年度より、機関別認証評価事業に運営費交付金を計上せず、民間評価機関とのイコールフットイングを図った。	
02 認証評価事業 (専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)	民間評価機関による事業実施の検討	22年度中に実施	民間評価機関を含む関係者による公開の検討の場を設け、対応を検討し、結論を得る。	1b	民間評価機関を含む関係者による検討会議「独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う認証評価事業(専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価)の民間評価機関による事業実施に関する検討会議」を平成23年3月に設置し、検討を進めたところ、平成23年6月に、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を行っていくことが必要との結論を得た。(震災の影響で一時的に中断したため、結論を得る時期に遅れが生じた。)これを受け、法科大学院の認証評価を行う機関(大学基準協会、日弁連法務研究財団、大学評価・学位授与機構)で構成される法科大学院認証評価機関連絡会議を平成23年11月10日及び12月26日に開催し、評価にかかるコスト削減、評価人材の育成等、評価機関が抱える具体的課題について評価機関の現状をもとにした意見交換など協議を行っている。	
03 国立大学法人評価(中期目標期間の評価)における教育研究評価	機構が業務を独占しない評価の在り方の検討	22年末までに実施	機構が業務を独占しない評価の在り方について対応を検討する。	1a	・閣議決定については、関係評価機関から実現に向けた諸課題が指摘されたことを踏まえ、まずは、連携・共同によるノウハウの共有・蓄積等を通じ、競争的な環境の形成を図るために、認証評価機関と機構との間による「国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会」を平成23年2月に設置した。 ・これまでに、国立大学法人評価への他の認証評価機関からの参画について、認証評価機関との合意が得られ、2認証評価機関から大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の委員に就任した。その上で、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果等の国立大学法人評価への具体の活用方法等について検討を進め、検討の結果、第2期中期目標期間評価の基本方針を定める「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価実施要項」に認証評価に関する資料に基づき評価することを盛り込んだ。今後も、引き続き、認証評価機関との連携・共同を図っていく。	
	運営体制の見直し	23年度から実施	運営体制の見直し(人員減)等により事業費を縮減する。	2a	・平成28年度に実施する国立大学法人の第2期中期目標期間の評価の実施に向けて、平成20年度および平成22年度に実施した国立大学法人の第1期中期目標期間の教育研究評価と比較して事業費を縮減できるよう、いわゆる「暫定評価」の廃止、訪問調査のヒアリングへの変更、現況分析の提出資料の見直し等の評価の効率化・簡素化に係る検討を進めている。 ・国立大学法人評価における教育研究評価については、より効率的な評価を実施するための評価方法の検討や国立大学法人等へ対する説明会の実施等毎年一定の事業費が必要となるが、業務の効率化、人員削減等の実施・運営体制の見直し等により、事業費の縮減に努めている(平成28年度に実施予定の教育研究評価に向けて、平成26年度予算では準備経費等により増額となっている)。 (H22年度予算 214,155千円 H23年度予算 67,512千円[対前年度比 146,643千円、68.5%] H24年度予算 61,243千円[対前年度比 6,269千円、9.3%] H25年度予算 55,789千円[対前年度比 5,454千円、8.9%] H26年度予算 61,737千円[対前年度比 5,948千円、10.7%])	引き続き、事業費の縮減に向けた検討を着実に進める。
04 学位授与事業	自己収入の拡大	23年度から実施	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。	1a	省庁大学校の課程修了者に対する学位授与の経費については、事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入しない形での事業実施を開始。(H22年度予算 39,631千円(うち運営費交付金7,282千円) H23年度予算 31,335千円(うち運営費交付金0円)[対前年度比 8,296千円(20.9%)])	

05	調査及び研究	事業の効果的・効率的な実施	22年度から実施	引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。	2a	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度中に、更なる事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るため、平成23年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を統合し「研究開発部」に改組。 平成23年度に機構における評価事業・学位授与事業に関わる調査研究に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織である企画室を設置し、各事業に係る諸課題の把握や諸外国における質保証に関する必要な調査等について検討を行うなど、事業を効果的・効率的に実施する体制を整備した。 (関係する事業費の削減：平成22年度予算 47,572千円 平成23年度予算 36,940千円[対前年比 10,632千円(22.3%)] H24年度予算 35,093千円[対前年度比 1,847千円、5.0% H25年度予算 34,591千円[対前年度比 502千円、 1.4% H26年度予算 33,624千円[対前年度比 967千円、 2.8%])	教員及び事務職員が協働した体制を継続しつつ、評価事業、学位授与事業ならびに質保証連携事業の継続的な展開のために、各事業の基盤となる調査研究業務を一体的に実施することで、引き続き事業の効果的・効率的な実施を図る。
06	情報の収集・整理・提供	既存の大学情報データベースの廃止	23年度から実施	既存の大学情報データベースについては廃止する。	1a	平成23年度末に廃止した。(平成23年度予算 20,340千円 平成24年度予算 0千円[対前年度比 20,340千円(100.0%)])	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
07	事務所等の見直し	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施		国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、国立大学財務・経営センターとともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	

No.	32	所管	文部科学省	法人名	大学評価・学位授与機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	【認証評価業務】	民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間であっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。	1	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成23年12月7日閣議決定)を踏まえ、関係者間で意見調整を図った結果、現状では直ちに民間の評価機関のみで評価の実施を行うのは困難であり、民間評価機関のみで適切に評価の実施がなされる環境の整備のため、本機構及び民間認証評価機関との連携・協力を進めていくことが必要との結論を得た。これを受けて、本機構及び民間認証評価機関からなる「認証評価機関連絡協議会」を平成23年1月に設置し、連携・協力を進めている。 短期大学の認証評価事業については、23年度限りとした。 平成23年度においては、民間認証評価機関の手数料に準ずるよう、大学機関別認証評価の評価手数料を引き上げた(大学:1学部あたり30万円 35万円、1研究科あたり20万円 35万円)。平成24年度においては、民間認証評価機関の会費を考慮した評価手数料引上げを行った(大学:基本費用200万円 360万円、1学部・1研究科あたり35万円 63万円、高等専門学校:基本費用160万円 240万円、1学科あたり20万円 30万円)。 平成25年度より、機関別認証評価事業に運営費交付金を計上せず、民間評価機関とのイコールフットリングを図った。 	
2	【認証評価業務・国立大学法人評価業務】 事務及び事業の見直し	民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認め、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与機構の業務の効率化を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> これまでに、2認証評価機関から大学評価・学位授与機構国立大学教育研究評価委員会の委員に就任した。その上で、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果等の国立大学法人評価への具体の活用方法等について検討を進め、検討の結果、第2期中期目標期間評価の基本方針を定める「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価実施要項」に、認証評価において活用した資料やデータ等に加え、いずれかの認証評価機関が実施した評価結果も、実績報告書の根拠資料・データ等として活用することを盛り込んだ。 	
3	【学位授与業務】	業務の効率化を図り、原則として手数料収入で学位審査経費を賄うよう運営する。手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して実施している学位授与と基準の検討等の周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与と基準の検討を行うなど効率化・合理化を図り、計画的に経費の縮減を進める。	1	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度より学位授与申請者に対して課すべき学位審査手数料の大幅な値上げを実施(学士:22千円 25千円、修士:27千円 34千円、博士:60千円 67千円)。 単位積み上げ型の学士の学位授与については、国として生涯学習を推進する観点から政策的に一定の国費投入を行っているが、国費負担の減少を図るべく、平成20年度から手数料の値上げを実施するとともに、審査業務の効率化に努め、国費の負担割合を平成18年度の75%から平成24年度の66%まで縮減してきたところである。 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、省庁大学校の課程修了者に対する学位授与の経費については、事業の効率化を図り、収支均衡を実現し、平成23年度から国費を投入しない形での事業実施を開始。(H22年度予算39,631千円(うち運営費交付金7,282千円) H23年度予算31,335千円(うち運営費交付金0円)[対前年度比 8,296千円(20.9%)]) 	
4	【調査研究業務】	国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業務の効率化を図る。	1	<ul style="list-style-type: none"> 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、平成22年度中に、更なる事業の効果的・効率的な実施に向けて対応を検討し、高等教育の質保証の観点から横断的・融合的な研究開発を推進し、その研究成果の事業への反映を図るため、平成23年度から「評価研究部」と「学位審査研究部」を統合し「研究開発部」に改組。 機構の喫緊の研究課題に迅速かつ適切に対応するため、教員及び事務職員による協働組織として企画室を設置した。(関係する事業費の削減:平成22年度予算47,572千円 平成23年度予算36,940千円[対前年比10,632千円(22.3%)] H24年度予算35,093千円[対前年度比1,847千円、5.0%] H25年度予算34,591千円[対前年度比502千円、1.4%]) 	
5	運営の効率化及び自律化	【資産の有効活用】 小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。	-	<ul style="list-style-type: none"> 小平第二住宅についての平成25年7月1日現在の入居率は94.9%(39戸中37戸入居)となっている。 	今後も5割を下回らない入居率を維持するよう努める。

「資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立大学財務・経営センター

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学(東京地区)、大阪大学(大阪地区)に24年4月に売却した。</p> <p>学術総合センターの1,2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。</p>
<p>不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学(東京地区)、大阪大学(大阪地区)に24年4月に売却した。</p> <p>学術総合センターの1,2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。</p>
<p>なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>当センターが保有する実物資産(東京連絡所)は、その必要性について、センター内で不断の検討を行い、資産を有効に活用している。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図ることにより効率的な業務運営を確保し、管理部門経費を削減(年間:8,605千円)している。</p>
<p>東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図ることにより効率的な業務運営を確保し、管理部門経費を削減(年間:8,605千円)している。</p>
<p>海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>海外事務所は保有していない。</p>

<p>職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>職員研修・宿泊施設は保有していない。</p>
<p>本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>大学評価・学位授与機構とともに当センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共用化を図っている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し 随意契約の見直し等</p>	
<p>各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、一般競争入札等に移行している。</p> <p>1 社応札・応募への対策として、入札公告を当センターのホームページに掲載、文部科学省のホームページにリンクして情報提供、業務内容（仕様書）に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、公告期間を長く設定、契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p> <p>・平成22年度の状況 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等41,901千円（85.7%）、競争性のない随意契約6,966千円（14.3%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等9件（81.8%）、競争性のない随意契約2件（18.2%）</p> <p>・平成23年度の状況 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等42,260千円（90.7%）、競争性のない随意契約4,319千円（9.3%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等10件（90.9%）、競争性のない随意契約1件（9.1%）</p> <p>・平成24年度の状況 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等30,509千円（91.2%）、競争性のない随意契約2,962千円（8.8%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等5件（83.3%）、競争性のない随意契約1件（16.7%）</p> <p>・平成25年度の状況 （金額ベース（単位：円）） 一般競争入札等19,037千円（100.0%）、競争性のない随意契約0千円（0.0%） （件数ベース（単位：件）） 一般競争入札等4件（100.0%）、競争性のない随意契約0件（0.0%）</p>
<p>また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人（契約監視委員会）は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>記載不要</p>

契約に係る情報の公開	
<p>独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立大学財務・経営センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>関連法人なし</p>
調達の見直し	
<p>各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>東京連絡所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>研究開発事業を実施していない。</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。また、当センターに設置されている契約監視委員会において契約の点検等を実施している。</p>

<p>「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、原則として一般競争入札に移行している。また、当センターに設置されている契約監視委員会においても契約の点検等を実施している。</p> <p>契約状況の点検及び見直し結果や契約情報を適宜公表しているほか、公募を行う場合については、公募要領の提示、当センターのホームページへの掲載、審査基準の競争参加者への配布など、競争性・透明性の確保に関する取組を行っている。</p> <p>1社応札・応募への対策として、入札公告を当センターのホームページに掲載、文部科学省のホームページにリンクして情報提供、業務内容(仕様書)に関して簡潔・明瞭な記述となるように配慮、公告期間を長く設定、契約締結から業務開始まで可能な限り準備期間が確保できるよう日程を設定する等の対策を行った。</p> <p>監事監査において、内部統制や経費の削減状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況等の適正性の監査を実施し、また、内部監査室を設置し、業務運営の適正性、効率性及び有効性を監査するとともに、会計経理の適正性を監査している。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 人件費の適正化</p>	
<p>独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>当センターの給与制度は国家公務員に準拠しており、国家公務員給与の臨時特例措置を踏まえ、役職員の給与改定を行った。</p>
<p>国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>当センターの給与制度は国家公務員に準拠しており、国の給与構造改革に準じた給与水準の見直しに取組んでいる。なお、平成25年度の役職員給与に係るラスパイレ指数は106.3(平成24年度:108.7)であるが、これは、千葉県千葉市にある本部と東京都千代田区にある東京連絡所が勤務地となっており、それぞれ地域手当(10%及び18%)が支給されていることから国家公務員と比較した場合、高くなっている。在勤地域を勘案した指数は94.0(平成24年度:98.1)であり、地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員を下回る給与水準となっている。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>記載不要</p>
<p>各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、理事長、理事及び監事の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、当センターのホームページ等において個別の額を公表している。</p>
<p>給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>監事監査において、国家公務員に比べ給与水準が適切であるかどうかについてチェックを行うとともに、年度計画に定めた人件費削減計画どおりに削減がなされているかどうかについて併せてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会において、その給与水準の適切性について確認している。</p>

管理運営の適正化	
業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	一般管理費(退職手当を除く。)については、前年度予算に比較して3%以上の削減を図るほか、その他の事業費(退職手当を除く。)については、前年度予算に比較して1%以上の削減を図る目標を設定した。なお、人件費については、業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置を行うことにより、抑制を図っている。
法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	健康診断費用への費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。また、職員の諸手当については、従来から国家公務員に準じた規則等を制定し、その実施にあたっている。
また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	事業費等については、当センター内で所要額の見積りの考え方を十分検討し、必要な経費を積算段階から精査するとともに、執行段階においても予算の執行状況に関する確認等を実施し、効率的・効果的な執行を行うなど、予算の透明化、合理化を図っている。
組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	内部監査については、平成19年度に内部監査室を設置し、業務運営の適正性、効率性及び有効性を監査するとともに、会計経理の適正性を監査している。
5. 自己収入の拡大	
特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業は実施していない。
また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。協賛、寄附等が見込める事業は実施していない。
出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	該当なし。自己収入の拡大につながるような知的財産は保有していない。
6. 事業の審査、評価	
複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	(複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、)当センターは、効率的な事業実施や実施過程等の更なる透明化を図るため、運営評議会や国立大学財務・経営支援懇談会等有識者から成る第三者委員会を設置し、事業実施後の検証を行うとともに、新たな事業内容等を決定する際にはその検証結果を反映させる等効果的な外部評価の仕組みを導入している。
また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	該当なし。複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。

No	33	所管	文部科学省	法人名	国立大学財務・経営センター
----	----	----	-------	-----	---------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 施設費貸付事業、承継債務償還	施設費貸付事業の見直し（承継債務償還については、施設費貸付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達現状にかんがみて当面継続する。	2a	事業については将来的に廃止することも含め検討していたが、平成25年1月24日の閣議決定において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の当面凍結を受け、検討を見送っていたところである。 平成25年12月24日の閣議決定において、大学評価・学位授与機構と「統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたところであるが、国立大学附属病院が直面する施設設備整備の必要性と資金調達の現状にかんがみ、さらに文部科学省独立行政法人評価委員会において当該事業の必要性が認められていることを踏まえ、当面必要な事業を行うため、平成26年度は関連予算を計上。（平成26年度予算：56,199,826千円〔うち運営費交付金：99,826千円、財政融資資金：56,100,000千円〕）	統合後の法人において、円滑な事業の実施ができるように両法人において、検討を進める。
02 施設費交付事業、旧特定学校財産の管理処分、財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言	施設費交付事業の見直し（旧特定学校財産の管理処分については、施設費交付事業と一体的に検討）	22年度以降実施	事業については将来的に廃止を検討するが、国立大学法人が直面する施設設備整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみて当面継続する。	2a	事業については将来的に廃止することも含め検討していたが、平成25年1月24日の閣議決定において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の当面凍結を受け、検討を見送っていたところである。 平成25年12月24日の閣議決定において、大学評価・学位授与機構と「統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたところであるが、国立大学法人が直面する施設設備整備の必要性と資金確保の困難性等にかんがみ、さらに文部科学省独立行政法人評価委員会にて当該事業の必要性が認められていることを踏まえ、当面必要な事業を行うため、平成26年度は関連予算を計上。（平成26年度予算：運営費交付金：39,350千円）	統合後の法人において、円滑な事業の実施ができるように両法人において、検討を進める。
	事業の廃止	22年度中に実施	財産管理・処分・有効活用に関する協力・助言を廃止する。	1a	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。	
03 高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究、財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言	事業の廃止	22年度以降実施	高等教育に係る財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査及び研究を廃止する。	1a	23年度限りで廃止とし、24年度予算に関連予算を計上せず。	
		22年度中に実施	財務・経営の改善に資するための情報提供、協力・助言を廃止する。	1a	22年度限りで廃止とし、23年度予算に関連予算を計上せず。	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
04 保有資産の見直し	キャンパス・イノベーションセンター	24年度以降実施	独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成21年度より管理・運営業務を廃止し、平成23年度末までの間の経過措置として東京工業大学及び大阪大学が管理・運営業務を行っているキャンパス・イノベーションセンター（東京及び大阪）については、経過措置終了後に建物の売却や他機関への移管等を行うための準備を進める。	1a	キャンパス・イノベーションセンターについて、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学（東京地区）、大阪大学（大阪地区）に24年4月に売却した。（政府出資等に係る不要財産の売却額 東京地区：507,859千円、大阪地区：359,709千円）	
05 事務所等の見直し	学術総合センター内の講堂・会議室等の売却を検討	22年度中に実施	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間に売却することを含め、年度内を目途に結論をまとめる。	1a	学術総合センターの1、2階にある講堂・会議室等について、自治体・民間を含め広く売却を打診したところ、学術総合センターの区分所有者である一橋大学のみから取得希望があり、同大学に24年5月に売却した。（政府出資等に係る不要財産の売却額 263,180千円）	
	東京事務所等の集約・共用化	23年度中に実施	国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構の事務所等を集約・共用化することとし、大学評価・学位授与機構とともに本法人が保有する学術総合センターの一部を提供する。	1a	大学評価・学位授与機構とともに国立大学財務・経営センターが保有する学術総合センターの一部を、23年4月から、国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、教員研修センター、国立高等専門学校機構に提供し、これらの法人の事務所等の集約・共有化を図っている。	
07 法人の見直し	事業の実施主体等に関する検討を行い結論を得た上で国立大学財務・経営センターを廃止	22年度以降実施	国立大学財務・経営センターについては、当面継続される上記事業にふさわしい実施主体の在り方やセンター債券の扱い等所要の事項に関する検討を行い、その結論を得た上で、廃止する。	2a	平成26年3月を目途に国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、大学入試センターと大学評価・学位授与機構の統合後の法人に移管するために必要な検討を具体的に進めていたが、平成25年1月24日の閣議決定において、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）の当面凍結を受け、検討を見送っていたところである。 平成25年12月24日の閣議決定において、大学評価・学位授与機構と「統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたことから、平成27年4月以降可能な限り早期の統合に向け、大学評価・学位授与機構と必要な検討や作業を具体的に進めている。	統合に向けた必要な検討・作業を進めるとともに、今後、統合時期等政府の方針が明確になった際に、その方針を踏まえて、検討等を加速する。

No.	33	所管	文部科学省	法人名	国立大学・財務経営センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	事務及び事業の見直し	奨学寄付金の受入れ及び配分	融資等業務に密接に関連する業務に特化することとしたことに伴い、平成21年3月までに寄付金の受入れ及び配分事業を廃止する。	1	平成21年3月末をもって、寄付金の受入れ及び配分事業を廃止した。	
2	事務及び事業の見直し	民間資金導入の検討	財政投融資資金によるほか、民間資金の活用観点から、現在進めている病院PFI事業（パイロットモデル）の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金導入について検討することとし、平成20年度内に一定の結論を得る。	1	国立大学法人等における病院PFI事業については、パイロットモデルとして筑波大学附属病院が平成20年度に事業契約締結を行ったところであり、その取組を進めている。また、小規模な設備の整備については、各国立大学法人が民間金融機関からの資金導入を活用できることとした。	
3	事務及び事業の見直し	保有資産の見直し（キャンパス・イノベーションセンター）	キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得る。	1	平成21年度よりキャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務を廃止し、平成23年度までの間は経過措置として、その土地・建物の一部を所有している東京工業大学、大阪大学が管理・運営業務を行うこととした。さらに、平成22年12月の閣議決定を踏まえ、経過措置終了後の建物の売却や他機関への移管等の準備を進めた結果、土地を所有し、かつ、建物を区分所有していた東京工業大学（東京地区）、大阪大学（大阪地区）へ平成24年4月に売却した。	
4	事務及び事業の見直し	事務所の見直し（学術総合センター内の会議室）	平成21年3月までに学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について検討する。	1	当法人の運営評議会委員や国立大学等の利用者から意見聴取し、検討を行った結果、引き続き当センターにおいて管理運営を行うこととしたが、平成22年12月の閣議決定を踏まえ、一橋大学へ平成24年5月に売却した。	
5	組織の見直し	組織体制の整備	平成18年度に行った事務・事業の見直し結果等を踏まえ、引き続き、業務の重点化や効率化に取り組むとともに、人件費削減を推進するため、部課等の再編や人員配置の合理化等について検討を行う。	1	平成18年度の事務・事業の見直し等を踏まえ、平成19年度以降、セミナー・研修事業や財務・経営に関する情報提供等などの事業の廃止により業務の重点化・効率化を図るとともに、平成24年度においては、5月に完了した大学共同利用施設の売却による当該施設の管理・運営業務の移管及びセンターの今後の事業展開等を踏まえ、事務組織の見直し及びプロパー職員の新規採用を行った。	
6	運営の効率化及び自律化	既存事業の見直し	運営費交付金を充当して行う業務について、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（退職手当を除く。）に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費（退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。	1	文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、適正に執行しつつ、年度計画以上の効率化を達成している。 また、平成24年度においては、一般管理費については、学術総合センター建物管理等業務や千葉本部の賃貸借などの契約内容の見直しや消耗品費の削減等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、16.0%の効率化を達成した。また、事業費については、広島大学跡地管理経費の削減、例年印刷製本していた印刷物の電子化等の実施により、事業費の決算額において、44.0%（研究部廃止分を除くと13.0%）の効率化を達成した。	
7	運営の効率化及び自律化	管理運営費の効率化	大学共同利用施設の管理運営費等について業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。	1	業務の効率化の成果については、毎年度、業務実績報告書などにおいて公表を行っている。	

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	日本原子力研究開発機構

(平成26年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>● 原子力機構の保有する資産については、適宜その必要性等について厳しく検証を行っている。不要と認められたものについての具体的な取組状況は、以下のとおり。なお、今後も保有資産の見直しを行っていく。</p> <p>○ 那珂核融合研究所の未利用地は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において処分することとされたことに基づき、平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に売買契約を締結した。平成26年度に納付予定であるが、納付額は未定。</p> <p>● 独立行政法人整理合理化計画を受けて平成21年3月に策定した方針に従い、当時、機構全体で保有する宿舍317棟3,310戸のうち、82棟529戸を閉鎖・廃止し、また同方針に基づき検討した結果8分室のうち4分室を廃止することとしており、このうち撤去等が完了した以下の宿舍跡地(茨城県水戸市ほか)及び廃止した分室について、平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に4件、平成26年2月に2件について売買契約を締結した。売却にいたらなかった宿舍跡地等については、引続き売却に向けた手続きを進めている。また、同方針及び今後の利用が見込まれないことから廃止することを決定した以下の6件の宿舍跡地等については、平成26年4月に不要財産の処分に係る申請を行い、5月末に認可されたことから、新たに売却に向けた手続きを開始した。</p> <p>売却契約を締結した宿舍跡地等</p> <p>(1) 旧権現山住宅 ①実物 ②土地 ③18,762千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成26年度納付予定</p> <p>(2) 旧神応寺住宅 ①実物 ②土地 ③52,028千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成26年度納付予定</p> <p>(3) 旧南中前厚生用地 ①実物 ②土地 ③10,048千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成26年度納付予定</p> <p>(4) 青山分室 ①実物 ②土地、建物 ③771,752千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成26年度納付予定</p> <p>(5) 旧福吉社宅 ①実物 ②土地 ③8,032千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成26年度納付予定</p> <p>(6) 夏海分室 ①実物 ②土地、建物 ③126,651千円 ④金銭納付 ⑤納付額未定、平成26年度納付予定</p>

	<p>(前項からの続き) 売却手続きを継続している宿舎跡地等</p> <p>(1)旧第2新原住宅 ①実物 ②土地 ③74,603千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(2)旧百樹園社宅 ①実物 ②土地 ③105,402千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(3)旧倉吉寮 ①実物 ②土地 ③27,667千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(4)旧上灘社宅 ①実物 ②土地 ③154,906千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(5)旧余戸谷社宅 ①実物 ②土地 ③20,079千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>売却手続きを開始した宿舎跡地等</p> <p>(1)荒谷台診療所用地(一部) ①実物 ②土地 ③77,766千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(2)第1新原住宅 ①実物 ②土地 ③115,000千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(3)元吉田住宅 ①実物 ②土地 ③140,000千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(4)並榎東住宅 ①実物 ②土地 ③26,800千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(5)綿貫住宅 ①実物 ②土地 ③24,868千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(6)箕輪団地(一部) ①実物 ②土地 ③44,220千円 ④金銭納付 ⑤未定</p> <p>(①実物/金融/その他資産の別、②資産の名称、③21年度末時点での簿価額、④金銭納付/現物納付の別、⑤国庫納付の見込額・時期)</p> <p>これに加え、老朽化及び入居率が低調な宿舎等については、平成26年度までに段階的な集約化を進め、その結果不要となる宿舎等について処分を行うこととしている。</p> <p>● 平成21年度は第1期中期目標期間の最終年度であったため、利益剰余金として、397,620千円を国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>● 上記宿舎跡地等については、民間出資が含まれることから独立行政法人通則法第46条の2及び第46条の3に基づき売却の上、売却収入を国庫に納付することとし、現在手続きを進めているところである。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 貸付資産については、不動産等管理規程において「機構の業務目的に限る場合等」と定めており、規程に則した運用を図っている。新規貸付契約時に規程に則した判断を行い貸付けを決定しているが、契約更新時においても、単に自動延長等とはせず、毎年度内容等を精査の上、改めて契約手続きを行うこととしている。</p> <p>● 特許等知的財産権の管理については、機構の維持管理等基準に基づき、権利化後一定期間経過時に、産業界における実施の可能性及び機構の事業の円滑な遂行への寄与の観点から、機構内に設置した「知的財産審査会」において権利の維持又は放棄を審査し、自主的な不断の見直しを行っている。この見直しの結果、平成24年度は135件の特許権を放棄した。平成25年度は376件の特許権を放棄した。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所等の運営について、東京地区での必要な機能及び人員、面積を検討し、東京地区の機能として保有する必要性等の検証を行った。その結果、東京地区に存置すべき機能を必要最小限とすべく、平成23年3月に東京事務所の移転、5月に埋設事業推進センターの東海地区への移転、5月にシステム計算科学センターの東大柏キャンパスへの移転等を順次行い、東京地区の業務拠点を従来の3拠点から1拠点に集約するとともに、フロア面積の縮減や会議室の共用化等、規模、経費の大幅な合理化を図った。 ○ システム計算科学センターの運営については、上野における事業を廃止し、その機能を東大(柏キャンパス)内へ平成23年5月に移転した。平成24年度は平成22年度との比較で211、229千円減額された。本件は、平成23年度をもって見直し措置を完了した。 ● 埋設事業推進センターについては、主務省と調整してきた実施計画書の策定が終了し、東京地区での業務拠点が必要でなくなったことから、平成23年5月に東海地区へ移転し、経費の削減を図った。
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 東京事務所(内幸町)について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ パリ事務所については、情報通信研究機構との共用化(平成23年4月)に続き、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構と事務所共用化の準備を進め、平成26年2月までに4法人の共用化を完了した。</p> <p>ワシントン事務所も、宇宙航空研究開発機構と現契約更新時(平成27年3月)に共用化することとし、具体的な協議を継続している。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 出張者用宿泊施設である分室については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日、閣議決定)等を受けて、原子力機構の保有する8分室のうち、3分室を宿舎に転用、4分室を廃止した。具体的には青山分室(東京地区)及び夏海分室(大洗地区)は平成23年度末に廃止し、上齋原分室(人形峠地区)は平成24年度末に廃止した。土岐分室(東濃地区)、榑川分室(敦賀地区)及び下北分室(青森地区)については、上記整理合理化計画及び平成24年4月3日に行革実行本部が決定した「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」に基づき災害、テロ等を含め政府と連携して迅速な対応が求められ緊急参集する必要がある職員が利用することから宿舎に転用することとし、土岐分室は平成23年度から、榑川分室、下北分室は平成24年度から宿舎に転用した。また、東海分室及び阿漕ヶ浦分室(東海地区)については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成21年12月9日付 政策評価・独立行政法人委員会報告)において緊急時やトラブル対応のため東海地区に分室は必要と認められたものの、どちらか一方を存続させることで足りるとされたことから、阿漕ヶ浦分室を廃止し、東海分室に集約化を図った。廃止した青山分室及び夏海分室については、平成24年度に不要財産処分に係る申請を行った結果、認可され平成25年度に処分した。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 東京事務所(内幸町)について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。</p> <p>● 職員宿舎については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日、閣議決定)を受けて平成21年3月に策定した方針に従い、当時、機構全体で保有する宿舎317棟3,310戸のうち、82棟529戸を閉鎖・廃止することとし、平成26年3月末現在で529戸全てを閉鎖・廃止とした。今後は可能なものから売却等の手続きに着手する。</p>
---	--

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 契約審査委員会等において少額随意契約基準額を超えるの案件について厳格に審査し、競争性のない随意契約については、核不拡散、核物資防護、原子力災害防止等の観点から真にやむを得ないものを除き、平成20年度から原則として一般競争入札等へ移行し、競争性のない随意契約を大幅に減少させた。(競争性のない随意契約件数の割合平成20年度25.4%→平成25年度5.0%)</p> <p>また、一般競争入札等についても、実質的な透明性、公平性、競争性、経済性が確保されるよう、以下の取組みを継続し実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告期間については、従来原則10日以上としていたものを14日以上に、また、総合評価落札方式及び企画競争では原則20日以上とするのと同時に、仕様書の機構ホームページへの掲載を行った。 ・入札参加条件については、過度な入札条件を禁止し、複数の業者が入札に参加できるよう入札参加条件を見直した。 ・発注規模の見直しについては、業務請負契約の仕様内容を見直し、原子力分野における専門性を必要とする業務と専門性を比較的不要としない業務に分類し、それぞれ関連する業務があるものは契約の統合化を実施し、応札者の拡大及び経費削減を図った。 ・応札業者の参入拡大を図るため、電子入札を導入した。 ・平成24年度から原則として関係法人との随意契約は行わないこととし、やむを得ず関係法人と随意契約を行う場合は、契約件名、金額、理由をHPにおいて公表した。 ・国において認められている有資格者を機構の競争参加資格者とすることにより、競争参加資格者の拡大を図る。(約4,500社⇒約73,000社に増加) ・複数の関係法人からの入札については、工事以外の場合においても、原則として、工事契約における条件を準用し、当該関係法人間で入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係がある場合は同一入札への参加は認めないこととする。 ・公認会計士や弁護士等外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会において契約状況を評価いただき、契約業務の改善に反映する。 ・関係法人のみからの応札案件については、件数および契約件名をHPにおいて公表する。
--	--

(前項からの続き)
 ・従来、国同様に随意契約を行っていた少額随意契約基準額以下の案件について、より競争性を高めるため、電子メールを利用した機構独自の参入公募型競争入札システムを構築し、導入した。
 ・平成25年度から更なる応札業者の参入拡大を図るため、積極的な調達情報の提供を目的にメールマガジンによる調達情報の配信を開始するとともに、入札説明書を機構HPに掲載した。

平成22年度の状況
 (金額ベース(単位:千円))
 一般競争入札等 108,772,968千円(78.9%)、競争性のない随意契約 29,090,177千円(21.1%)
 (件数ベース(単位:件))
 一般競争入札等 4,566件(93.0%)、競争性のない随意契約 344件(7.0%)

平成23年度の状況
 (金額ベース(単位:千円))
 一般競争入札等 100,760,164千円(82.9%)、競争性のない随意契約 20,748,444千円(17.1%)
 (件数ベース(単位:件))
 一般競争入札等 4,538件(93.0%)、競争性のない随意契約 344件(7.0%)

平成24年度の状況
 (金額ベース(単位:千円))
 一般競争入札等 132,408,685千円(92.8%)、競争性のない随意契約 10,325,741千円(7.2%)
 (件数ベース(単位:件))
 一般競争入札等 4,439件(95.3%)、競争性のない随意契約 221件(4.7%)

平成25年度の状況
 (金額ベース(単位:千円))
 一般競争入札等 205,115,321千円(94.5%)、競争性のない随意契約 11,974,089千円(5.5%)
 (件数ベース(単位:件))
 一般競争入札等 4,762件(95.0%)、競争性のない随意契約 249件(5.0%)

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、日本原子力研究開発機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 平成22年12月に関連法人の利益剰余金の有無について調査を行った。随意契約の徹底した見直し等により、コスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には、当該利得について返還を求めるなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対応に努める。</p>

④ 調達の見直し

○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。

特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。
 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。
 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。
 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。

● 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始した。茨城地区の4拠点(本部・東海・大洗・那珂)において共同調達を一般競争入札により行い、経費削減や業務の効率化を図っている。
 実施例:平成25年度PPC用紙(A4)売買単価契約 単価0.39 円/枚 (物価資料 0.65円/枚)、(平成24年度 単価0.46 円/枚、平成23年度 単価0.42 円/枚、平成22年度 単価0.43円/枚)

また、原子力機構は、経費削減を重視した発注を心がけるものの、対象範囲・品目を拡大した調達とすることにより対応可能業者が大手企業に限定されないよう「官公需制度」にも留意し、広く中小企業も参加できるような公平性のある契約とすることとしたいと考えている。
 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。

- ア)少額随意契約基準額を超える全ての案件にについて契約審査委員会等において厳格に審査し、競争性、透明性を確保すべく、応札者を限定するような過度の入札条件を禁止し、複数の業者が入札に参加できるように入札条件を見直した。
- イ)契約請求部署において、リースも含め2社以上の見積もりによる価格比較を行っている。また、機構の各部署が保有している分析機器等のインフラの有効活用を図るため、保有部署以外の利用に供することができる機器のリストを作成し、イントラネットに掲載して機構内に周知し、活用を進めた。
- ウ)同一又は類似のものの契約金額等を情報収集し、適正価格の把握に努めている。

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 原子力関連施設を設置する場合、原子炉等規制法に従って許可を受ける必要があり、その運転にあたっては、設置者自らが責任を持って行うことが、許可を受ける際の条件となっている。そのため、官民競争入札による民間事業者が原子力関連施設の管理・運営業務全般を行うことはできないが、内容が比較的定型化・単純化された業務の支援等については、効率化、経費節減を図る観点から、設置者自らの厳格な管理の下に可能な限りアウトソーシングを図っているところであり、今後も必要に応じ進めていく。</p> <p>● 平成26年度の公共サービス改革基本方針に基づき、下記6事業について、第三者委員会である「官民競争入札等管理委員会」が入札プロセスを管理してプロセスの透明性・中立性・公正性を確保する「民間競争入札」により契約手続きを実施することとし、以下の1事業(2)⑥)について、平成26年度中に民間競争入札により契約手続きを行う。</p> <p>(1) 行政情報ネットワークシステム関連業務</p> <p>① 基幹業務用シンクライアントシステムの運用支援業務(契約期間:平成25年4月から平成28年3月)</p> <p>(2) 独立行政法人の業務</p> <p>① イオン照射研究施設等利用管理支援業務(契約期間:平成26年4月から平成29年3月)</p> <p>② 電子加速器・コバルト照射施設の運転保守業務(契約期間:平成26年4月から平成29年3月)</p> <p>③ 原子力計算科学プログラム作成業務(契約期間:平成25年4月から平成28年3月)</p> <p>④ 原子力コードの高速化・計算機性能評価業務(契約期間:平成25年4月から平成28年3月)</p> <p>⑤ 洗濯場・一般廃棄物処理施設の運転等に係る業務請負(契約期間:平成26年4月から平成29年3月)</p> <p>⑥ 原子力機構基幹情報システムの運用支援業務※(契約期間:平成27年4月から平成30年3月)</p> <p>※「情報セキュリティ対策システム等の運用支援業務(契約期間:平成27年4月から平成30年3月)」及び「大型計算機システム等の運用支援業務(契約期間:平成27年4月から平成30年3月)」を統合した。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>● 役職員の報酬・給与等については、公表資料で毎年度公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>● 給与水準については、監事監査及び評価委員会における事後評価において、類似民間企業と機構との給与水準の比較等の観点から厳格なチェックを受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● H23年11月の『提言型政策仕分け』における『多額の予算を執行していることの説明責任を果たすべきである』との評価結果も踏まえ、原子力機構では、H25年度概算要求及びH23年度執行実績から、主要な事業単位ごとに要求内容及び実績内容を公表することとしている。</p> <p>○ 高速増殖炉サイクル技術の研究開発に必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整備するため、機構外委員を含む「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」を設置した。これまでに同委員会で積算方法及び削減方策について検証し、予算要求に反映している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 内部監査業務については、法務監査部監査課を始めとし、的確に実施するための体制維持に必要な組織・要員が確保されている(例:原子力安全監査…原子力安全監査課、情報セキュリティ監査…システム計算科学センター、等)</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>● 機構の施設・設備を外部の利用に供する場合には適正な対価を徴収することができるのと業務方法書の定めに基づき、施設の運転に係る経費を徴収することを原則として、供用施設の減価償却費、施設保守費、消耗品費、人件費、光熱水費等を踏まえて施設利用料金を設定し、定期的に見直している。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構保有特許の産業界での活用を促進するため、「特許・実用新案閲覧システム」を機構ホームページに公開している。また、産学官関連会合等での特許内容及び関連製品紹介、技術相談等により機構保有特許の実施許諾等を促し、特許収入等の拡大に努めている。なお、平成25年度の特許等の収入は12,871千円であった。
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成18年1月以来、「研究開発・評価委員会」を設置し、研究開発課題の評価と研究開発に関する事項について討議を行っている。各委員会は大学、他機関における関連分野専門家で構成され、理事長から各委員会への諮問により、事前・中間・事後評価の結果が答申されている。 ● 平成18年2月に「経営顧問会議」を設置し、経営の健全性、効率性及び透明性を維持するために客観的、専門的かつ幅広い視点から経営上の重要事項について包括的に助言・提言を受けている。会議は科学者、社会学者、弁護士など多岐にわたる分野の有識者から構成される。これまで13回開催している。 ● 平成18年9月に「研究開発顧問会」を設置し、国際的中核拠点を目指す機構の原子力研究開発の推進に関して研究開発の指導的立場にある有識者から助言、提言等を受けている。顧問会の委員は「研究開発・評価委員会」の各委員長及び民間の研究機関の所長クラスの有識者など各研究開発分野の専門家からなる。これまで9回開催している。
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各研究開発・評価委員会における評価結果についてはJAEA-Evaluationとして取りまとめホームページで公開している。 ● 個別研究開発の評価の具体的な一例としては、高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発に関する直近の「中間評価」が、平成21年度に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」等に則り「地層処分研究開発・評価委員会」により実施され、第1期中期計画期間の研究開発の評価と第2期中期計画以降の提言がおこなわれた。評価結果は、評価報告書(JAEA-Evaluation-2010-001)として機構のHPIにて公開するとともに、第2期中期計画の策定に反映させた。 ● 「経営顧問会議」で用いられた資料はホームページで公開している。 ● 経営顧問会議などの意見を受け、主要な事業への経営資源の重点配分、理事長ヒアリングによる経営管理システムの下での年度計画毎のPDCAサイクルにより、事業の見直しを実施している。

No	36	所管	文部科学省	法人名	日本原子力研究開発機構
----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 高速増殖炉(FBR)サイクル技術		23年度から実施	研究プロジェクトについて、優先度を踏まえた上で整理統合を行い、重点化する。特に、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については廃止する。	2a	<p>原子力機構が推進するプロジェクトについては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、東電福島第一原発事故対応や、安全対策・研究等に関して重点化を行ってきている(原子力機構予算総額+69億円、+4%(H25予算1,760億円 H26予算1,829億円))。現状での具体的な重点事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速増殖炉サイクル技術については、以下のとおり高速増殖炉「もんじゅ」について規制委員会の保安措置命令等を踏まえた安全確保対策強化対応のために必要な措置により増額、高速増殖炉サイクル実用化研究開発については政府方針による研究開発の再編・開始により減額し、正味増額(H25予算28,902,395千円 H26予算29,952,194千円)としている。 高速増殖炉「もんじゅ」については、施設の安全対策・維持管理に必要な取組を確実に実施するとともに、平成25年5月の原子力規制委員会からの保守管理に関する保安措置命令を踏まえた安全確保対策強化に対応するため点検・検査費等が増額となった。(H25予算17,379,086千円 H26予算19,857,807千円)。 平成26年度からは「エネルギー基本計画」等に基づき、国際協力で実施する安全強化、廃棄物減容・有害度低減に重点化した研究開発に再編・着手(98,226千円、3.5%(H25予算2,812,212千円 H26予算2,713,986千円))している。 高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発では、原子力機構全体として東電福島第一原発事故対応に関する取組への重点化も考慮し、H26年度までに必要な技術基盤を整備し、地層処分事業の実施主体や、安全規制機関への成果の提供という中期計画に影響の無い範囲で、予算の縮減(998,494千円、14%(H25予算7,288,079千円 H26予算6,289,585千円))を図っている。 なお、費用負担増を伴わずにその内容に重点化が図れるよう幌延の深地層研究施設計画では、PFI方式による研究坑道の整備等の契約の導入(民間活力導入)を行っている(平成23年2月よりPFI方式で実施、従来方式に対し総支出(現在価値換算)で約29%(約90億円)の縮減)。 核融合研究開発については、国際約束で進めるITER(国際熱核融合実験炉)計画及び幅広いアプローチ(BA)活動への重点化を実施しており、従来の炉心プラズマ及び核融合工学に関する研究開発を縮小(147,029千円、33%(H25予算445,537千円 H26予算298,508千円))している。 	文部科学省の原子力機構改革本部が示す改革の方向性を受けた当機構の改革方針や国によるエネルギー政策や原子力政策の方向性を踏まえ、引き続き、各事業の重点化や効率化を図っていく。

02	高レベル放射性廃棄物 処分技術研究開発	研究プロジェクトの重点化			<p>・量子ビーム応用研究については、量子ビームの高品位化及びこれらを活用した環境・エネルギー、物質・材料等の分野における基礎基盤研究と産業利用に貢献する研究開発を実施しており、研究業務の効率化等により、予算を削減（ 640,585 千円， 21%（H25予算 2,991,714千円 H26予算 2,351,129千円））した。</p> <p>なお、量子ビームテクノロジーを用いた生命科学に特化した研究については、そのH23年度予算を廃止した。また、量子ビーム応用研究部門の該当するグループを廃止し、組織の整理統合を図り、現在に至っている。</p> <p>・原子力基礎基盤研究では、放射性廃棄物の処理処分に対する社会のニーズに対応して、分離変換技術以外の原子力の基礎基盤に係る予算の縮減とグループの統廃合、人員配置の見直し等の組織改編を図りつつ、文部科学省の群分離・核変換技術評価作業部会での評価を踏まえ、放射性廃棄物の減容化・有害度低減に資する分離変換技術の研究開発を重点化（ +266,050千円， +23%（H25予算1,165,640千円 H26予算1,431,690千円））した。</p> <p>また、安全・核不拡散研究では、東電福島第一原発の事故を受けて、軽水炉の安全性の研究、特にシビアアクシデントの進展と環境への影響を評価する手法の信頼性を高めるための研究を重点化（ 463,998千円， 68%（H25予算 681,468千円 H26予算 217,470千円））した。</p> <p>さらに、再処理技術開発では、東電福島第一原発事故を踏まえた安全対策等に取り組みつつ、高度化ガラス溶融炉への更新時期を踏まえたガラス固化技術に関する研究、低レベル放射性廃液の満杯時期及び処分場における廃棄体仕様を見据えた再処理施設特有の硝酸系低レベル放射性廃液に係るセメント固化技術等に関する研究を重点的に実施しつつ、研究業務の効率化等により予算を削減（ 753,675千円， 17.2%（H25予算4,379,716千円 H26予算3,626,041千円））する計画である。</p> <p>・廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発については、自らの廃止措置、処理処分に関する技術開発を着実に進めるとともに、原子力施設の廃止措置や放射性廃棄物の処理処分の合理化、コスト削減につながることを期待できる技術開発を重点的に実施しつつ、必要経費等の見直しにより予算を削減（ 1,066,100千円， 6.8%（H25予算15,569,444千円 H26予算14,503,344千円））した。</p>	<p>文部科学省の原子力機構改革本部が示す改革の方向性を受けた当機構の改革方針や今後の国によるエネルギー政策や原子力政策の方向性を踏まえ、引き続き、各事業の重点化や効率化を図っていく。</p>	
03	核融合研究開発		23年度中に実施	<p>また、廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発及び高速増殖炉サイクル実用化研究開発等については、平成22年10月の事業仕分けの結果を踏まえ、より一層の効率的・効果的な実施に努めることとする。</p>	1a	<p>廃止措置・放射性廃棄物処理処分研究開発については、事業仕分けの結果を踏まえて平成23年度予算要求額から削減を行った。 3,783,143千円 （H23概算要求 19,901,485千円 H23予算 16,118,342千円） 参考H22予算 14,118,608千円</p> <p>高速増殖炉サイクル実用化研究開発については、事業仕分けの結果及び上記の重点化事項を踏まえ、平成23年度予算要求額から削減を行った。 491,562千円 （H23概算要求 10,500,000千円 H23予算 10,008,438千円） 参考H22予算 10,273,661千円</p>	
04	量子ビーム応用研究						
05	原子力基礎基盤研究、 安全・核不拡散研究、再 処理技術開発		23年度から実施	<p>もんじゅを軸とした高速増殖炉の開発については、必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整えとともに、電気事業者や原子力関連事業者等の関係者による外部委員会を設置し、事業の進め方に関するガバナンスの強化を図る。</p>	2a	<p>高速増殖炉サイクル技術の研究開発に必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みを整備するため、機構外委員を含む「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」を設置。これまでに同委員会で積算方法及び削減方針について検証し、予算要求に反映した。</p> <p>また、平成22年の閣議決定「独立行政法人の事務・業務の見直しの基本方針」を受けて高速増殖炉サイクル技術の研究開発の進め方に関するガバナンスの強化を図るため、「高速増殖炉研究開発マネジメント委員会」を平成23年12月に設置した。なお、本委員会の開催については、政府のエネルギー政策・原子力政策が定まるまでは維持管理等の必要な取組を除いて研究開発が凍結されていたこと、及びもんじゅの保守管理上の不備等に起因する原子力機構改革（事業の合理化、組織再編など）が進められていることを踏まえつつ、前提となるもんじゅ改革に関連して設置された各種委員会や既設の研究開発・評価委員会（外部評価委員会）等との役割分担も含め検討をしている。</p>	<p>「高速増殖炉サイクル技術予算積算検討委員会」による予算の検証により必要な経費を積算段階から精査できる体制・仕組みが整備出来た。今後とも必要に応じ適宜開催し、積算段階の予算の検証を行う。</p> <p>また、「高速増殖炉研究開発マネジメント委員会」は、原子力政策における高速増殖炉サイクル研究開発の位置付けを勘案しつつ、もんじゅ改革に関連して設置された各種委員会や既設の研究開発・評価委員会（外部評価委員会）等との役割分担を明確にすることにより、改めて本委員会の在り方等について再検証したうえで開催について検討する。</p>
06	廃止措置・放射性廃棄物 処理処分研究開発事業						
07	システム計算科学センターの 運営	システム計算科学センターの 廃止	23年度中に実施	<p>システム計算科学センター（上野）を廃止し、その機能を東京大学内へ移転する。</p>	1a	<p>システム計算科学センターの運営について、上野における事業を廃止した上で、その機能を東大（柏キャンパス）内へ平成23年5月に移転した。その結果、平成23年度予算で、52,056千円減額された。また、平成24年度は、移転前2カ月の上野の建屋賃借料、原状復帰工事費、引越費用などがさらに削減されるため、平成22年度予算との比較で211,229千円減額された。なお、本件は平成23年度をもって見直し措置が完了した。</p>	

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
08	不要資産の国庫返納	那珂核融合研究所未利用地	25年度以降実施	那珂核融合研究所未利用地を処分する。	1a	平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に売買契約を締結した。	
09	事務所等の見直し	東京事務所の廃止	23年度中に実施	東京事務所（内幸町）を廃止し、他法人の類似の事務所と共用化を実施する。	1a	東京事務所（内幸町）について廃止し、その機能を、平成23年3月末に、海洋研究開発機構、理化学研究所と同一のビル内に移転し、一部会議室の共用化を図るなど、事務所に係る規模・経費を合理化して縮小した。その結果、経費が139,473千円減額された。	
10		海外事務所の見直し	22年度中に実施	ワシントン、パリの海外事務所を他の研究開発法人と共用化するなど、海外事務所の廃止又は他機関事務所との共用化を進めるための検討を行い、具体的な結論を得る。	1a	原子力機構は海外事務所としてパリ事務所とワシントン事務所を設置しているが、平成23年4月より、パリ事務所については情報通信研究機構との共用化を実現した。この結果、事務所経費が5,459千円減額された（平成23年度）。また、宇宙航空研究開発機構及び科学技術振興機構と、現契約更新時（平成26年度）に事務所等を共用化することとし、具体的な協議を継続している。ワシントン事務所も、宇宙航空研究開発機構と、現契約更新時（平成27年3月）に共用化することとし、具体的な協議を継続している。	
11	取引関係の見直し	調達に係るベストプラクティスの抽出と実施	23年度中に実施	経費節減の観点から、研究開発等の特性に応じた調達の仕組みについて、他の研究開発法人と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。	1a	平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議（関係府省）及び検証会議（関係法人）において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について（中間整理）」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。	
12	人件費の見直し	ラスパイレス指数の低減	22年度から実施	管理職手当の見直し等によりラスパイレス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を更に図る。	2a		

No.	34	所管	文部科学省	法人名	日本原子力研究開発機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
1	【原子カシステムの研究開発等研究開発業務】	○機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。	2	六ヶ所再処理工場の設計・建設・試運転に対して、昭和57年6月に技術協力基本協定を締結して、技術移転を進めているところ。現在、六ヶ所再処理工場は、新規制基準への適合確認を原子力規制委員会へ申請し、平成26年10月の事業開始(竣工)を目指しているところであり、竣工に向けて技術者の派遣を行っている。	引き続き技術者の派遣を行うこと等により技術移転を進めていく。
2		○「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。	1	「自由電子レーザー(FEL)」等の施設の廃止については、平成21年3月に廃止措置実施計画を策定し、廃止措置着手・完了年度を決定した。	
3	事務及び事業の見直し 【展示・理解促進活動】	○展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。	1	<p>・平成21年3月に改定したアクションプランに基づき、平成21年度においては前年度実績を数値目標に教育機関との連携や実験教室・イベント等を開催した結果、対前年比4.8%の入館者増、5%の支出削減を達成するとともに、会議室の利用及び実験教室での教材の有料化を開始し、10.7%の利用料・入館料の収入増加を図り効率的な運営を行った。平成22年度からは第2期中期目標期間中の「展示施設の利用効率向上のためのアクションプラン」を策定し、5年間での入館者、経費及び収入の総合的なポイント制による目標（5年間で15ポイントの効率化）を設定し、さらなる運営経費の大幅削減や入館者増の努力を行った結果、平成22年度では10ポイント、平成23年度においては22ポイントを達成した。</p> <p>・平成23年度においては、整理合理化の観点から展示施設（9施設）の廃止も含めた抜本的な見直しの検討を行い、必要性の厳格な精査を行った。その結果を「見直し方針」として取りまとめ、平成24年8月末に公表した。本見直し方針では、既に平成23年度で展示施設としての運営を停止した「テクノ交流館リコッティ（東海）」、「アトムワールド（東海）」、「アクアトム（敦賀）」、「エムシースクエア（敦賀）」、「人形峠展示館（岡山）」の5施設に加え、「ゆめ地創館（幌延）」についても、立地地域との約束に基づく事業説明及び情報公開の場として用いることとし、展示施設としての運営を停止した。また、「むつ科学技術館（青森）」、「大洗わくわく科学館（大洗）」、「きつつ光科学館ふおとん（京都）」の3施設についても、運営の合理化努力を継続することとしている。</p>	
4	【J-PARCの運営の効率化】	○大強度陽子加速器施設（J-PARC）については、平成19年度末を目途に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。	1	平成19年度の加速器試験等の実績を踏まえ検討を行い、 <ul style="list-style-type: none"> ・電力料金の高い夏季における運転時間の短縮を図る ・異なる組織・施設（JAEA-KEK、加速器施設-実験施設等）において共通する業務（放射線管理業務等）は、J-PARCとして一括契約することにより、委託業務契約人員を一元化するなど経費圧縮を図る など、J-PARC経費の圧縮等運営の効率化の方向性について平成20年3月に結論を得た。	
5	【自己収入の増大】	○共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。	1	自己収入の増大に係る目標について、平成21年3月に以下の通り決定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度（第2期中期目標最終年度）の自己収入額（売電収入を除く）を平成20年度実績額の3%増 ・平成21年度から平成26年度の6年間の自己収入総額1,055億円 ・「もんじゅ」売電収入について、性能試験から第1サイクルまでの目標（暫定）は総額30億円（なお、今後性能試験及び本格運転の計画が明確になった時点で見直す予定） 	

6	運営の効率化及び自律化	【保有資産の見直し】	○使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地（西地区）」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。	1	【使用されていない宿舎・宿舎跡地】 平成20年3月に売却に向けた準備を行うことを決定した。平成22年の独立行政法人通則法の改正の趣旨を踏まえ、平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により4件の売買契約を締結した。売却にいたらなかった宿舎跡地等については、引続き売却に向けた手続きを進めている。	
				1	【老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎】 平成21年3月に保有財産の効率的な活用の観点から必要数を確保しつつ集約化を行うとともに、不要となる宿舎（82棟529戸）の廃止を進めることとする方針を決定し、平成25年6月末までに526戸を閉鎖・廃止とした。残りについては平成25年度末をもって閉鎖・廃止する予定であり、可能なものから売却等の手続きに着手する。	
				1	【那珂核融合研究所の未利用地（西地区）】 平成20年11月に当該資産の処分方針を決定。平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に売買契約を締結した。	
7		【業務運営体制の整備】	○青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行う。	1	原子力機構の保有する8分室のうち、櫛川分室、土岐分室及び下北分室の3分室については宿舎への転用を図り、青山分室、夏海分室、上斎原分室及び阿漕ヶ浦分室の4分室については廃止することとした。また、青山分室及び夏海分室については平成25年1月に不要財産の処分に係る申請を行い、3月末に認可され、一般競争入札により6月に青山分室の売買契約を締結した。なお、夏海分室については売却に至らなかったため、引続き売却に向けた手続きを進めている。	
8			○コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。	2	コンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にし、一層の強化を図るため、Eラーニングや炉規法施設等を対象としたチェックシート作成による申請書類の確認等の取組を実施するとともに、各組織においてPDCAサイクルによる運営、ISOの積極的取得による客観的評価の導入、品質保証活動の取組を実施した。また、コンプライアンスの徹底のため、全従業員に対するコンプライアンス通信の毎月発信、複数の組織が連携して行う研修の実施等、コンプライアンス意識向上に向けた取組を実施している。さらに、内部統制強化のための取組として、経営管理能力や判断能力の向上に資するための各階層の職員を対象としたマネジメント研修等を実施している。	原子力機構の改革計画に基づいて実施した組織改編により、理事長のトップマネジメントが有効に機能する業務運営を図るとともに、引き続きコンプライアンス意識の高揚、内部統制の強化に向けた方策を実施する。